

# 第3章

## 施策分野ごとの基本方向

この章では、6つの政策の柱を具体的に施策として展開するために、行政分野を防災・減災・県土保全、くらしの安全・安心、水資源などの施策分野（全29分野82施策）に分け、政策の柱に沿って体系化し、それぞれの施策ごとに、10年後の目指す将来像、課題・対応、取組方針、主な具体的取組、指標を示します。

|      |   |
|------|---|
| 施策体系 | <b>1 安全・安心のくらしさが</b><br>（施策分野） 防災・減災・県土保全、くらしの安全・安心、水資源               |
|      | <b>2 楽しい子育て・あふれる人財さが</b><br>（施策分野） 子育て、教育、生涯学習                        |
|      | <b>3 人・社会・自然の結び合う生活さが</b><br>（施策分野） 福祉、健康、医療、環境、ユニバーサルデザイン、男女共同参画、人権  |
|      | <b>4 豊かさ好循環の産業さが</b><br>（施策分野） 雇用・労働、農業、林業、水産業、企業立地・商工業、エネルギー、流通、情報発信 |
|      | <b>5 文化・スポーツ・観光の交流拠点さが</b><br>（施策分野） 文化、スポーツ、観光                       |
|      | <b>6 自発の地域づくりさが</b><br>（施策分野） まちづくり、交通ネットワーク、県民協働、国際化、情報通信            |

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

### 防災・減災等の体制づくり

【担当課】消防防災課、警備第二課、庁内各課（室）

#### 【目指す将来像】

風水害、震災、火災、原子力災害、武力攻撃災害等に対して、自助、共助、公助の適切な連携により迅速かつ的確に対応でき、県民の安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができる防災・減災体制となっている。

#### 【課題・対応】

東日本大震災や熊本地震等の教訓から、大規模災害時における「公助の限界」が改めて認識されているところであり、「自助」「共助」「公助」( )の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立することがより重要となっています。

さらに、熊本地震においても、東日本大震災の際に指摘された、災害時に弱い立場に置かれる要介護高齢者や障害者など要配慮者の方々への避難支援等の重要性が改めて浮き彫りになり、その対策が急務となっています。

また、災害時の混乱した状況においても適切な意思決定を行うとともに、迅速かつ的確な防災活動や住民の避難行動を実現するため、正確な災害・防災情報を幅広く収集、共有し、わかりやすく提供できる情報伝達体制の整備が必要となっています。

#### 【取組方針】

関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、県民の防災意識の醸成等による災害対応力の向上のため、防災訓練や国民保護訓練の充実を図ります。

災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、市町や学校とも連携して県民の防災リテラシー( )の向上に取り組みます。

市町や社会福祉施設等の防災計画の充実、見直しを支援します。

地域の防災力の充実のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援します。【指標1】

○ 県の災害対応の拠点である危機管理センターについては、大規模災害時においても確実に機能を発揮できるように取り組みます

○ 消防防災ヘリコプター等を活用した航空防災体制の整備を図ります。

長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、市町による避難所での居住性や安全性の確保の取組を支援します。

関係機関との連携により、災害現場等における治安の確保に努めます。

避難行動要支援者( )の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援します。(削除)

市町において福祉避難所( )の充実が図られるよう努めます。【指標2】

○ 県、市町、防災関係機関相互の災害時等における無線通信網の整備・充実を図ります。

災害情報等の迅速・確実な伝達体制の確立を図ります。また、よりリアルな現場の情報を幅広く収集し、提供します。【指標3】

住民への防災情報の提供に当たっては、より適切な避難行動につながるよう、情報の伝え方を工夫します。

[ 主な具体的取組 ]

- ・住民、学校や防災関係機関の参加による総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護訓練等の実施
- ・各学校等への防災教育の実施の働きかけ
- ・市町や社会福祉施設、医療施設、学校、保育所の自然災害・原子力災害に係る防災計画について、必要に応じた充実、見直し等の支援
- ・消防団への理解促進のための PR や地域の実状に応じた消防団員確保対策の実施
- ・市町による自主防災組織の結成及び活性化の取組を支援するための研修会や助成事業などの実施
- ・危機管理センターの再整備（機器・設備の更新、天井等の非構造部材の災害耐性の強化等）
- ・消防防災ヘリコプターの導入の検討
- ・災害時における物資調達や介護人材の派遣等、民間事業者等との災害時応援協定の締結等による市町の避難所の生活環境改善の取組の支援、避難所指定施設の管理者との連携強化に向けた市町への働きかけ
- ・被災地域及び避難所・避難場所等の周辺におけるパトロール等の実施
- ・避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の充実・更新、福祉避難所の指定数や機能向上に向けた市町への働きかけ
- ・市町に対する福祉車両や福祉避難所の整備費補助
- ・防災訓練での災害時要配慮者の避難支援訓練の実施
- ・防災行政無線の未整備市町への整備促進や情報提供
- ・県防災行政通信ネットワークシステムの再整備
- ・地図と連携した災害・防災情報の収集・共有・提供のシステム（防災 GIS）の導入
- ・災害情報共有システム（Lアラート）による迅速な災害情報・避難情報等の提供
- ・外国人や小さな子どもたちにも伝わる「やさしい日本語」による災害・防災情報の提供の検討

【指標】

指標 1：全国 1 位である消防団員の組織率について、平成 26 年度の水準（人口千人当たり 22.8 人）を維持することを目指します。

指標 2：福祉避難所について、平成 30 年度までに県内全市町での指定完了を目指します。

指標 3：防災 GIS の導入・運用開始により、迅速かつ的確な防災対策に役立てるとともに、住民に分かりやすい災害・防災情報を提供することを目指します。

| 指標名                        | 単位 | 現状             |             |                       |            |            | 目標     |        |        |        |        |
|----------------------------|----|----------------|-------------|-----------------------|------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                            |    | H26 年度         | H27 年度      | H28 年度                | H29 年度     | H30 年度     | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>消防団の組織率（人口千人当り団員数） | 人  | 22.8           | 22.8        | 22.8                  | 22.8       | 22.8       |        |        |        |        |        |
| 指標 2<br>福祉避難所指定完了市町数       | 市町 | 5              | 10          | 15                    | 18         | 20         |        |        |        |        |        |
| 指標 3<br>防災 GIS の導入・運用状況    |    | 未導入（情報収集/基礎調査） | 仕様決定/システム整備 | 運用開始/システム拡張/住民への情報提供等 | 防災情報の収集・提供 | 防災情報の収集・提供 |        |        |        |        |        |

指標 1、3：消防防災課調べ  
指標 2：福祉課調べ

「自助」「共助」「公助」

「自助」は自らの命は自分で守ること、「共助」は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は自治体や警察・消防等による救助活動や支援物資の提供等の公的支援。

防災リテラシー

災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、自分自身を救う能力。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

福祉避難所

高齢者や障害者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所。

# 1 安全・安心のくらし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 原子力発電所の安全対策

#### 【担当課】原子力安全対策課

---

#### 【目指す将来像】

原子力発電所の安全性向上の取組が不断に行われており、県民の安全が確保されている。

#### 【課題・対応】

玄海原子力発電所3、4号機では、福島第一原子力発電所の事故後、様々な安全対策が実施され、新たな規制基準を満足しているとして、平成29年1月に原子力規制委員会の設置変更許可が行われました。

その後、現地において国の使用前検査が行われるなど、再稼働に向けた取組が進められています。

原子力発電所の安全に絶対ということはなく、不断に安全性向上の取組を行っていくことが必要です。

また、玄海原子力発電所1号機においては、平成29年7月からの廃止措置作業が進められていますが、その安全確保対策等について継続して確認していく必要があります。

併せて、福島第一原子力発電所事故の発生後、放射線、放射性物質に対する県民の関心は高いことから、玄海原子力発電所周辺環境放射線の状況を継続してお知らせしていく必要があります。

#### 【取組方針】

国や事業者に対して更なる安全性向上に向けた不断の取組を求めるとともに、安全対策の実施状況や廃止措置の実施状況を確認していきます。

玄海原子力発電所周辺の放射線・放射能調査を適切に実施し、分かりやすい形で情報提供していきます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・玄海原子力発電所の規制基準適合性審査状況及び結果の確認
- ・玄海原子力発電所の安全対策実施状況の確認
- ・国及び事業者に対する、安全性向上のための不断の取組の要請
- ・玄海原子力発電所1号機廃止措置実施状況の確認
- ・玄海原子力発電所周辺環境放射能調査の実施及び情報提供

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 建築物の耐震化の推進

【担当課】建築住宅課

---

#### 【目指す将来像】

建築物の耐震化が進み、大規模な地震発生時の建築物の被害が軽減され、防災上重要な建築物が有効に機能しており、早期の復旧・復興が図られている。

#### 【課題・対応】

防災上重要な建築物は、早急に耐震改修を行い、耐震性を確保する必要があるため、県及び市町は「耐震改修促進計画」の策定を完了し、これらの建築物の計画的な耐震化に取り組んでいます。しかしながら、建築物の耐震改修には多額の経費を要し、また、建物所有者の耐震化の重要性についての理解が進んでおらず、民間建築物の耐震化が進んでいません。

このような中、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、「大規模建築物<sup>( )</sup>」の建物所有者は、診断結果を平成 27 年 12 月末までに所管行政庁( 県又は佐賀市 )に報告することが義務化され、また、県及び市町の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物<sup>( )</sup>」、「防災拠点建築物<sup>( )</sup>」を指定することにより、所有者に対して耐震診断を義務付けることができるようになりました。

このようなことから、法による規制や国の補助制度の活用等を行い、市町と連携して住宅や建築物の耐震化を促進する必要があります。【指標 1】

#### 【取組方針】

市町と連携しながら住宅や多数の人が利用する建築物の耐震化を推進します。

改正法で耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を推進します。

改正法で耐震診断が義務化できる「沿道建築物」、「防災拠点建築物」の耐震化を推進します。

市町と連携しながら耐震化を促進するための支援を行います。【指標 3】

耐震化に関する啓発、情報提供を行います。【指標 2】

関係課と連携して県有建築物の耐震化を推進します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・耐震診断義務化建築物の耐震診断の着実な実施及び耐震化の推進
- ・県の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物」を指定し耐震診断を義務化
- ・市町の「耐震改修促進計画」で「沿道建築物」を指定し耐震診断の義務化の推進
- ・県の「耐震改修促進計画」で「防災拠点建築物」を指定
- ・国の補助制度を活用して県と市町が連携した補助制度による耐震化の推進
- ・定期報告業務実施者<sup>( )</sup>や建物所有者を対象とした講習会の開催
- ・定期報告対象建築物のデータベース化及びその情報の活用による定期報告書の提出指導等を徹底
- ・市町における補助制度の相談窓口の設置、情報提供
- ・戸別訪問等による耐震化に関する積極的な普及啓発に取り組む市町への支援
- ・建築関連団体と連携した相談対応
- ・耐震性に係る表示制度の活用による啓発
- ・関係部署と連携した県有建築物の耐震化の着実な推進

指標 1：耐震診断義務化建築物（大規模建築物、沿道建築物、防災拠点建築物）のうち、大規模建築物の耐震診断実施率について、平成 27 年度までに 100%とすることを目指します。

- 指標 2：耐震診断義務化建築物（大規模建築物、沿道建築物、防災拠点建築物）のうち、大規模建築物の耐震化率について、平成 30 年度までに 70%とすることを目指します。

指標 3：定期報告対象建築物の定期報告書提出率について、平成 30 年度までに 89%とすることを目指します。

指標 4：住宅の耐震診断補助の利用実績を平成 30 年度までに累計 2,300 件を目指します。

| 指標名                          | 単位 | 現状     |        |        |        |        |
|------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                              |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>大規模建築物の耐震診断実施状況      | %  | 73     | 100    |        |        |        |
| 指標 2<br>大規模建築物の耐震化率          | %  |        |        | 55     | 60     | 70     |
| 指標 3<br>定期報告書の提出状況           | %  | 85     | 86     | 87     | 88     | 89     |
| 指標 4<br>住宅の耐震診断補助の利用実績件数（累計） | 件  |        |        | 200    | 900    | 2,300  |

建築住宅課調べ

#### 大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物（3 階以上かつ 5,000 m<sup>2</sup>以上）

学校、老人ホーム等避難弱者が利用する建築物（小・中学校（2 階以上かつ 3,000 m<sup>2</sup>以上）、幼稚園・保育園（2 階以上かつ 1,500 m<sup>2</sup>以上））

危険物貯蔵等建築物（5,000 m<sup>2</sup>以上）

上記のうち、昭和 56 年 5 月以前に新築された建築物（旧耐震基準）

#### 沿道建築物

建築物が地震によって倒壊した場合、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路（緊急輸送道路等）として県（市町）の耐震改修促進計画で指定した道路の沿道建築物。

上記のうち、昭和 56 年 5 月以前に新築された建築物（旧耐震基準）

#### 防災拠点建築物

病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として県の耐震改修促進計画で指定した建築物。

上記のうち、昭和 56 年 5 月以前に新築された建築物（旧耐震基準）

#### 定期報告業務実施者

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく調査業務を行う一級建築士、二級建築士等の資格者。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・国土保全

---

### 治水対策の推進

【担当課】河川砂防課、下水道課

---

#### 【目指す将来像】

治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策が進み、大雨のときも安心して暮らせるようになりつつある。

#### 【課題・対応】

洪水等から県民の生命財産を守るため、治水対策を促進する必要があるとともに、整備に当たっては景観や自然環境の保全を考慮して進める必要があります。

また、近年、全国各地でゲリラ豪雨や超過洪水が発生しており、関係機関と連携して総合的な治水対策を実施する必要があります。

しかしながら、河川の整備には多くの時間と費用が必要であることから、人口減少などを踏まえ氾濫域の状況や今後の地域開発計画などに配慮し、改修の必要性や優先順位付けて整備を行う必要があります。【指標1】

老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等、既存施設の機能確保のため、適切な維持管理を行う必要があります。

また、重要な河川管理施設の操作員の高齢化及び操作員不足や住民からの迅速な操作要望の高まりを受け、操作の簡素化・省力化が求められています。

水防情報の提供については、人口変動による情報提供エリアの変化や、ICT<sup>( )</sup>の発達による情報提供手段の多様化及び高齢化による情報弱者の増加に対応していく必要があります。

#### 【取組方針】

近年災害が発生した河川や、人口が集中し氾濫被害の大きい河川を中心に河川整備を行います。

ゲリラ豪雨や超過洪水に対応するため関係機関と連携しながら総合的な治水対策に取り組みます。

城原川の治水対策事業や直轄河川事業などの国が行う河川整備については、地域住民が安全で安心して暮らせるよう国にしっかり働きかけていきます。

重要構造物であるダム、排水機場、水門の計画的な維持管理を行うことで、施設の延命化と機能確保を図ります。【指標2】

河川堤防や河道内の土砂堆積や樹木繁茂状況を把握するため、定期的に点検を行い、治水上支障がある場合は適切な維持管理を行います。

施設操作にかかる労務の省力化及び迅速な操作を行うため、モデルケースを定め試行します。

市町の意見を聞きながら、市町が必要とする水防情報を適切に発信するためのシステム等の検討を進めます。

#### [主な具体的取組]

- ・河川改修事業の整備促進
- ・100 ミリ安心プラン<sup>( )</sup>(河川整備、雨水幹線水路整備等)の推進
- ・城原川の治水対策の促進に向けた、国への政策提案や協議調整
- ・直轄河川事業の促進に向けた、国への政策提案や協議調整
- ・ダムや排水機場施設等の長寿命化計画の策定
- ・排水機場ポンプ更新



- ・河川巡視・点検の実施
- ・河道内土砂浚渫
- ・河道内樹木伐採
- ・排水機場、水門の改良（遠隔操作化）
- ・ケーブルテレビの活用
- ・ホームページの充実

【指標】

指標 1：事業実施河川の整備率（％）について、平成 30 年度までに 63.3%とすることを目指します。

指標 2：河川（排水機場、水門）の重要構造物 39 施設、ダム 13 施設に関する長寿命化計画について、平成 30 年度までにすべての施設で策定することを目指します。

| 指標名                 | 単位              | 現状             | 目標                       |                |                |                |
|---------------------|-----------------|----------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     |                 | H26 年度         | H27 年度                   | H28 年度         | H29 年度         | H30 年度         |
| 指標 1<br>事業実施河川の整備率  | ％<br>(km)       | 57.3<br>(76.3) | 58.8<br>(78.3)           | 60.3<br>(80.3) | 61.8<br>(82.3) | 63.3<br>(84.3) |
| 指標 2<br>長寿命化計画の策定状況 | 施設<br>(排水機場、水門) | 0              | 39                       |                | 計画に基づく維持管理の実施  |                |
|                     | 施設<br>(ダム)      | 0              | H30 までに 13 施設すべての計画策定を実施 |                |                |                |

河川砂防課調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

100 ミリ安心プラン

従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画。

事業実施河川の整備率

河川改修が必要な区間のうち、事業を実施している区間の河川延長に占める改修済み区間の延長。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 土砂災害防止対策の推進

【担当課】河川砂防課、建築住宅課

---

#### 【目指す将来像】

土砂災害防止工事や土砂災害情報の提供など、土砂災害防止対策が総合的に進み、土砂災害から生命や財産が守られ、県民が安心して暮らせるようになりつつある。

#### 【課題・対応】

県内には、約 13,000 箇所土砂災害危険箇所があり、土砂災害から生命と財産を守るため、土砂災害防止工事に継続して取り組む必要があります。【指標 1】

しかしながら、土砂災害のおそれのある危険箇所は多く存在し、土砂災害防止施設を整備するには、多くの時間と費用が必要です。

また、土砂災害防止施設を整備する一方で、住んでいる場所が土砂災害のおそれのある地域であることを住民が認識し、住民の避難行動につながるよう、土砂災害警戒区域等( )の指定や危険箇所マップの配布などのソフト対策に取り組む必要があります。【指標 2】【指標 3】

#### 【取組方針】

避難場所、避難経路、重要幹線道路などのある地区で、「緊急性」「必要性」「効果」を総合的に判断し、優先度の高いところから着実に土砂災害防止施設の整備に取り組みます。

高齢化など現在の社会情勢を踏まえ、要配慮者利用施設のうち、24 時間滞在型の重要施設について、重点的に土砂災害防止施設を整備します。【指標 1 - 】

砂防施設の機能及び性能を長期にわたり維持するために、長寿命化計画の策定に取り組みます。

土砂災害警戒区域については、市町と連携し、区域指定に取り組みます。なお、要配慮者利用施設については重点的に区域指定の促進を図ります。【指標 2 - 】

土砂災害防止に関する情報発信を積極的に行います。

安全な避難場所の確保等避難体制の充実・強化が必要であるため、市町に対し、積極的に土砂災害警戒情報などの情報提供や防災マップ作成のための資料提供などの支援を行います。

#### [主な具体的取組]

- ・土砂災害防止工事の整備促進
- ・要配慮者利用施設のうち重要施設について、重点的に土砂災害防止施設の整備
- ・長寿命化計画の策定の進捗を図る
- ・土砂災害警戒区域の指定
- ・要配慮者利用施設における災害警戒区域等の指定
- ・防災訓練の実施
- ・土砂災害危険箇所マップの回覧等
- ・県のホームページやケーブルテレビによるリアルタイムの防災情報の発信
- ・市町の土砂災害ハザードマップ( )作成のための支援

#### 【指標】

指標 1：土砂災害防止施設の整備状況について、平成 30 年度までに 27.7% (1,000 箇所) とすることを目指します。

指標 1 - : 要配慮者利用施設のうち重要施設 71 施設（未整備 38 施設）の整備状況について、平成 30 年度までに 63.4%（45 箇所）とすることを目指します。

指標 2 : 土砂災害警戒区域等の指定状況について、平成 30 年度までに 100%（13,000 箇所）とすることを目指します。

指標 2 - : 要配慮者利用施設における土砂災害警戒区域等指定について、平成 28 年度までに 281 箇所すべて完了することを目指します。

指標 3 : 土砂災害警戒区域等指定箇所におけるハザードマップ作成支援状況について、平成 30 年度までに、100%（13,000 箇所）とすることを目指します。

| 指標名   | 単位        | 現状              | 目標              |                 |                  |                   |
|---|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|
|   |           | H26 年度          | H27 年度          | H28 年度          | H29 年度           | H30 年度            |
| 指標 1<br>土砂災害防止施設の<br>整備状況                           | %<br>(施設) | 26.9<br>(972)   | 27.1<br>(979)   | 27.3<br>(986)   | 27.5<br>(993)    | 27.7<br>(1,000)   |
| 指標 1 -<br>要配慮者利用施設<br>における土砂災害<br>防止工事の整備状<br>況     | %<br>(施設) | 42.9<br>(33)    | 49.3<br>(35)    | 52.1<br>(37)    | 57.7<br>(41)     | 63.4<br>(45)      |
| 指標 2<br>土砂災害警戒区域等<br>の指定状況                          | %<br>(箇所) | 32.9<br>(3,752) | 47.4<br>(5,400) | 61.5<br>(7,000) | 87.4<br>(11,360) | 100.0<br>(13,000) |
| 指標 2 -<br>要配慮者利用施設<br>における土砂災害<br>警戒区域等の指定<br>状況    | %<br>(施設) | 43.8<br>(123)   | 81.9<br>(230)   | 100.0<br>(281)  |                  |                   |
| 指標 3<br>土砂災害警戒区域等<br>指定箇所におけるハ<br>ザードマップの作成<br>支援状況 | %<br>(箇所) | 32.9<br>(3,752) | 47.4<br>(5,400) | 61.5<br>(7,000) | 87.4<br>(11,360) | 100.0<br>(13,000) |

河川砂防課調べ

#### 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域。土砂災害警戒区域とは、「土砂災害が生じた場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第 7 条）」。

土砂災害特別警戒区域とは、「土砂災害が生じた場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域（土砂災害防止法第 9 条）」。

#### 土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）を示した図面に、土砂災害防止法第 8 条第 3 項に規定する事項（土砂災害に関する情報の伝達方法 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項）を住民等に周知させるため、これらの事項を記載したもので、土砂災害警戒区域を含む市町の長が作成するもの。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 海岸保全対策の推進

【担当課】河川砂防課、農山漁村課、港湾課

---

#### 【目指す将来像】

海岸堤防の整備が進み、台風時などの高潮による災害が未然に防止されている。

#### 【課題・対応】

本県は台風の常襲地帯であり、佐賀・白石平野等の低平地は高潮の被害を受けやすいことから、まだ計画高まで上がっていない海岸堤防については、早期整備が必要です。【指標1】

しかしながら、有明海沿岸の海岸堤防は、軟弱地盤上に築造された干拓堤防であるため、一度にすべてを計画堤防高まで上げることが困難です。

海岸堤防の整備にはまだ期間を要することや、近年、施設設計規模を上回る台風等の発生も想定されることから、ハード対策とあわせてソフト対策も必要です。

また、今後、海岸保全施設の老朽化が見込まれるため、長寿命化計画等に沿った予防保全の考え方に基づく適切な維持管理が必要です。

唐津湾の浜崎海岸では、海岸侵食が問題となっており、その要因の調査と対策が必要です。

#### 【取組方針】

海岸保全施設の整備に当たっては、危険性の高い箇所から整備し、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

市町が作成するハザードマップ<sup>( )</sup>等の防災情報の共有を図り高潮時の迅速な対応が行えるようにします。

施設の安全性を確保するために、長寿命化計画<sup>( )</sup>を策定します。

海岸侵食が問題となっている唐津湾において、調査検討をしっかりと行ったうえで、景観等にも配慮した対策工を進めていきます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・有明海沿岸において整備の遅れている箇所や海岸背後地の利用状況を考慮し、危険性が高い海岸堤防から重点的に整備を実施
- ・年度前半からの早期発注を行うなど効果的で効率的な事業実施
- ・松浦沿岸における海岸堤防整備の計画的な実施
- ・高潮や津波に対する浸水想定図の作成など、市町が作成する高潮・津波のハザードマップ作成の支援
- ・監視カメラや潮位観測情報の地域住民の防災活動への活用促進
- ・平成30年度までの海岸保全施設の長寿命化計画策定
- ・海岸侵食対策の平成27年度までの調査・検討の実施、及び平成28年度以降の侵食対策の実施

#### 【指標】

指標1：高潮対策等の海岸堤防の整備率<sup>( )</sup>（延長）について、平成30年度までに93.8%（80.4km）とすることを目指します。

| 指標名              | 単位          | 現状               | 目標               |                  |                  |                  |
|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                  |             | H26 年度           | H27 年度           | H28 年度           | H29 年度           | H30 年度           |
| 指標 1<br>海岸堤防の整備率 | %<br>( km ) | 89.5<br>( 76.8 ) | 90.1<br>( 77.3 ) | 91.3<br>( 78.3 ) | 92.2<br>( 79.1 ) | 93.8<br>( 80.4 ) |

農山漁村課調べ

#### ハザードマップ（高潮）

施設設計規模を越えるような大規模台風時などに高潮浸水被害が発生した場合、住民が迅速に避難できるよう、浸水の範囲や深さの他、避難に関する情報を記載した地図。

#### 長寿命化計画

海岸堤防や排水樋門など、海岸保全施設の点検や診断を行ったうえで、施設を長期にわたって利用できるよう、また、維持管理費についてもコスト縮減を図れるよう、施設全体の補修や更新についての実施スケジュールをたてること。

#### 海岸堤防の整備率

台風等による高潮被害を防止できる堤防高（計画堤防高さ）までの整備延長の割合。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 農地等の防災・保全の推進

【担当課】農山漁村課、農地整備課、林業課

---

#### 【目指す将来像】

老朽化し危険となったため池の整備等が進み、豪雨による決壊などの災害が未然に防止され、あわせて、クリークの護岸整備や地盤沈下地域の用排水施設の整備が進み、農地が安全に保全されている。

#### 【課題・対応】

県西部を中心として県全域に分布している「ため池」には、堤体が脆弱化し危険な状況にあるものが多くみられ、これらのため池が豪雨などにより決壊した場合、下流域に甚大な被害を及ぼすことが懸念されるため、着実な整備が必要です。【指標 1】

一方、佐賀平野のクリークは、農業用水の貯水や送水、地域の排水などのほか、降雨を一時的に貯留する洪水調整機能も有していますが、農村地域の開発など土地利用の変化に伴う洪水量の増加などにより法面崩壊が進行し、その機能が低下し安定した農業生産に支障が生じているため、機能復旧が必要です。【指標 2】

また、佐賀及び白石平野では地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じているため、用排水路等の農業用施設の機能復旧が必要です。【指標 3】

#### 【取組方針】

平成 25 年度、26 年度に県内のため池約 2,900 箇所を対象にした一斉点検の結果、優先度の高いものから詳細調査を行い改修が必要なため池の整備工事を推進し、災害から農地を守ります。

ため池の規模や下流域の土地利用状況を勘案して、改修にかかる地元負担の在り方を検討します。

農業用ため池として利用されていないものについて、現状把握を行い、今後の在り方について検討します。

改修が必要なため池について、改修までの間、監視体制の強化やハザードマップ<sup>( )</sup>の作成などのソフト対策を推進することで災害の未然防止や被害の軽減を図ります。

既存のため池を治水対策としても有効に活用する方策を検討し、近年の気候変動における集中豪雨による湛水被害の軽減を図る市町に対し、排水計算の考え方や地元調整にかかる課題について情報提供するなど技術的支援を行います。

主要な幹線的クリーク約 173km において、国営事業(ブロックマット工法<sup>( )</sup>)による護岸整備工事を、その他のクリーク約 580km において、県営事業(木柵工)による護岸整備工事を推進し、農地の保全を図ります。

整備が必要なクリーク延長は膨大で、おおむね 10 年間で整備を完了するよう、県営事業では護岸工法を木柵工にすることでコスト縮減を図るとともに県産間伐材の有効活用を図ります。【指標 2 - 1】

生産振興部(林業課)へ早めの情報提供を行い整備に必要な間伐材を確保します。

地盤沈下対策工事を推進し農地の保全を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・老朽化ため池整備工事の実施
- ・地元負担金の在り方の関係市町と協議検討
- ・農業用ため池として利用されていないため池の把握

- ・農業用ため池として利用されていないため池の今後の在り方について、関係市町と協議検討
- ・ソフト対策の推進
- ・湛水被害軽減を検討する市町に対する技術的支援の実施
- ・クリークの護岸整備工事の実施
- ・生産振興部（林業課）へ早めの情報提供
- ・農業用排水路の整備、排水機場等の施設整備工事の実施

【指標】

指標 1：老朽化して危険なため池 1,097 箇所の整備箇所について、平成 30 年度までに 851 箇所とすることを目指します。

指標 2：クリークの総延長約 1,500km の護岸整備延長について、平成 30 年度までに 1,140 km とすることを目指します。

指標 2 - ：クリークの護岸整備における間伐材の利用量（累計）について、平成 30 年度までに 77.7 千 m<sup>3</sup> とすることを目指します。

指標 3：地盤沈下地域における用排水施設の整備により保全される農用地面積 15,535ha の保全率について、平成 30 年度までに 95.2%（14,782ha）とすることを目指します。

| 指標名                                    | 単位               | 現状               | 目標               |                  |                  |                  |
|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|  |                  | H26 年度           | H27 年度           | H28 年度           | H29 年度           | H30 年度           |
| 指標 1<br>危険なため池の整備箇所数                   | %<br>(箇所)        | 75.8<br>(831)    | 76.2<br>(836)    | 76.6<br>(840)    | 77.1<br>(846)    | 77.6<br>(851)    |
| 指標 2<br>クリークの護岸整備延長                    | %<br>(km)        | 60.3<br>(905)    | 64.0<br>(961)    | 67.9<br>(1,018)  | 71.7<br>(1,076)  | 76.0<br>(1,140)  |
| 指標 2 -<br>クリークの護岸整備による間伐材等の利用量<br>(累計) | 千 m <sup>3</sup> | 34.5             | 45.3             | 56.1             | 66.9             | 77.7             |
| 指標 3<br>用排水施設の整備により保全される農用地面積          | %<br>(ha)        | 91.5<br>(14,213) | 92.4<br>(14,362) | 93.4<br>(14,511) | 94.3<br>(14,654) | 95.2<br>(14,782) |

農山漁村課調べ

ハザードマップ（ため池）

豪雨、地震等によるため池の決壊の災害に備えて住民が迅速に避難できるように、想定される災害や避難に関する情報を記載した地図。

ブロックマット工法

合成繊維で作られたシートにコンクリートブロックを接着固定したマットを設置し、水路等の法面を保護し浸食を防止する工法。

# 1 安全・安心のくらし さが

## (1) 防災・減災・県土保全

---

### 道路防災の推進

【担当課】道路課

---

#### 【目指す将来像】

落石や土砂崩壊等の災害や老朽化による崩壊等のおそれがあった道路が整備され、道路の安全性・信頼性が向上している。

#### 【課題・対応】

県管理道路の防災点検における要対策箇所は 614 箇所であり、そのうち平成 26 年度までに 396 箇所の対策を完了しています。しかし、未だに 218 箇所が残っているため、継続して防災対策に取り組む必要があります。【指標 1】【指標 2】

また、県管理道路の道路施設については、今後、老朽化が予想されるため、適切に維持管理を行っていく必要があります。特に道路橋については、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成 21 年度から計画的な修繕に取り組んでいます。今後も利用者の安全を図り、橋梁の長寿命化及び財政支出の平準化等のため、この計画に基づく継続的な修繕を実施する必要があります。【指標 3】

なお、計画を策定した後の定期点検により、新たに修繕が必要と判断された橋梁があるため、平成 29 年度に改めて橋梁長寿命化修繕計画を策定し、この計画に基づく修繕を実施する必要があります。

#### 【指標 4】

#### 【取組方針】

県管理道路のうち、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路<sup>( )</sup>について、優先的に防災対策を行います。

県管理道路のうち、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から防災対策を行います。

県管理道路の道路施設について、老朽化に対して適切に対応するため、維持管理計画に基づく老朽化対策に取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・ 緊急輸送道路における防災対策を優先的に推進
- ・ 緊急輸送道路以外の道路における防災対策の推進
- ・ 橋梁長寿命化計画<sup>( )</sup>に基づく計画的な修繕の実施
- ・ 橋梁以外の道路施設の維持管理計画に基づく点検や修繕の実施

#### 【指標】

指標 1：緊急輸送道路における要対策箇所（126 箇所）の整備率について、平成 30 年度までに 91%とすることを目指します。

指標 2：緊急輸送道路以外の道路における要対策箇所（488 箇所）の整備率について、平成 30 年度までに 75%とすることを目指します。

指標 3：橋梁長寿命化修繕計画で要修繕と判断された橋梁（206 橋）の修繕実施率（平成 21 年度、平成 24 年度策定）について、平成 29 年度までに 100%とすることを目指します。

指標 4：橋梁長寿命化修繕計画で要修繕と判断された橋梁（52 橋）の修繕実施率（平成 29 年度策定）について、平成 30 年度までに 52%とすることを目指します。



| 指標名   | 単位        | 現状          |             | 目標          |                               |             |
|---|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------|-------------|
|   |           | H26年度       | H27年度       | H28年度       | H29年度                         | H30年度       |
| 指標1<br>緊急輸送道路における<br>要対策箇所の整備率                          | %<br>(箇所) | 73<br>(92)  | 76<br>(96)  | 81<br>(102) | 86<br>(108)                   | 91<br>(115) |
| 指標2<br>緊急輸送道路以外にお<br>ける要対策箇所の整備<br>率                    | %<br>(箇所) | 62<br>(304) | 66<br>(320) | 69<br>(335) | 72<br>(351)                   | 75<br>(364) |
| 指標3<br>橋梁長寿命化修繕計画<br>に基づく修繕実施率<br>(平成21年度、平成<br>24年度策定) | %<br>(橋)  | 59<br>(121) | 72<br>(149) | 82<br>(169) | 100<br>(206)                  |             |
| 指標4<br>橋梁長寿命化修繕計画<br>に基づく修繕実施率<br>(平成29年度策定)            | %<br>(橋)  |             |             |             | 38<br>(20)<br>うち4橋は<br>指標3に含む | 52<br>(27)  |

道路課調べ

#### 緊急輸送道路

風水害及び地震の発生直後より、被災地の災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するための道路。

#### 橋梁長寿命化修繕計画

県が管理する道路橋について、5年に1回の定期点検により橋梁の健全性を随時把握した結果に基づき、損傷が小さい段階から小まめに補修を行う取組の進め方をまとめた修繕計画。

平成21年度・・・橋長15m以上の橋梁を対象に、1巡目の点検結果から橋梁長寿命化修繕計画を策定

平成24年度・・・橋長15m未満の橋梁を対象に、1巡目の点検結果から橋梁長寿命化修繕計画を策定

平成29年度・・・橋長15m以上の橋梁を対象に、2巡目の点検結果から橋梁長寿命化修繕計画を策定

# 1 安全・安心のくらし さが

## (2) くらしの安全・安心

---

### 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進

【担当課】くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報県民課

---

#### 【目指す将来像】

犯罪の起きにくい地域社会となっており、県民が安全に、安心して暮らしている。

#### 【課題・対応】

全刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、万引きや無施錠による自転車盗難が依然として多く発生しており、安全・安心な社会を実現するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域住民、事業者、警察、行政等が一体となって、安全に、安心してくらすことができる地域社会づくりを目指す必要があります。【指標1】

また、犯罪被害者等支援については、県民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、支援員の拡充等により犯罪被害者の立場に立った施策を展開し、犯罪被害者等の保護を推進していくことが必要です。【指標2】

#### 【取組方針】

- 犯罪の防止のための自主的な活動の促進を図ります。
- 学校等における児童等の安全確保等に取り組みます。
- 犯罪の防止に配慮した環境等の整備に取り組みます。
- 事業活動における防犯への配慮等に取り組みます。
- 安全、安心に関する通報その他の措置を講じるよう努めます。
- 犯罪被害者等に対する支援に取り組みます。
- 犯罪被害者等支援への理解促進のための広報啓発活動に取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・防犯ボランティア活動の活性化のための支援
- ・佐賀県防犯ボランティア支援センターへの支援
- ・高齢者、子ども、女性等の安全確保
- ・学校、通学路等における安全確保
- ・児童等の規範意識の向上と安全に関する教育の充実
- ・犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備
- ・インターネットの安全な利用に関する啓発
- ・防犯カメラの適正な運用
- ・自転車盗難防止のための施錠等の促進
- ・犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等
- ・防犯責任者の設置等
- ・関係機関への通報その他適切な措置
- ・犯罪被害者等を支援する市町、民間支援団体等との連携強化による推進体制の整備
- ・犯罪被害者支援フォーラムの開催
- ・民間支援団体等と連携した犯罪被害者等支援の広報啓発
- ・犯罪被害者等の支援に携わる人材の育成

- ・「命の大切さを学ぶ教室」開催に向けた支援

【指標】

指標 1：防犯ボランティア研修会等への参加団体（延べ数）について、平成 30 年度までに全体の 8 割に当たる 200 団体とすることを目指します。

指標 2：県内における犯罪被害者支援ボランティアについて、平成 30 年度までに 24 人とすることを目指します。

| 指標名                                      | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |  |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |  |
| 指標 1<br>防犯ボランティア<br>研修会等への参加<br>団体数（延べ数） | 団体 | -      | 50     | 100    | 150    | 200    |  |
| 指標 2<br>犯罪被害者支援ボ<br>ランティア数               | 人  | 20     | 21     | 22     | 23     | 24     |  |

くらしの安全安心課調べ

# 1 安全・安心のくらし さが

## (2) くらしの安全・安心

---

### 交通安全対策の推進

【担当課】くらしの安全安心課、交通企画課

---

#### 【目指す将来像】

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚が図られ、交通事故の少ない安全・安心な社会となっている。

#### 【課題・対応】

本県の人口 10 万人あたりの交通事故発生件数、負傷者数は全国でも非常に多く、事故のうち追突事故が約 4 割を占めています。

また、本県の交通事故による高齢者の死者数が占める割合は 56.5%であり、全国平均(52.7%)より高く、今後、高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する事故が更に増加することが懸念されるため、事故の特徴を捉えた、重点的な取組が必要です。

自動車は「横断歩道で人がいても停止しない」、「黄色信号で止まらない」、自転車は「並進や歩行者の通行妨害が多い」といった状況が散見されるなど、道路利用者のルール遵守の不徹底と交通マナーの低さが交通事故の発生に影響を与えています。

依然として悪質性・危険性の高い飲酒運転による事故も後を絶たない状況にあることから、交通秩序の確立に重点を置いた取組が必要です。【指標 1】

#### 【取組方針】

交通安全県民運動を中心として、幼児から高齢者までを対象にし、きめ細かな交通安全教育や広報啓発活動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

交通事故分析の結果を活用した警察による交通指導取締りを始め、関係機関・団体等による子どもや高齢者の保護誘導などの街頭活動の強化を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・ 幼児から高齢者までを対象にした交通安全教育の推進
- ・ シミュレーターなどを活用した参加・体験型の交通安全教育の推進
- ・ 追突事故防止のための広報啓発
- ・ 反射材の利活用促進
- ・ シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用方法の推進
- ・ 自転車利用者に、自転車も「車両」であることを広報啓発し、交通マナーの向上を実施
- ・ 飲酒運転防止のための広報啓発
- ・ 高齢者が関係する事故の特徴を捉えた交通安全教育の推進
- ・ 交通事故分析に基づく交通指導取締りの推進
- ・ 交通実態の変化に即した交通規制及び安全対策の実施
- ・ 自転車に対する指導取締りの強化
- ・ 交通事故情報や速度取締情報の積極的な発信
- ・ 登下校時における子どもらの保護誘導活動の推進
- ・ 佐賀県民の交通マナー意識の改革

#### 【指標】

指標 1 : 交通事故の発生件数について、平成 30 年までに 6,994 件以下とすることを目指します。

| 指標名              | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                  |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>交通事故の総量抑止 | 件  | 8,870 | 8,578 | 8,286 | 7,644 | 6,994 |

くらしの安全安心課調べ

# 1 安全・安心のくらし さが

## (2) くらしの安全・安心

### 薬物乱用のない社会づくり

【担当課】薬務課、障害福祉課、法務私学課、保健体育課、組織犯罪対策課、  
人身安全・少年課

#### 【目指す将来像】

覚醒剤、危険ドラッグ<sup>( )</sup>等の薬物の乱用がほとんど見られない状況になっている。

#### 【課題・対応】

危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用が社会問題になっており、若者を中心とした乱用拡大が懸念されています。規制・取締や啓発・教育、薬物乱用者やその家族を支援するための体制確保が必要です。

#### 【取組方針】

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例に基づき、条例設置都府県、国、警察等の関係機関と連携しながら各種施策・事業を展開し、県内での危険ドラッグの蔓延を阻止していきます。

#### 【指標 1】

関係機関等と連携しながら、薬物乱用防止教室による啓発活動を進めていきます。【指標 2】  
乱用者やその家族に対する薬物依存からの回復のための支援体制を充実させます。

医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒物劇物等の流通・使用が適切に行われるよう、各法令に基づく手続の遵守や、不適正な流通・使用の防止を指導します。【指標 3】

#### [主な具体的取組]

- ・ 県条例に基づく知事指定薬物<sup>( )</sup>及び知事監視製品<sup>( )</sup>の指定、監視・指導等
- ・ 医師などによる薬物依存相談、電話相談窓口の開設
- ・ 県内小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施
- ・ 大学、短大、一般等向け薬物乱用防止講座の実施
- ・ 薬物乱用対策推進本部会の開催
- ・ 「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンや麻薬・覚醒剤乱用防止運動などの啓発事業の実施
- ・ 各種取締法（麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法、毒物劇物取締法）に基づく監視・指導の実施

#### 【指標】

指標 1：県内危険ドラッグ店舗ゼロを維持することを目指します。

指標 2：県内小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率について、平成 30 年度までに 100%とすることを目指します。

指標 3：麻薬取扱者の年間報告書確認時にあわせ、麻薬帳簿<sup>( )</sup>の記載内容を 100%確認することにより、医療用麻薬の不適正な流通・使用を防止します。

| 指標名                      | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |  |
|--------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|                          |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |  |
| 指標 1<br>県内危険ドラッグ店舗<br>の数 | 店舗 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |  |

| 指標名                                   | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|---------------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                       |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標2<br>県内小学校・中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率 | %  | 90    | 94    | 96    | 98    | 100   |
| 指標3<br>麻薬取扱者の年間報告時にあわせた麻薬帳簿の内容確認率     | %  | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |

指標1、3：薬務課調べ

指標2：薬務課、法務私学課、保健体育課調べ

#### 危険ドラッグ

ハーブやアロマオイル、バスソルトやビデオクリーナーのように一見すると人体に無害な製品を装っていても、規制薬物やそれと似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがある薬物の総称。

平成26年7月に、それまで「合法」、「脱法」、「違法」ドラッグなどと呼ばれていた薬物が、危険な薬物であるという内容にふさわしい「危険ドラッグ」という呼称に変更された。

#### 知事指定薬物

国が指定する薬物以外で、乱用されることにより、興奮、幻覚などの精神作用を及ぼし、健康被害を生じさせるおそれがある危険ドラッグの成分そのものを県条例第10条の規定により、「知事指定薬物」として指定。

#### 知事監視製品

商品の表示や販売方法などの情報から、危険ドラッグとして吸入などの方法により身体に使用されるおそれがある商品を、県条例第13条の規定により、成分検査することなく「知事監視製品」として指定。

#### 麻薬帳簿

麻薬を取り扱う施設において麻薬の管理のため、「麻薬及び向精神薬取締法」により備え付けが義務付けられている帳簿。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (2) 暮らしの安全・安心

---

### 消費生活の安定向上

【担当課】暮らしの安全安心課

---

#### 【目指す将来像】

消費生活に関する契約トラブルの十分な救済と未然防止が図られ、県民が安心して消費生活を送っている。

#### 【課題・対応】

県消費生活センターの相談業務は、平成 16 年度から専門性を有する CSO( )に委託し、相談体制及び相談日を充実するとともに、平成 18 年 5 月からは、全市町に相談窓口が設置されています。

県全体の消費生活相談件数は、平成 16 年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成 25 年度は上昇に転じました。年代別に見ると 70 歳代以上の高齢者からの相談件数が全体の 3 割を占めています。また、相談内容別では、インターネットサイト利用料などの不当・架空請求に関する相談が 3 年連続で最も多くなっています。

このような中、相談受付後はあっせんや助言により被害回復に努めていますが、悪質な手口による消費者被害は後をたちません。このため、一人ひとりの消費者が、自立した消費者となり、消費者被害・事故に遭わないよう、消費者教育の充実を図る必要があります。

また、超高齢化社会を迎え、社会構造が多様化・複雑化し、地域や家庭のつながりが弱体化、喪失するなかで、今後、消費者トラブルも多様化・深刻化していくことが懸念されます。このため、高齢者や高齢者を見守る人々に向けた啓発と相談窓口の周知に取り組むとともに、地域のネットワークを構築する必要があります。

食品等に関する計量の適正化については、事業者が使用する様々な計量器の検定検査を通じて計量器の精度保持に取り組む一方、事業者が適正な計量作業を行っているかどうかを確認するため、食品内容量調査を行っていきます。

#### 【取組方針】

安全・安心な消費生活を実現するため、相談業務、消費者教育・啓発、事業者指導を一体的に推進し、充実・強化を図ります。【指標 1】

特に、高齢者など、被害に遭いやすい消費者の被害防止対策を強化します。

計量器の検定検査、食品内容量調査を引き続き行うなど、食品等に関する計量の適正化を推進します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・市町との連携による消費生活相談窓口の充実
- ・消費者教育推進計画の策定
- ・消費者教育推進計画の普及、啓発
- ・出前講座等による消費者被害の未然防止対策の強化
- ・近隣県と連携した悪質事業者等への効果的な指導の実施
- ・行政、警察、自治会などの関係機関・団体から成る、地域ネットワークの構築による消費者トラブルの早期解決
- ・計量器の検定検査の実施
- ・食品内容量調査の実施



【指標】

指標1：契約トラブル等の相談のあっせんによる解決率について、毎年度93%以上を維持することを目指します。

| 指標名                         | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                             |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>消費生活相談のあっせんによる解決率（ ） | %  | 93    | 93    | 93    | 93    | 93    |

くらしの安全安心課調べ

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

消費生活相談のあっせんによる解決率

消費生活相談の中で、消費生活センターが消費者と事業者の間に立ってあっせんに入った案件のうち、双方があっせんを受け入れ解決した件数の割合。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (2) 暮らしの安全・安心

### 食品等の安全・安心の確保

【担当課】暮らしの安全安心課、生活衛生課、健康増進課、薬務課、流通・通商課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課、林業課

#### 【目指す将来像】

食品の衛生管理や適正な表示が徹底されるとともに、安全でおいしい水の供給が確保されており、県民が安心して食生活を送っている。

#### 【課題・対応】

食は、人の生命と健康を支える根源であり、食品の安全・安心についての消費者の関心は非常に高いものがある一方で、国内では、腸管出血性大腸菌を原因とした集団食中毒事件や、メニューの不適正表示など、食の安全・安心に関わる問題が相次いで発生しています。

このため、生産から製造、流通、販売、消費の各段階において、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進する必要があります。

食品表示については、生鮮食品の原産地表示率 80%以上の店舗が 9 割以上を占めるなど、県内ではおおむね適正に行われていますが、食品表示制度は複雑であり、食品事業者や県民に対し、適正な食品表示の推進や食の安全・安心に関する情報の発信と共有などに取り組んでいくことが重要です。また、食品リスクに関する消費者等の正しい理解を促進する必要があります。【指標 2】

食品による健康被害の発生や、危害の拡大を防止し、食の安全・安心を確保するための体制の整備等が重要です。

水道事業については、水道原水の水質基準超過や、地震等による老朽水道施設の被災等の懸念もあり、安心な水道給水の確保のため、水道事業者には適正な水質管理やアセットマネジメント<sup>( )</sup>等に努めてもらう必要があります。【指標 3】

#### 【取組方針】

生産者や食品関連事業者に対する監視指導、啓発指導による自主的な衛生管理の徹底を図ります。

#### 【指標 1】

食品関連事業者等への衛生教育を充実します。

国や庁内関係課等と連携し、食品事業者に対する適正な表示の指導強化に取り組んでいきます。

食品リスクに関する消費者等の正しい理解を促進するため、リスクコミュニケーション<sup>( )</sup>を推進します。

食品に起因する健康被害が発生した場合には、新たな健康被害の発生や被害の拡大を防止するため、迅速に対応します。

水道事業者による水道水質管理の徹底を図ります。

老朽化施設の的確な把握を行い、水道事業者による効率的な管理等を促します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・農薬・化学肥料の適正使用の徹底
- ・農業生産工程管理 (GAP)<sup>( )</sup>の取組の推進
- ・トレーサビリティ<sup>( )</sup>等の推進
- ・食品衛生責任者講習会の充実・受講勧奨
- ・毎年度策定する計画に基づく食品関連事業者への監視指導

- ・食品表示 110 番情報への対応
- ・食品表示の実態調査時における店頭指導の強化
- ・リスクコミュニケーションの充実
- ・食品に起因する健康被害発生時の迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施及び必要な情報の迅速な公表
- ・佐賀県食品安全推進会議の運営
- ・水道設置者に対する講習会の充実及び水質検査時の指導強化
- ・老朽化施設の更新や効率的運営の取組の促進

#### 【指標】

指標 1：食品関連事業者の自主的な衛生管理の徹底を目指します。

指標 2：生鮮食品の原産地表示率が 80%以上の店舗割合について、現状の 93.0%以上の数値となることを目指します。

- 指標 3：各水道事業者における水道事業ビジョンの策定率について、平成 30 年度までに 65%となることを目指します。

| 指標名                             | 単位   | 現状     | 目標                  |         |         |         |  |
|---------------------------------|------|--------|---------------------|---------|---------|---------|--|
|                                 |      | H26 年度 | H27 年度              | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  |  |
| 指標 1<br>食品関連事業者の自主的な衛生管理の徹底     | 衛生管理 |        | 食品関連事業者の自主的な衛生管理の普及 |         |         |         |  |
| 指標 2<br>生鮮食品の原産地表示率が 80%以上の店舗割合 | %    | 93.0   | 93.0 以上             | 93.0 以上 | 93.0 以上 | 93.0 以上 |  |
| 指標 3<br>水道事業ビジョン策定率             | %    | 61     | 61                  | 61      | 61      | 65      |  |

生活衛生課調べ

#### リスクコミュニケーション

食品には一定のリスクが存在することを前提に、関係する人々の間で、食品のリスクに関する情報や意見を相互に交換すること。

#### 農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）

農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

#### トレーサビリティ

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報を追求し、遡及できるようにする仕組みのこと。

#### アセットマネジメント

一般的には資産管理のこと。公的機関におけるアセットマネジメントとは、公共施設等に係る将来の費用負担を推計したうえで、効率的に施設の統廃合や複合的な活用などを行い、行政サービスを維持しつつ長期的な財政支出の抑制を図る取組。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (2) 暮らしの安全・安心

---

### 生活衛生対策等の推進

【担当課】生活衛生課、薬務課

---

#### 【目指す将来像】

旅館、興行場、公衆浴場、理容、美容、クリーニングの各営業への相談・支援体制が確立し、県民が安全に、安心して利用できている。

また、正しい知識と理解による動物愛護が行われている。

さらに、温泉が保護され、適正な利用が行われている。

#### 【課題・対応】

生活衛生関係営業<sup>( )</sup>(理容、美容、クリーニング等)は、県民の日常生活に密接に関連し、衛生水準の維持向上に大いに貢献していますが、経営基盤の弱い小規模企業や個人が大部分を占めており、顧客ニーズの多様化や後継者問題など、多くの経営課題を抱えています。

こうした経営課題を解決するため、生活衛生関係営業に対する支援・指導を行うことにより、健全な経営の確保、安定化を図る必要があります。【指標1】

着実に犬猫の捕獲・引取頭数は減少し、その一方で譲渡数が増加してきており、県民の動物の命を尊重する考え方や態度、動物愛護管理の正しい知識と理解に基づく行動が浸透しつつある表れと考えられますが、犬と比較して猫の引取頭数が依然として多いなど、適正な飼養管理についての一層の普及啓発等が必要となっています。【指標2】

限りある資源である温泉の保護と適正な利用、また、温泉利用者への適正な情報提供について、維持していくことが必要です。

#### 【取組方針】

生活衛生関係営業へのきめ細やかな相談の実施等により、経営の健全化に向けた取組を支援します。

生活衛生関係営業の、衛生措置の順守と衛生水準の維持を図ります。

飼い猫の室内飼い及び犬猫の不妊去勢等について、一層の啓発を行っていきます。

動物愛護団体等との協働を進め、適正な飼養管理等についての啓発や譲渡の推進に取り組んでいきます。

温泉資源の保護と温泉利用者への適正な情報提供を推進します。

#### [主な具体的取組]

- ・(公財)生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業に対する経営相談の受付、政策金融公庫の融資等の指導に対する支援
- ・保健福祉事務所による生活衛生関係営業に対する継続的な監視指導
- ・犬猫の不妊去勢手術や地域猫活動の普及啓発推進
- ・適正飼養の普及啓発の強化に向けた、県ホームページの活用及び動物愛護推進員等との協働
- ・「佐賀県犬猫譲渡センター<sup>( )</sup>」での適切な飼養管理等及び新たな飼い主への譲渡
- ・動物愛護推進員等の態勢強化
- ・嬉野温泉と武雄温泉の温泉水位の測定等温泉資源保護対策の実施
- ・温泉利用施設への立入指導

【指標】

指標 1：生活衛生営業（旅館、興行場、公衆浴場、理容、美容、クリーニング）に対する、営業許可取消・営業停止等、大きな問題の発生ゼロを目指します。

指標 2：犬猫の引取数（犬の捕獲を含む。）について、平成 30 年度に平成 16 年度比で 80%以上削減することを目指します。

| 指標名                                       | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>生活衛生営業に対する、営業許可取消・営業停止等、大きな問題の発生数 | 件  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 指標 2<br>犬猫の引取数（捕獲数を含む。）の削減率（平成 16 年度比）    | %  | 72.7   | 75 以上  | 75 以上  | 80 以上  | 80 以上  |

指標 1：生活衛生課調べ（衛生行政報告例）

指標 2：生活衛生課調べ

生活衛生関係営業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など 18 業種の営業。

佐賀県犬猫譲渡センター

県が保護・収容した犬や猫を新たな飼い主へ譲渡することを目的に、武雄市内に整備した施設。

# 1 安全・安心の暮らし さが

## (3) 水資源

---

### 水資源の安定的確保の推進

【担当課】水資源調整室、農地整備課、河川砂防課

---

#### 【目指す将来像】

河川の水利用調整や、水需給バランスの維持と既存施設が適切に管理運用され、県民の日常生活や工業、農業などの産業活動の源となる良質の水を安定的に供給している。

#### 【課題・対応】

筑後川水系においては、不特定用水<sup>( )</sup>の確保が遅れており、少雨傾向が続けば下流部で流量が不足し、河川環境や既得利水、水産業等に支障をきたすことがあります。

一方、筑後川水系における水資源開発は、10年に1度程度で発生する規模の渇水を対象に進められており、当面の水需給バランスはおおむね保てる見込みとなっています。

しかし、近年の気象変動により、数年に1度の渇水調整が必要な状況となっており、関係者が緊密に連携し水利用調整を進めることが重要です。

また、人口減少や都市部への人口集中等により、各自治体間においては、水道用水や工業用水のバランスが崩れる可能性があります。

このほか、農業用水については、末端地域への配水施設の整備が未了となっており、農業用水が不足している地域も存在しています。【指標1】

さらに、水資源の安定供給には、既存ダム等の永続的な施設の修繕、改良、更新等を行い、機能を維持することが重要です。

#### 【取組方針】

建設中のダムについては、関係機関との調整を十分に行いながら計画どおり完成させ、水資源の確保を図ります。

筑後川水系ダム群連携事業については、既設ダム及び建設中の小石原川ダムと相まって効果が発現できるよう、工事の早期着工に向けて、引き続き国に要請します。

渇水時には関係者と水利用調整等を十分に図ることにより、既設水資源開発施設を有効利用し、水資源を確保します。

水需給バランスの確保に向けて、水需給の動向の把握に努めるとともに、水需給の長期的な見通しについて検討を進めます。

農業用水が末端地域へ行き届くよう、配水施設の整備を進めます。

既存県営ダムの施設の機能を維持するため、アセットマネジメント<sup>( )</sup>の考えによる長寿命化計画を策定し、施設の修繕、改良、更新等を計画的に行います。【指標2】

#### [主な具体的取組]

- ・小石原川ダムの建設促進
- ・筑後川水系ダム群連携事業の早期着工に向けた国への要請
- ・渇水時等における水資源確保のための関係者との協議・調整
- ・水需給の長期的な見通しについて検討
- ・県営かんがい排水事業の推進（多久導水路等）
- ・国営かんがい排水事業（筑後川下流土地改良事業）の促進
- ・県営ダム施設の修繕、改良、更新

【指標】

指標 1：農業用水の配水施設整備における現在実施中及び実施予定事業の受益面積のうち、配水可能となる面積の割合について、平成 30 年度までに 60%とすることを目指します。

指標 2：県営ダムの長寿命化計画について、平成 29 年度までに個別ダムごとに策定し、平成 30 年度までに県営ダム全体（全 13 ダム）で策定することを目指します。

| 指標名                      | 単位               | 現状          | 目標          |             |             |                  |  |
|--------------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--|
|                          |                  | H26 年度      | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      | H30 年度           |  |
| 指標 1<br>農業用水の配水施設の整備状況   | %<br>(配水可能面積 ha) | 22<br>(332) | 31<br>(473) | 41<br>(611) | 50<br>(748) | 60<br>(901)      |  |
| 指標 2<br>県営ダムの長寿命化計画の策定状況 | 箇所               | 1           | 6           | 10          | 13          | 1 式<br>(13 箇所全体) |  |

指標 1：農地整備課調べ

指標 2：河川砂防課調べ

不特定用水

ダムの建設以前から利用されてきた「既得用水」(流域に住む人々が上水道用水や農業用水、工業用水として利用してきた川の水)と「河川維持用水」(川の環境や生態系を維持していくために最低限必要な川の水)をあわせたもの。  
アセットマネジメント

一般的には資産管理のこと。公的機関におけるアセットマネジメントとは、公共施設等に係る将来の費用負担を推計したうえで、効率的に施設の統廃合や複合的な活用などを行い、行政サービスを維持しつつ長期的な財政支出の抑制を図る取組。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (1) 子育て

### 保育サービスの充実と子どもの居場所づくり

【担当課】 こども未来課、こども家庭課

#### 【目指す将来像】

保育サービスが充実するとともに、子どもの居場所が確保されており、誰もが安心して子育てができる環境となっている。

#### 【課題・対応】

本県の保育所においては、平成 22 年度まで 4 月 1 日時点の調査では 5 年連続で待機児童が発生していませんでしたが、平成 23 年度以降は毎年発生しており、平成 26 年 4 月 1 日時点では、50 人の待機児童が発生し、その主な要因として保育所の面積不足や保育士不足等があげられます。このため、引き続き保育の受け皿の拡大に取り組む必要があります。【指標 1】

また、近年、障害児、病児・病後児などの受入希望が増加するなど、県民の保育ニーズはますます多様化しており、このような保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があります。【指標 2】

放課後児童クラブについては、十分な実施場所や支援員を確保できないためにクラブを利用できない児童が発生しているほか、平成 27 年度から対象児童が「小学校に就学している児童」に拡大されることに伴い、児童の受入れの進捗が遅れがみられる市町が出てくることが考えられます。このため、引き続き、受け皿の拡大に取り組む必要があります。【指標 3】

#### 【取組方針】

待機児童が発生しないよう制度の実施主体である市町と連携し、保育所等の整備や保育士確保に係る支援等を行い、待機児童の解消を図ります。

病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。また、障害児の保育の場の確保に係る支援を行います。

4 年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・待機児童が発生しないよう市町との連携を強化し、市町の計画に沿った施設整備等の促進
- ・保育士確保に対する支援
- ・保育所における延長保育や幼稚園における預かり保育への支援
- ・病児・病後児保育、延長保育、一時預かり等、市町が行う子育て支援に係る事業の支援
- ・幼稚園等における障害児を受け入れるための体制整備（人件費等）への支援
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備に係る支援

#### 【指標】

指標 1：4 月 1 日時点及び 10 月 1 日時点の保育所待機児童数について、平成 30 年度までに 0 人とすることを目指します。

指標 2：病児・病後児保育施設数について、平成 30 年度までに 15 施設とすることを目指します。

指標 3：放課後児童クラブを利用できなかった児童数について、平成 30 年度までに 13 人とすることを目指します。



| 指標名  | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>待機児童数<br>( 4 月 1 日時点)<br>( 10 月 1 日時点) | 人  | 50     | 39     | 35     | 7      | 0      |
|  |    | 71     | 55     | 50     | 10     | 0      |
| 指標 2<br>病児・病後児保育施設<br>数                        | 施設 | 10     | 11     | 12     | 14     | 15     |
| 指標 3<br>放課後児童クラブを利用<br>できなかった児童数               | 人  | 138    | 98     | 58     | 27     | 13     |

こども未来課調べ

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (1) 子育て

### みんなで取り組む次世代育成支援

【担当課】 こども未来課、まなび課、産業人材課、男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、庁内各課（室）

#### 【目指す将来像】

地域で支え合う充実した子育て環境が構築されているとともに、すべての大人や企業がそれぞれの立場で子育てを支え合う社会となっている。

また、こうした環境づくりによって親が自信を持って楽しく子育てができている。

#### 【課題・対応】

本県の出生数は減少傾向で、合計特殊出生率も 1.63（H26 年）と低い水準に止まり、少子化の傾向に歯止めがかからない状況です。この要因として、ライフスタイルの変化や家族形態の多様化、地域における人と人とのつながりが希薄化するなか、家族や地域における養育力の低下などが指摘されています。

このような中、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年度からスタートし、市町が実施主体となり、地域の実情に応じた子育て支援を実施していくことになりました。県は、市町が円滑に事業を実施できるよう支援を行う必要があります。

また、労働者の健康維持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>( )</sup>）のとれた労働環境を整備することが求められており、企業を含め社会全体で子育てを支える環境づくりを行っていく必要があります。あわせて、これまでよりも一歩踏み込んだ対応を考えていかなければ、少子化の状況は変えられないという認識のもと、「結婚したい」「子どもが欲しい」という願いがかなえられる取組を行っていく必要があります。【指標 1】

#### 【取組方針】

市町や事業者等と連携しながら、地域で支えあう子育て機能の充実を図ります。【指標 1 - 】

事業所の労働環境改善に向けた取組が進むよう、取組事例等を収集し、その成果や課題等の情報を発信しながら、より使いやすい仕事と育児の両立支援制度整備のための「一般事業主行動計画」の策定や見直し、就業規則等の変更助言などに取り組みます。【指標 1 - 】【指標 1 - 】

「子育て応援の店」を活用して、次世代育成支援の機運づくりを進めます。【指標 1 - 】

男性の育児休業取得に向けた環境を整備するとともに、男性の育児・家事参画を進めます。【指標 1 - 】

「結婚したい」と思う人を応援するため、出会いや交流するきっかけとなるイベントや 1 対 1 のお見合い事業を推進します。【指標 1 - 】

妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組めます。【指標 1 - 】

未来を担う若い世代に、人生における結婚や出産ということについて、自分なりに考えてもらう機会を提供します。

子育てしやすい居住環境づくりを推進します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点など市町等が行う子育て支援事業の支援
- ・子育て世代が安心してタクシーを利用しやすい環境の整備
- ・企業・事業所の代表者に従業員の子育てを応援する力強い宣言の推進

- ・社会保険労務士による子育てしやすい職場環境改善に向けての助言・提案
- ・「子育て応援の店」の登録及び「子育て応援の店」による割引や特典等による子育て家庭支援の充実
- ・男性労働者が育児休業を取得した事業主に対し奨励金の支給
- ・男性の育児・家事参画を促進する講座等の実施及び市町における男性の意識改革の取組に対する支援
- ・1対1のお見合い等の各種結婚支援事業の推進
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・中学生や高校生などの若い世代に対して、乳幼児とのふれあいの場や子育てのショート劇の提供
- ・三世同居・近居のための住宅や空き家を活用した子育て世帯向けの住宅の取得及びリフォームへの支援

【指標】

指標1：合計特殊出生率について、平成30年度までに1.74とすることを目指します。

指標1-：ファミリー・サポート・センターの設置市町数について、平成30年度までに15市町以上とすることを目指します

指標1-：子育て応援宣言事業所の登録数について、平成30年度までに800事業所以上とすることを目指します。

指標1-：法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成30年度までに70事業所（累計）とすることを目指します。

指標1-：子育て応援の店の登録数について、平成30年度までに1,750店舗以上とすることを目指します。

指標1-：性別役割分担に同意する人の割合について、平成30年度までに30%未満とすることを目指します。

指標1-：婚活支援事業でのカップル成立数について、平成30年度まで年間500組とすることを目指します。

指標1-：不妊治療費支援事業による妊娠者数について、平成28年度までに年間160人とし、その後維持することを目指します。

| 指標名                                 | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|-------------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                     |     | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>合計特殊出生率                      |     | 1.63  | 1.64  | 1.67  | 1.71  | 1.74  |
| 指標1-<br>ファミリー・サポート・センター設置市町数        | 市町  | 12    | 12    | 13    | 14    | 15    |
| 指標1-<br>子育て応援宣言事業所登録数               | 事業所 | 273   | 300   | 735   | 770   | 800   |
| 指標1-<br>法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数（累計） | 事業所 | 18    | 30    | 50    | 60    | 70    |

| 指標名                        | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                            |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標 1 -<br>子育て応援の店登録数       | 店舗 | 1,320 | 1,380 | 1,600 | 1,670 | 1,750 |
| 指標 1 -<br>性別役割分担に同意する人の割合  | %  | 33.2  |       |       |       | 30 未満 |
| 指標 1 -<br>結婚支援事業でのカップル成立数  | 人  | 300   | 400   | 500   | 500   | 500   |
| 指標 1 -<br>不妊治療費支援事業による妊娠者数 | 件  | 132   | 140   | 160   | 160   | 160   |

指標 1、1 - 、1 - 、1 - 、1 - :こども未来課調べ

指標 1 - :産業人材課調べ

指標 1 - :男女参画・女性の活躍推進課調べ

指標 1 - :こども家庭課調べ

#### ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (1) 子育て

### 地域で支える青少年の健全育成

【担当課】こども未来課、人身安全・少年課、まなび課

#### 【目指す将来像】

のびやかで健やかな、社会的に自立した心豊かな青少年を、地域が見守り育成する社会となっている。

また、地域の中で、自然体験などの体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれている。

#### 【課題・対応】

少子化、核家族化の進行による地域社会の人間関係の希薄化、情報通信機器の青少年への普及による有害情報の氾濫などにより、青少年を取り巻く環境が悪化しており、その環境を改善するとともに、青少年をCSO<sup>( )</sup>や地域全体で見守り支える環境づくりや青少年の社会参加による実践力の育成が必要となっています。しかし、地域で青少年を見守り支える活動を行なっている方や、そうした方を指導する方々の高齢化が進んでいることから、新たな指導者養成と認定を行う仕組み作りが必要です。

また、困難を抱えた子ども・若者に関する相談が多く寄せられていることから、支援に当たって行政機関を含めた組織資源の有効活用が必要です。

一方、最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下の問題があり、社会全体で解決に取り組む必要があります。

さらに、創造的な未来を切り拓く子ども・若者に、“伸ばす”といった視点での取組を推進し、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、将来社会に出てから地域で活躍できる子ども・若者の育成を図る必要があります。

その他、少年自然の家等を利用した学校、少年団体などの自然体験活動や、地域の大人との交流を通じた地域での体験活動を推進するため、県立少年自然の家の一層の利用推進を図る必要があります。

#### 【取組方針】

既存の青少年関係団体だけでなく、CSOとの協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広げます。

有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。【指標1】

子ども・若者支援地域協議会の支援により、ニート、ひきこもり等いろいろな困難を抱えた子ども・若者の社会参加や就労につなげる活動の活性化を図ります。

各地域において子ども・若者育成支援運動に携わっている人たちに対し支援を行い、各市町民会議を始め地域での子ども・若者育成支援活動の推進を図ります。【指標2】

様々な問題を抱える少年及びその保護者等からの相談に的確に対応するため、少年サポートセンターを警察施設外に設置するなど少年相談活動の拡充を図ります。

少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動を効果的に推進します。

地域、学校、企業と連携し、次世代を担う子ども・若者を伸ばす取組を行います。

すべての小学校区で体験活動を実施するとともに、県内の学校や団体の県立少年自然の家の利用推進を図ります。【指標3】

地域の人材、資源を発掘・活用し、自然体験・社会体験などの体験活動や世代間交流の機会の充実を図ります。

〔主な具体的取組〕

- ・子ども・若者育成支援運動の展開・推進
- ・若者や子育て世代を対象とした事業の実施
- ・地域環境点検活動による青少年を取り巻く環境の浄化
- ・インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組の実施
- ・青少年の国際交流や「日本の次世代リーダー養成塾」<sup>( )</sup>への参加の促進
- ・子ども・若者総合相談センター窓口で受け付けた相談に対するワンストップの相談サービスの実施
- ・各市町青少年育成市町民会議と連携した青少年育成推進指導員<sup>( )</sup>の育成
- ・少年サポートセンターの移転による少年相談・街頭補導等少年サポート活動の推進
- ・少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり活動の推進
- ・CSO や企業と連携した 子ども・若者の社会体験活動の推進
- ・県内学校、団体の少年自然の家の利用推進
- ・地域の人材を活用した体験活動の推進

【指標】

指標 1：子ども・若者育成支援運動の参加者数について、平成 30 年度までに年間延べ 15,000 人とすることを目指します。

指標 2：青少年育成推進指導員の認定者数について、平成 30 年度までに 75 名以上とすることを目指します。

指標 3：小・中学校をはじめとする県内団体の県立少年自然の家の利用団体数について、平成 30 年度までに 1,000 団体とすることを目指します。

| 指標名   | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>子ども・若者育成支援運動の参加者数                   | 人  | 11,472 | 11,750 | 15,000 | 15,000 | 15,000 |
| 指標 2<br>青少年育成推進指導員認定者数（累計）                  | 人  | 0      | 20     | 50     | 60     | 75     |
| 指標 3<br>小・中学校をはじめとする県内団体の県立少年自然の家の利用団体数（累計） | 団体 | 930    | 950    | 965    | 980    | 1,000  |

指標 1、2：こども未来課調べ  
指標 3：まなび課調べ

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

日本の次世代リーダー養成塾

日本だけでなく世界に通用する人材育成を目指した高校生のためのサマースクール。

青少年育成推進指導員

青少年育成県民会議や青少年育成市町民会議の事業への参加や普及啓発、青少年団体の育成指導等を行う指導員。





### 択制の実施

- ・基礎学力定着のためのティームティーチング非常勤講師の配置
- ・中学校第1学年での国語・数学・英語への非常勤講師の配置
- ・帰国・外国人児童生徒の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実
- ・外部人材を活用した放課後や長期休業中等における補充学習の充実
- ・校種別・教科別研修の充実等による、ICT( )を利活用した教授法の工夫・改善
- ・ICTを利活用した新たな学びの創出、個々の学びを充実するための指導法の開発・蓄積

### 【指標】

指標1：全国調査の教科に関する調査（国語、算数・数学）における平均正答率について、平成30年度までに全区分で全国平均以上とすることを目指します。

指標2：専門高校（総合学科高校も含む。）における10月末の就職内定率について、平成30年度までに毎年86.3%以上とすることを目指します。

指標2 - ：キャリア教育支援事業の実績報告書における勤労観及び職業観の育成に関し、4段階評価で最も高いA評価となる県立高校の割合について、平成30年度までに85%とすることを目指します。

指標3：国公立大学の現役合格者数の卒業生数に対する割合について、平成29年度までに18.5%とすることを目指します。

指標3 - ：キャリア教育支援事業実績報告書における勤労観、職業観の育成について、4段階評価で最も高いAの評価をする県立高校の割合を平成30年度までに85%にすることを目指します。

<再掲>

指標4：全国調査の児童生徒質問紙調査における「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」で肯定的な回答の割合について、毎年度改善し、平成30年度までに70%とすることを目指します。

指標5：全国調査の児童生徒質問紙調査における「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日に1時間以上学習する児童生徒」の割合について、毎年度改善していくことを目指します。

| 指標名                                 | 単位 | 現状               | 目標             |                |                |                |
|-------------------------------------|----|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                                     |    | H26年度<br>(H25年度) | H27年度          | H28年度          | H29年度          | H30年度          |
| 指標1<br>全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況    | 区分 | 8区分中1区分で全国平均以上   | 8区分中2区分で全国平均以上 | 8区分中4区分で全国平均以上 | 8区分中6区分で全国平均以上 | 8区分中8区分で全国平均以上 |
| 指標2<br>専門高校での10月末における就職内定率          | %  | 86.3             | 86.3以上         | 86.3以上         | 86.3以上         | 86.3以上         |
| 指標2 -<br>キャリア教育支援事業の実績報告書におけるA評価の割合 | %  | 77.8             | 79.0           | 81.0           | 83.0           | 85.0           |

| 指標名   | 単位 | 現状               | 目標    |       |       |       |
|---|----|------------------|-------|-------|-------|-------|
|   |    | H26年度<br>(H25年度) | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標3<br>国公立大学の現役合格者数の卒業生数に対する割合                              | %  | 17.5             | 17.9  | 18.2  | 18.5  | 18.5  |
| 指標3 -<br>キャリア教育支援事業の実績報告書におけるA評価の割合<再掲>                     | %  | 77.8             | 79.0  | 81.0  | 83.0  | 85.0  |
| 指標4<br>全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができている児童生徒の割合 | %  | 小学校<br>65.9      | 67.0  | 68.0  | 69.0  | 70.0  |
|   |    | 中学校<br>65.0      | 67.0  | 68.0  | 69.0  | 70.0  |
| 指標5<br>全国調査の児童生徒への質問で、普段、1日に1時間以上学習する児童生徒の割合                | %  | 小学校<br>59.4      | 60.0  | 62.0  | 64.0  | 66.0  |
|   |    | 中学校<br>63.4      | 64.0  | 66.0  | 68.0  | 70.0  |

取組の翌年度の成果を基にするため、指標1、4、5の現状は、H25年度としている。

指標1、4、5：文部科学省調べ（全国学力・学習状況調査）

指標2、2 - 、3、3 - ：学校教育課調べ

#### キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。

#### インターンシップ

勤労観・職業観を育成するために、生徒に就業体験の機会を提供する制度。

#### ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

### 豊かな心を育む教育の推進

【担当課】学校教育課、人権・同和教育室、人身安全・少年課、こども家庭課

#### 【目指す将来像】

子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心などの豊かな心を身につけているとともに、地域を愛し誇りに感じている。

#### 【課題・対応】

学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした、教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。しかし、今後グローバル化が進展する中で、様々な人々と相互に尊重しながら生きることや、社会経済状況の急激な変化の中で他者と対話し協働しながらよりよい社会の実現を図ることが一層重要な課題となることから、取組の更なる充実に向けて、家庭や地域と連携強化を図る必要があります。【指標1】

児童生徒が身近な地域を理解し愛着を育むために、小・中学校においては地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動などが行われており、高等学校においても地域でのボランティア活動が行われています。一方、先人の功績や佐賀のよさを、児童生徒に教えることは十分とは言い難い面もあることから、その充実を図る必要があります。【指標2】

また、児童生徒の豊かな心を育むうえで、いじめ等の問題行動や不登校などは大きな課題です。そのため学校では、家庭との連携を深めながら児童生徒一人ひとりに応じた指導や支援に取り組んでいます。しかし、保護者に働きかけ、その理解と協力のもと児童生徒が抱える問題を解決していくことについては、学校の取組だけでは実現することが困難な事例が増えてきました。児童生徒が抱える問題解決のための学校と家庭が連携を強化した取組の推進はもとより、地域や関係機関との連携強化にも努める必要があります。【指標3】【指標4】

#### 【取組方針】

道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。

心の教育の更なる充実を図るため、学校と連携して取り組むよう家庭や地域に働きかけます。

国・社会の一員としての資質・能力を育むための主権者教育( )に取り組めます。

小・中学校については、市町が主体で行っている地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。

高等学校については、卒業する3年生が、社会へ出た後にふるさと佐賀のよさを誇らしく語るように、3年間を通して佐賀への愛着を育む教育に取り組めます。

不登校やいじめ等、児童生徒の心身、時には生命にもかかわる問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携等の強化に取り組めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の実施による道徳教育の充実と成果の普及
- ・「特別な教科である道徳」(道徳の教科化)( )の全面実施に向けた取組の推進
- ・ユニバーサルデザイン( )教育推進校の指定によるユニバーサルデザイン教育の推進
- ・人権・同和教育の推進のための研修会等の実施
- ・小・中・高等学校における主権者教育の推進

- ・全公立小・中学校で道徳授業を家庭や地域に公開する「ふれあい道徳」の実施
- ・学校教育及び社会教育における人権・同和教育の推進
- ・地域の人材や教育資源を活用した体験活動や、ボランティア活動、職場体験学習などの推進
- ・歴史や文化遺産、自然など、ふるさと佐賀のよさに関する資料の作成及び授業での活用
- ・郷土学習の成果発表の場の設定等による取組の推進
- ・肥前さが幕末維新博覧会を体験する機会の提供
- ・不登校対策推進校支援事業の実施やスクールカウンセラー（ ）の配置による教育相談体制の強化
- ・スクールソーシャルワーカー（ ）の派遣による保護者、家庭支援体制の強化
- ・「心のテレホン」「いじめホットライン」電話相談の実施による電話相談業務の充実
- ・少年相談・街頭補導等少年サポート活動の推進
- ・学校と警察等との連携による非行防止教室の開催
- ・スクールサポーター（ ）制度の拡充と効果的活用
- ・「佐賀県いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止対策に関する指導体制・組織の充実
- ・専門的知識を有する生徒指導支援員や NPO 法人を活用した支援体制の充実
- ・児童虐待防止等に関する医療・福祉機関との連携の推進

### 【指標】

指標 1：規範意識や思いやる心をみる質問項目で「当てはまる」と回答した児童生徒の割合について、前年度より改善することを目指します。

指標 2：ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問項目で「ある」「どちらかというところ」と回答した高等学校 3 年生の割合について、平成 30 年度までに 90%となることを目指します。

指標 3：いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合について、平成 30 年度までに 60%となることを目指します。

指標 4：不登校児童生徒の割合について、平成 30 年度までに小学校においては 0.20%と、中学校においては 2.00%となることを目指します。

| 指標名                                       | 単位 | 現状                   | 目標               |                  |                  |                  |
|---|----|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|   |    | H26 年度<br>(H25 年度)   | H27 年度           | H28 年度           | H29 年度           | H30 年度           |
| 指標 1<br>児童生徒の規範意識<br>や思いやる心に関する<br>質問への回答 | %  | 小：68.9<br>中：70.1     | 前年度よ<br>り改善      | 前年度よ<br>り改善      | 前年度よ<br>り改善      | 前年度よ<br>り改善      |
| 指標 2<br>ふるさと佐賀への誇<br>りや愛着に関する質<br>問への回答   | %  | 82.7                 | 83               | 86               | 89               | 90               |
| 指標 3<br>いじめ問題への対応<br>に関する学校評価の<br>状況      | %  | (35%)                | 45%              | 50               | 55               | 60               |
| 指標 4<br>小学校、中学校の不<br>登校児童生徒の割合            | %  | (小:0.27)<br>(中:2.61) | 小:0.26<br>中:2.55 | 小:0.24<br>中:2.30 | 小:0.22<br>中:2.10 | 小:0.20<br>中:2.00 |

指標 1 : 文部科学省調べ (全国学力・学習状況調査「生徒質問紙」)

指標 2 : 学校教育課調べ (高等学校 3 年生への質問紙調査)

指標 3 : 学校教育課調べ (いじめ問題への対応に関する学校評価)

指標 4 : 文部科学省調べ (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

#### 主権者教育

単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

「特別な教科である道徳」(道徳の教科化)

週 1 時間の道徳の時間を一層充実させるために、新たに教科として位置付けられたもの。

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

ユニバーサルデザイン教育は、こうした考え方を踏まえて、相手を尊重する心や思いやりの心を育むことを目指している。

#### スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する者。

#### スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う者。

#### スクールサポーター

派遣された学校に常駐し、又は重点的に学校を巡回するもので、具体的任務としては、市町教育委員会や学校等と連携し、次のような活動を行っている。

- 1 いじめ、校内暴力事案等非行防止に関する指導、助言等
- 2 児童等の安全確保及び非行、犯罪被害防止等の対策
- 3 学校周辺における犯罪、事故等に関する情報発信
- 4 その他少年の健全育成上必要と認められる活動

佐賀県では、平成 19 年度から学校内や登下校時における子どもの安全確保のため、スクールサポーターの運用を開始。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

---

### 健やかな体を育む教育の推進

【担当課】保健体育課

---

#### 【目指す将来像】

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

#### 【課題・対応】

新体力テストの実績値からみる小中学生の体力は、特に小学生において全国平均値を下回る状況が続いています。運動を日常的に行う児童生徒とそうでない児童生徒がいる現状からも、運動を日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに、運動の習慣化を図るために、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していくことが必要です。【指標1】

児童生徒の食生活については、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒の望ましい食習慣の形成に努める必要があります。【指標2】

感染症、アレルギー、性に関する健康問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。また、登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。

#### 【取組方針】

各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるよう支援します。

児童生徒の運動習慣の形成や運動への意欲を高めるために、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。

学校体育や運動部活動等のスポーツ活動の推進・充実を図ります。

安全で安心な学校給食の実施や学校からの情報提供による家庭や地域と連携した食育の実践を働きかけ、食育の充実を図ります。

家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、学校保健活動の推進を図ります。

性に関する指導を推進します。【指標3】

児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

#### [主な具体的取組]

- ・各学校の検証改善サイクルの確立
- ・体力・運動能力向上のためのホームページの充実
- ・体力・運動能力の経年変化を記録できる個票の利活用推進
- ・ランキング形式で楽しみながら競い合う取組の推進
- ・体力優良校の表彰や体力向上の好事例の情報提供
- ・研修の充実による担当教諭等の指導力向上
- ・食物アレルギー対策の研修会の開催
- ・家庭や地域との連携を促進するための児童生徒の食に関する情報の発信
- ・学校保健委員会の開催等、学校保健活動の組織的な取組の推進

- ・性に関する指導に関する指導者研修会の開催
- ・学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践
- ・学校安全計画への防災訓練の位置付けと実施
- ・学校安全教育指導者研修会の開催

【指標】

指標 1：全国調査における本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値について、毎年度、全国平均値以上とすることを目指します。

指標 2：朝ごはんを毎日食べる児童の割合について、毎年度、現状より増えることを目指します。

指標 3：学校保健計画に、性に関する指導を位置付け、実践する学校の割合について、毎年度、100%とすることを目指します。

| 指標名  | 単位 | 現状                          | 目標         |            |            |            |
|--|----|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|
|  |    | H26 年度                      | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     |
| 指標 1<br>全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値 | 点  | 小 5 男子<br>53.4<br>(全国 53.9) | 全国平均以上     |            |            |            |
|  |    | 小 5 女子<br>53.5<br>(全国 55.0) |            |            |            |            |
|  |    | 中 2 男子<br>42.5<br>(全国 41.6) |            |            |            |            |
|  |    | 中 2 女子<br>48.5<br>(全国 48.6) |            |            |            |            |
| 指標 2<br>朝ごはんを毎日食べる児童の割合                            | %  | 88.3                        | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 |
| 指標 3<br>性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合              | %  | 100                         | 100        | 100        | 100        | 100        |

指標 1：スポーツ庁調べ（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）

指標 2：保健体育課等調べ

指標 3：保健体育課等調べ

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

---

### 時代のニーズに対応した教育の推進

【担当課】教育振興課、県立高校再編整備推進室、特別支援教育室、教育情報化支援室、学校教育課、法務私学課、ものづくり産業課

---

#### 【目指す将来像】

子どもたちが、国際化や情報化など社会経済の進展に対応した知識、技能を身につけている。  
また、障害のある子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身につけている。

#### 【課題・対応】

これからの国際社会で必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力等の育成のため、小学校から高等学校の各段階に応じた ICT<sup>( )</sup>利活用教育の充実により、教育の質を向上させる必要があります。【指標1】【指標2】

世界のグローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められています。【指標3】【指標4】  
今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々々の教育課題に係る検証・改善、また、教育環境の整備を図る必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒の増加等に対応しながら、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。【指標5】【指標6】【指標7】

基礎科学<sup>( )</sup>・科学技術の振興やそれを担う研究者、技術者の育成のため、基礎科学やものづくりに対するリテラシー<sup>( )</sup>の高い地域づくりが必要であり、産業分野と連携して、基礎科学やものづくりに対する関心の向上等に取り組む必要があります。【指標8】

#### 【取組方針】

教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。

海外留学、研修旅行に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。

県立学校における教育課題について検証・改善を行うとともに、県立高等学校の再編整備を推進します。

特別支援教育推進プランを策定し、教育環境の整備や教職員等の専門性向上、職業教育の充実などの取組を推進します。

最先端の基礎科学やものづくり等に触れる機会を提供し、県民全体の基礎科学やものづくりに対する関心の向上を図ります。

#### [主な具体的取組]

- ・人材育成及び各学校への組織的な支援体制の強化
- ・新たな学びの創出及び個々の学びの充実
- ・県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化
- ・市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用の促進と県独自教育情報システム



ム( ) (SEI-Net) の運用、管理、改修

- ・スーパーグローバルハイスクール (SGH) 指定校への支援、他校におけるSGH指定に向けた検討への支援
- ・海外留学等への財政的支援
- ・留学への関心喚起、留学経験者等への支援
- ・語学力向上への支援 (体験的英語活動等)
- ・教員の海外研修
- ・国際バカロレアプログラム( )等の国際化に対応した教育についての調査・研究
- ・今日的な教育課題に係る検証・改善
- ・「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画 (第1次)」における新高校再編整備実施計画の策定及び実施
- ・県立高等学校の活性化や県全体の農業教育と佐賀農業高校の在り方、通信制課程の移転及び昼間定時制導入等の検討結果を踏まえた「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画 (第2次)」の策定及び実施
- ・特別支援教育次期推進プランの策定・実施
- ・特別支援教育次期推進プランに基づく児童生徒数の増加等に対応した特別支援学校本校の整備及び分校の設置
- ・特別支援学校におけるスクールバスによる通学支援の実施
- ・児童心理治療施設( )の開設に伴う特別支援学校分校の設置
- ・特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修の実施及び充実
- ・特別支援学級及び通級指導教室担当の養成研修の実施及び充実
- ・特別支援学校における実践的な体験研修等の実施及び充実
- ・特別支援学校における就労支援コーディネーターの配置及び活用
- ・特別支援学校就労サポーター企業登録制度の実施
- ・特別支援学校における企業等と連携した作業学習等の実施
- ・特別支援学校における職業コースの設置推進
- ・高等特別支援学校設置の検討
- ・SAGA ものすごフェスタの開催
- ・基礎科学やものづくりへの理解促進

#### 【指標】

指標1：ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合 (小・中学校) について、平成30年度までに90%とすることを目指します。

指標2：ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度 (県立高校) について、平成30年度までに90%とすることを目指します。

指標3：高校生の海外留学者、中・高校生の海外研修旅行者数 (2週間以上) について、平成30年度までに200人とすることを目指します。

指標4：中・高校生の体験的英語活動への参加者数について、平成30年度までに1,000人とすることを目指します。

指標5：「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計について、平成30年度までに3,200人とすることを目指します。

指標6：特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合について、平成30年度まで現状の34%を維持することを目指します。

指標7：特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合について、毎年度、平成23年度から平成26年度までの4か年の平均値88%を維持することを目指します。

指標 8 :サイエンスカフェ<sup>( )</sup>の参加人数について、毎年度 150 人以上とすることを目指します。

| 指標名  | 単位 | 現状                          | 目標     |        |        |        |
|--|----|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
|  |    | H26 年度                      | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合(小・中学校)       | %  | 83.8                        | 85     | 86     | 88     | 90     |
| 指標 2<br>ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度(県立高校)                 | %  | 78.6                        | 81     | 84     | 87     | 90     |
| 指標 3<br>高校生の海外留学生、中・高校生の海外研修旅行者数                     | 人  | 131                         | 140    | 160    | 180    | 200    |
| 指標 4<br>中・高校生の体験的英語活動への参加者数                          | 人  | 900                         | 925    | 950    | 975    | 1,000  |
| 指標 5<br>「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計 | 人  | 773<br>(H23～<br>H26の<br>平均) | 800    | 1,600  | 2,400  | 3,200  |
| 指標 6<br>特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合                     | %  | 34                          | 34     | 34     | 34     | 34     |
| 指標 7<br>特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合                 | %  | 88<br>(H23～<br>H26の<br>平均)  | 88     | 88     | 88     | 88     |
| 指標 8<br>サイエンスカフェの参加人数                                | 人  | 175                         | 150    | 150    | 150    | 150    |

指標 1、2 :教育情報化支援室調べ  
 指標 3、4 :教育振興課調べ  
 指標 5、6、7 :特別支援教育室調べ  
 指標 8 :ものづくり産業課調べ

## ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

## 基礎科学

実用上の目的から独立し、真理の探究そのものが目的とされる。宇宙や物質の究極の姿を当面の実用を前提とせずに探究している天体物理学や素粒子論などがそれにあたる。

## リテラシー

個人としての意思、市民的・文化的な問題への興味・関心、科学的概念・手法に対する知識と理解など。

## 県独自教育情報システム

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：SEI-Net）。

## 国際バカロレアプログラム

スイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア機構から認定を受けた教育プログラムを修了し、統一試験に合格することで、国際的に認められた大学進学資格を取得できる仕組み。

## 児童心理治療施設

児童福祉法第43条の2の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

## サイエンスカフェ

科学者などの専門家と一般の市民が、飲み物を片手に気軽に科学などの話題について自由に語り合うコミュニケーションの場。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

### 教育を支える環境の整備

【担当課】教育総務課、教育振興課、教職員課、学校教育課、教育情報化支援室、保健体育課

#### 【目指す将来像】

優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が整備されている。

#### 【課題・対応】

国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽減を図るとともに、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや、教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実のため、学習環境を整備する必要があります。

また、登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校安全や危機管理体制を確立する必要があります。

学校が家庭や地域と連携協力しながら、学校運営の改善に向けた取組の充実を図り、信頼される学校づくりを進める必要があります。

修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。

#### 【取組方針】

教員採用選考方法を改善し、優秀な人材の確保に取り組みます。【指標1】

大学との連携により、指導力のある教員を養成していきます。

キャリアステージに応じた教職員研修のほか、民間企業等の体験研修を実施していきます。

英語教育やICT( )利活用、いじめ等の教育課題に応じた研修の充実に取り組みます。【指標2】

学校現場における業務改善に取り組みます。

安全・安心な学校施設を整備(改築、保全)します。【指標3】

教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実や、安全・安心で質の高い学習環境の提供に取り組みます。

登下校時・校内における児童生徒の安全の確保を図ります。

学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。

学校評価の質の向上により、学校運営の改善に向けた取組を充実させます。【指標4】

就学支援金制度や奨学給付金制度等により授業料及び授業料以外の教育費負担軽減を図ります。

必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるように努めます。

#### [主な具体的取組]

- ・大学院修了見込者推薦や特例申請、加点等教員採用選考方法・内容等の改善・充実
- ・教育ボランティア、大学院教育実習等佐賀大学と連携した教員養成
- ・教員採用試験でのICT機器を活用した模擬授業試験の継続実施
- ・新規採用研修、中堅教諭等資質向上研修の実施
- ・教員育成協議会の設置、教員育成指標及び教員研修計画の策定
- ・民間企業や異校種交流等の様々な体験研修の実施
- ・大学院長期研修の実施

- ・英語教育推進リーダー指定、中央研修の実施
- ・英語教育推進リーダー中央研修伝達講習の実施
- ・いじめ防止対策研修会の実施
- ・幼稚園教諭に対する各種研修の実施
- ・高等学校教科指導法改善研究の実施
- ・部活動指導員の効果的な活用等に係る実践研究の実施
- ・県立学校施設の長期保全計画（長寿命化計画）の策定
- ・長期保全計画に基づく計画的な改修（改築、保全工事）
- ・県立学校の耐震化（校舎及び非構造部材）の着実な実施
- ・市町への必要な情報提供や助言などによる耐震化の早期完了についての働きかけ
- ・通学路の合同点検が着実に実施されるよう、県関係機関との連携及び各市町教育委員会への指導・助言
- ・県教育委員会の「教育現場における安全管理の手引き」、各学校の危機管理マニュアルなどの検証及び必要な見直し
- ・管理職をはじめとした危機管理研修・校内研修の実施及び教職員の危機管理能力の更なる向上
- ・万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報共有、適切な対応ができるような報告・対応ルールの適切な運用
- ・児童生徒の体調管理に配慮した学習環境提供のための整備
- ・学校施設が整備すべき機能や性能を盛り込んだ計画的な整備
- ・市町への小・中学校における環境整備のための国庫補助事業活用等の助言
- ・教育内容高度化等に対応した施設・設備の整備
- ・ICT利活用教育の更なる充実に向けたICT機器等の整備、機能強化
- ・県独自教育情報システム<sup>( )</sup>(SEI-Net)の運用、管理、改修
- ・情報セキュリティ対策の強化
- ・学校評価分析委員会における評価項目や実施方法等の検証改善
- ・県立学校及び市町教育委員会に対し、学校評価の検証改善結果等の周知や情報提供
- ・就学支援金制度及び奨学給付金制度の継続実施
- ・育英資金の納付率の向上・未収額削減など適正な運営及び財源確保

【指標】

指標1：専修免許状<sup>( )</sup>を持つ教員数について、平成30年度までに850人以上とすることを目指します。

指標2：英語教育推進リーダー中央研修伝達講習に参加する教員数について、平成30年度までに550人以上とすることを目指します。

指標3：県立学校の長期保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画に基づき整備することを目指します。

指標4：学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合について、毎年度、前年度以上とすることを目指します。

| 指標名                | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>専修免許状を持つ教員数 | 人  | 702   | 730   | 770   | 810   | 850   |

| 指標名                                   | 単位 | 現状              | 目標                 |                     |                      |                          |
|---------------------------------------|----|-----------------|--------------------|---------------------|----------------------|--------------------------|
|                                       |    | H26 年度          | H27 年度             | H28 年度              | H29 年度               | H30 年度                   |
| 指標 2<br>英語教育推進リーダー中央研修伝達講習に参加する教員数    | 人  | 0               | 140                | 270                 | 410                  | 550                      |
| 指標 3<br>長期保全計画の策定・整備                  |    |                 | -                  | 基本方針の策定・調査・計画(第期)策定 | 調査・計画(第期)策定・第期にかかる整備 | 調査・計画(第期)策定・第期及び第期にかかる整備 |
| 指標 4<br>学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合 | %  | -<br>25 年度<br>間 | 調査開始<br>26 年度<br>間 | 前年度<br>以上           | 前年度<br>以上            | 前年度<br>以上                |

指標 1 : 教職員課調べ  
 指標 2 : 学校教育課調べ  
 指標 3 : 教育総務課調べ  
 指標 4 : 教育振興課調べ

#### ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

#### 県独自教育情報システム

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム(呼名:SEI-Net)。

#### 専修免許状

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に定める教員の普通免許状の一種。教員の普通免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学学部卒業程度の一種免許状と、大学院修士課程修了程度の専修免許状がある。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

---

### 私立学校の振興

#### 【担当課】私立中高・専修学校支援室

---

##### 【目指す将来像】

公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫によって特色ある学校づくりを推進しており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。

##### 【課題・対応】

私立学校は、私学の柔軟性や独自性を生かして、各校が工夫を凝らして私学の魅力を打ち出してきましたが、県立の中高一貫校の設置など、これまで私学の魅力であった部分が私学固有の魅力ではなくなり、また、ICT( )利活用教育において県立学校が先進的に推進されている一方で、私立学校ではその環境整備が進んでいません。そのため、私立学校の創意工夫が行えるように支援し、魅力ある学校づくりの推進に努める必要があります。

また、ほぼすべての子どもが高等学校に進学する中で、就学支援金( )の支給等により私立高等学校等の保護者負担は軽減されているものの、いまなお授業料等の負担が残っているため、その支援の在り方を検討する必要があります。

##### 【取組方針】

私立高等学校等の保護者負担について、国に就学支援金制度の拡充を求めていくとともに、その支援の在り方を検討します。

私立学校の創意工夫が行えるように運営費助成等を充実し、魅力ある学校の実現に努めます。

私立学校自ら、優秀な教職員の確保や教育関連機器の整備など、教育条件の維持・向上に取り組むよう促します。

ICT 利活用教育の推進、進学や就職に向けたきめ細かなサポート、スポーツ・文化活動の充実、支援を要する生徒の受け入れなど、特徴的で魅力ある学校づくりに向けた私立学校の積極的な取組を促します。【指標 1】

専修学校における実践的な職業教育等による県内の人材育成の取組への支援を検討します。

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・私立高等学校等の保護者負担を軽減する新制度の検討
- ・将来的には、私立高等学校の運営経費に対する公費負担率(国・県)を50%に引き上げ
- ・私立学校の魅力ある学校づくりに向けた施設・設備の整備等に対する支援
- ・専修学校及び専修学校で学ぶ生徒等に対する支援の検討

##### 【指標】

指標 1：私立中学校・高等学校における電子黒板の整備率(電子黒板数/教室数)について、平成30年度までに80%とすることを目指します。

| 指標名            | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|----------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>電子黒板の整備 | %  | 11.7  | 32    | 48    | 64    | 80    |

法務私学課調べ

#### ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

#### 就学支援金

高等学校等に通う一定の収入額未満（モデル世帯で年収910万円未満）の世帯の生徒に対して、授業料に充てるために、国から支給されるもの。



## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (2) 教育

### 高等教育機関等の充実

【担当課】 企画課、有田焼創業 400 年事業推進グループ

#### 【目指す将来像】

県内の高等教育機関等に入学する者が増え、県の発展を支える高度で専門的な人材が育成されており、地域に活力をもたらしている。

#### 【課題・対応】

日本は人口減少局面に入っており、今後、2050 年には 9,700 万人程度となり、2100 年には 5,000 万人を割り込む水準にまで減少するとの推計があります。

人口減少が進行すると、地域経済が縮小し、地域社会の様々な基盤の維持が困難となるため、地方においては、人口減少の克服が、喫緊の課題となっています。ところが、佐賀県においては、大学進学時に多くの若者が県外に流出しており、このことが、若者が地元に着定していない要因の一つと考えられます。

佐賀県内において、4 年制大学は 2 校、短期大学は 3 校にとどまり、高等専門学校はなく、本県の高等教育機関の数は全国最低レベルとなっています。特に、平成 26 年 4 月に県内の高等学校を卒業して 4 年制大学に進学した者の数は約 3,500 名であるのに対し、県内 4 年制大学 2 校の入学定員数は約 1,750 人であり、その割合は 50%と九州最低レベルとなっています。加えて、学部(学科)の選択肢も限られており、県内の高等学校を卒業して大学に進学した者のうち県内の 4 年制大学に進学した者の割合は 15.1%と九州最低レベルです。

そのため、県内の高校生等の進学に当たっては、県内の高等教育機関等を選択できるような環境を整える必要があります。

#### 【取組方針】

高等教育機関等の充実を図り、県内高等教育機関等への進学者を増やします。【指標 1】

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・佐賀大学芸術地域デザイン学部(仮称)の実現(県立有田窯業大学校の 4 年制大学化)
- ・県内高等教育機関等への進学者を増やす取組の検討・実施
- ・高等教育機関等の設置・誘致の検討
- ・高等教育機関等の設置に対する支援

#### 【指標】

指標 1 : 自県大学進学率( )について、平成 30 年度までに 17.6%とすることを目指します。  
(平成 36 年度までの 10 年間で 25.1%(10%アップ)とします。)

| 指標名             | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|-----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>自県大学進学率 | %  | 15.1   | 15.1   | 15.1   | 16.4   | 17.6   |

文部科学省調べ(学校基本調査)

## 自県大学進学率

県内の高等学校を卒業して4年制大学に進学した者のうち県内の4年制大学に進学した者の割合。

## 2 楽しい子育て・あふれる人財 さが (3) 生涯学習

### 未来に活かすまなびの環境づくり

【担当課】まなび課、文化課

#### 【目指す将来像】

まなびたい人が誰でも、いつでも、どこでも、個人の要望や社会の要請に応じてまなぶことができ、その成果を活かすことができている。

#### 【課題・対応】

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、県民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたってきており、自らのニーズに応じて学習し、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりが求められています。

こうした中、様々な学習機会を充実し、継続的なまなびの機会を増やしていくとともに、身近な地域でのまなびの成果を活かした活動を推進する必要があります。

また、今後の地域人口減少や世代構成の変化に伴い、地域の活性化に地域が自ら取り組むためには、主体的にまなび、行動する人を増やしていく必要があります。

さらに、「まなびの場」である県立図書館は、施設の老朽化とともに、図書館を取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応が課題となっています。

このため、平成 25 年度、平成 26 年度に「これからのまなびの場のビジョン検討懇話会」により、将来の公立の施設の「ビジョン」及び県立図書館・博物館・美術館の 3 施設ごとに「機能の在り方」を整理しました。

このうち県立図書館は、県内図書館の支援、新しい図書館サービスへの取組及び連携・協働の拠点を目指すこととされたことから、今後、これら方向性の具体化策を検討していく必要があります。

#### 【取組方針】

今後の社会の課題に対応するため、県民一人ひとりがまなび続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運を更に醸成します。【指標 1】

地域でのまなびの成果を活かした活動を支援し、学習成果を活かす機会を増やします。【指標 2】

子どもたちが地域で健やかにまなび育つ環境づくりを推進します。

県内の図書館が更に利用しやすくなるように環境整備を進めます。【指標 3】

県立図書館の機能の充実を図るとともに、施設整備の方向性を検討します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・多様な学習機会の充実
- ・生涯学習情報の発信
- ・古文書が読める県民のすそ野の拡大
- ・まなびの成果を活かした地域活動の支援
- ・県民の生涯学習や地域づくりを支える人材の育成
- ・家庭教育支援の充実及び学校・家庭・地域の連携推進
- ・県内図書館ネットワークの充実
- ・県立図書館デジタルライブラリ<sup>( )</sup>の充実
- ・県内図書館レファレンスサービス<sup>( )</sup>機能の強化
- ・県立図書館施設整備の方向性の検討

【指標】

指標 1 : 「県民カレッジ夢パレットさが( )」の入学者数について、毎年度 800 人増やし、平成 30 年度までに延べ 30,500 人とするを旨を指します。

指標 2 : 「放課後子ども教室」等への地域の大人の参加者数について、毎年度 1,500 人増やし、平成 30 年度までに延べ 80,000 人とするを旨を指します。

指標 3 : 県立図書館デジタルライブラリのコンテンツ閲覧件数について、平成 30 年度までに 92,000 件とするを旨を指します。

| 指標名                                       | 単位 | 現状              | 目標     |        |        |        |
|---|----|-----------------|--------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度          | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>県民カレッジへの延べ<br>入学者数                | 人  | 27,346          | 28,100 | 28,900 | 29,700 | 30,500 |
| 指標 2<br>「放課後子ども教室」<br>等への地域の大人の延<br>べ参加者数 | 人  | 74,000<br>(見込み) | 75,500 | 77,000 | 78,500 | 80,000 |
| 指標 3<br>デジタルライブラリの<br>コンテンツ閲覧件数           | 件  | 76,000<br>(推計)  | 80,000 | 84,000 | 88,000 | 92,000 |

指標 1、2 : まなび課調べ  
指標 3 : 県立図書館調べ

県立図書館デジタルライブラリ

県立図書館が所蔵する資料等により制作した様々なデータベースで、県立図書館ウェブサイトにて公開しているもの。古文書・古記録・古典籍、古地図・絵図、近代地図、葉隠に関すること、県文化財調査報告書、人名、地名(藩政期)、佐賀の民謡、佐賀の昔話、佐賀県の淡水魚、佐賀の蝶、佐賀の野草などに関するデータベースを公開中。

<http://www.tosyo-saga.jp/kentosyo/>

レファレンスサービス

図書館利用者の情報を探す行為を、図書館職員が直接的・間接的に支援するサービス。利用者の質問や依頼に応じて、情報や資料そのものまたは探索方法を提示、もしくは図書館利用ガイダンス、情報探索法講習会、レファレンス資料の収集、頻度の多い質問に対し書誌・索引等のレファレンスツールを作成しておくことなど。

県民カレッジ夢パレットさが

県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、県内の生涯学習関連機関・団体が実施している講座やセミナーなどを総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を効果的に県民に提供するとともに、まなだことを評価・活用するためのシステム。誰でも随時入学でき、実施機関(地方公共団体(教育委員会など)、教育機関、公益法人、民間カルチャーセンターなど)が登録する講座を受講して単位を取得すれば、所要単位に応じて認定証を交付。県立生涯学習センターが運営。

[http://www.avance.or.jp/kenmin\\_college.html](http://www.avance.or.jp/kenmin_college.html)

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (1) 福祉

---

#### 住民とともに支える地域福祉の充実

##### 【担当課】福祉課

---

##### 【目指す将来像】

高齢者、障害者、子どもなど誰もが、住み慣れた地域の中で、気軽に集い、交流し、情報交換できる居場所があり、自分らしく、安心して暮らすことができている。

また、生活困窮者に対する自立支援がなされ、すべての県民が健康で文化的な最低限度の生活を保障されている。

##### 【課題・対応】

高齢化の進行や人口減少などの社会変化の中で、家庭や地域の相互扶助の機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。

一方、人々が互いの多様な在り方を尊重し、対等な関係を築く「共生」の考え方が広がっている中、その地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域社会づくりやサービス提供体制づくりが求められています。

そのためには複雑、多様化した福祉ニーズを的確に把握し対処するため、住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び社会福祉事業者などと連携して、地域福祉の推進を図っていく必要があります。

その際の重要な拠点の一つである、地域共生ステーション<sup>( )</sup>には、高齢者を対象とした「宅老所」と高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」があり、それぞれに重要な役割を担っていますが、これまで以上に地域の拠点として定着するためには、今後は特に「ぬくもいホーム」を増やしていく必要があります。

全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月に施行されました。

生活困窮者<sup>( )</sup>は自尊感情や自己有用感を喪失し、自らSOSを発することが難しいため、地域に潜在化しており、必要な支援が届きにくくなっています。

就労可能な生活保護受給者や生活困窮者に対して、就労を促進し、早期の自立を図る必要があります。

##### 【取組方針】

民生委員・児童委員の相談支援能力及び各市町民生委員・児童委員協議会の機能を高め、関係機関・団体との相互のネットワーク化が図られるよう支援します。

社会福祉協議会、社会福祉事業者、CSO<sup>( )</sup>、ボランティアが協働して、地域福祉を推進できるよう必要な支援をします。

福祉サービス利用者の実態やニーズを把握したうえで、利用しやすい福祉サービスが提供され、かつ利用者が自由に選択できる体制の構築と権利擁護に努めます。

地域共生ステーションの適正な運営を支援するとともに、誰もが安心して利用できる「ぬくもいホーム」の設置割合を増やします。【指標1】

現場の声や地域で眠っている声を積極的に掘り起し、人の想いに寄り添う支援につなげます。

生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。【指標2】

生活保護受給者について、その方が就労可能な場合には生活保護就労支援プログラムによる就労支援を行います。【指標3】

援護制度（特別弔慰金等）の時効失権者を出さないよう、関係者への研修を実施するとともに、市町を通じ周知徹底に努めます。

帰国された中国残留邦人等に対し、老後の不安の解消等を図るため、支援給付を適切に実施するとともに、地域からの孤立を防止するため、支援・相談員や自立指導員等を派遣します。

〔主な具体的取組〕

- ・民生委員・児童委員協議会活動の推進
- ・福祉サービス利用援助事業の推進
- ・地域共生ステーションの適切な運営支援
- ・研修や個別指導による地域共生ステーションの安全対策の強化
- ・「ぬくもいホーム」機能充実に向けた新規開設相談の強化及び転換等補助の充実
- ・医療や福祉などの現場で活躍する方々の声を聴く懇談会の設置
- ・生活困窮者に対する自立支援に関する事業の実施
- ・ハローワーク等との連携による就労阻害要因のない生活保護受給者に対する就労支援の強化
- ・援護制度に関する県広報や市町担当者等に対する研修
- ・帰国された中国残留邦人等への支援・相談員や自立指導員等による支援

【指標】

指標1：地域共生ステーションにおける「ぬくもいホーム」の割合について、平成30年度までに55%とすることを目指します。

指標2：生活困窮者を支援するためにプランを作成し、支援を実施した結果、対象者の30%の方が、プランの目標を達成している状態を維持することを目指します。

指標3：就労可能な生活保護受給者に対して生活保護就労支援プログラムによる就労支援を行った結果、対象者の25%の方が就労できている状態を維持することを目指します。

| 指標名                                   | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|---------------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                       |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>「ぬくもいホーム」の設置割合                 | %  | 38.9  | 40    | 45    | 50    | 55    |
| 指標2<br>生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの目標達成者の割合 | %  |       | 30    | 30    | 30    | 30    |
| 指標3<br>生活保護就労支援プログラムの利用者のうち、就労できた者の割合 | %  | 25.9  | 25    | 25    | 25    | 25    |

福祉課調べ

地域共生ステーション

民家を活用するなど家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者又は子どもを預かるなど、地域のニーズに応じた法令に基づかない福祉サービスを提供する施設。（当該サービスに併せて法令に基づく福祉サービスを提供する施設を含む）

む。)

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (1) 福祉

#### 高齢者福祉の充実

【担当課】長寿社会課、福祉課、医務課、健康増進課

##### 【目指す将来像】

高齢者がいきいきと健康で暮らしている社会、また、地域包括ケアシステム<sup>( )</sup>を構築し、介護が必要な高齢者や認知症の人等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしている社会となっている。

##### 【課題・対応】

2025年に佐賀県の高齢者数がピークとなることを見込まれます。このため、高齢者が元気に活躍する社会づくりと自立支援の充実を図る必要があります。【指標1】

独居高齢者や高齢者のみの世帯及び介護を必要とする高齢者や認知症の人が増加するため、安心して生活できるサービスの確保や、高齢者を地域で支える体制が必要です。

今後高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各サービスが連携して一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが喫緊の課題となっています。「地域包括ケアシステム」を構築するため、人材確保と在宅医療・介護連携、認知症施策等の推進が必要です。【指標6】

##### 【取組方針】

市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。【指標1 - 】

市町・保険者と連携して、広域的な視点から、生活支援コーディネーター<sup>( )</sup>の養成、利用しやすい生活支援サービス<sup>( )</sup>及び介護保険サービスの充実を図り、独居高齢者等の見守りや生活支援体制の整備を促進します。【指標2】【指標3】

認知症の人を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関の機能強化や体制整備、また認知症対応力向上や認知症予防施策推進のための取組により、市町・保険者への支援を行い、認知症の人と家族への支援を進めます。【指標4】【指標5】

介護人材の確保を図るため、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を推進します。【指標6 - 】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。【指標6 - 】

##### [主な具体的取組]

- ・在宅生活サポートセンターが行う講習や生活支援相談等による支援
- ・介護予防対策の推進
- ・元気高齢者社会参加活動推進制度の推進
- ・老人クラブの活動、ゆめさが大学の運営等に対する支援
- ・個室ユニット型施設への転換促進
- ・生活支援コーディネーターの養成
- ・認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備
- ・訪問看護ステーションへの支援



- ・在宅生活を支えるサービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護）の開設促進
- ・認知症疾患医療センターを中心としたネットワークの推進
- ・認知症の人とその家族の地域における支援体制の整備
- ・認知症サポーターの養成
- ・若年性認知症コーディネーターの配置
- ・認知症予防に係る市町研修の実施
- ・地域での見守り体制の整備
- ・介護人材確保等に係る協議会の設置運営
- ・介護人材の資質向上の推進
- ・介護職のイメージアップ等による参入促進
- ・介護従事者が安心して働き続けられるような職場づくりの推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・市町・保険者の地域ケア会議、多職種連携会議の支援
- ・多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり

【指標】

指標 1：平均寿命と健康寿命（<sup>1</sup>）の差について、平成 30 年度まで毎年度、前年度より縮小させることを目指します。

指標 1 - 1：元気高齢者社会参加活動推進制度によるボランティア登録者数について、平成 30 年度までに 1,100 人とすることを目指します。

指標 2：在宅生活を支えるサービス事業所について、第 6 期さがゴールドプラン 21 の最終年度である平成 29 年度までに 68 箇所となることを目指します。

指標 3：生活支援コーディネーターについて、平成 30 年度までに 62 人配置されることを目指します。

指標 4：認知症サポーター数について、平成 30 年度までに 88,000 人とすることを目指します。

指標 5：認知症地域支援推進員について、平成 30 年度までに 20 市町に配置されることを目指します。

指標 6：医療機関看取り率について、平成 29 年度までに平成 26 年度より低下することを目指します。

指標 6 - 1：介護人材が不足と感じている事業所の割合について、平成 30 年度までに 45%以下となることを目指します。

指標 6 - 2：高齢者人口千人当たりの訪問看護利用実人数について、平成 30 年度までに 13.7 人とすることを目指します。

| 指標名                 | 単位 | 現状                              | 目標      |         |         |         |
|---------------------|----|---------------------------------|---------|---------|---------|---------|
|                     |    | H26 年度                          | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  |
| 指標 1<br>平均寿命と健康寿命の差 |    | 男性 1.19 歳<br>女性 2.90 歳<br>(H24) | 前年度より縮小 | 前年度より縮小 | 前年度より縮小 | 前年度より縮小 |

| 指標名   | 単位 | 現状            | 目標     |        |                    |                    |  |
|---|----|---------------|--------|--------|--------------------|--------------------|--|
|   |    | H26年度         | H27年度  | H28年度  | H29年度              | H30年度              |  |
| 指標1 -<br>元気高齢者社会参加<br>活動推進制度による<br>ボランティア登録者<br>数 | 人  | 646           | 800    | 900    | 1,000              | 1,100              |  |
| 指標2<br>在宅生活を支えるサー<br>ビスの事業所数                      | 箇所 | 50            | 54     | 66     | 68                 |                    |  |
| 指標3<br>生活支援コーディネー<br>ター配置数                        | 人  | 8             | 22     | 36     | 50                 | 62                 |  |
| 指標4<br>認知症サポーター数                                  | 人  | 58,044        | 60,000 | 74,000 | 81,000             | 88,000             |  |
| 指標5<br>認知症地域支援推進員<br>を配置する市町数                     | 市町 | 3             | 5      | 16     | 16                 | 20                 |  |
| 指標6<br>医療機関看取り率                                   | %  | 82.8          |        |        | 平成26年<br>度より低<br>下 | 平成26年<br>度より低<br>下 |  |
| 指標6 -<br>介護人材が不足と感<br>じている事業所の割<br>合              | %  | 60.4<br>(H25) | 60     | 55     | 50                 | 45以下               |  |
| 指標6 -<br>高齢者人口千人当た<br>りの訪問看護利用実<br>人数             | 人  | 5.7<br>(H25)  | 8.9    | 10.5   | 12.1               | 13.7               |  |

指標1：健康増進課調べ

指標1 - 、2、3、4、5：長寿社会課調べ

指標6：厚生労働省調べ（人口動態調査）

指標6 - ：介護労働安定センター佐賀支所調べ

指標6 - ：厚生労働省調べ

#### 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

#### 生活支援コーディネーター

ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市町村及び日常生活圏域単位で設置。

#### 生活支援サービス

住民主体、NPO、民間企業等多様な主体により高齢者の地域での生活を支えるため提供される見守りや安否確認、外出支援、買物など家事支援、地域サロンの開催等のサービス。

#### 健康寿命

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康な状態で自立した日常生活を送ることが期待される平均期間。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (1) 福祉

#### 障害者福祉の充実

【担当課】障害福祉課、就労支援室

##### 【目指す将来像】

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会となっている。

##### 【課題・対応】

誰もが地域において安心して生活できる環境づくりを行う必要があります。【指標1】【指標2】

このため、地域におけるグループホーム、障害児通所支援事業所等や一時的な受入れの場の整備、市町の総合相談窓口において専門家が365日対応できる体制や緊急時の対応も可能な拠点の整備、ICTも活用した情報提供の充実・障害特性に応じた意思疎通支援が求められています。

また、こころの健康を損なう人が増える中、うつ病等により自殺に追い込まれる人も少なくなく、早期発見・早期対応といった自殺対策の強化が必要です。【指標3】

依存症者に対応できる専門医療機関や専門相談員が不足していることから、治療拠点機関を選定し治療提供体制の整備を図るとともに、専門相談員を配置し相談体制を充実させることが必要です。

措置入院患者（精神障害者）が地域で医療等の継続的な支援を受ける仕組みが確立していないことから、孤立化、病状の悪化を招く場合があるため、措置入院患者の地域移行につなげる取組が必要です。

さらに、ひきこもりについては、ひきこもりに至る要因の多様化やその期間が長期化することによる高齢化が指摘されており、自立に向けた支援の強化が必要です。

障害者の社会参加、障害者の権利擁護を推進し共生社会を実現するためには、これらの取組に加えて障害に対する県民の理解の促進や障害者差別解消法（ ）の施行に伴う適切な対応が求められています。

##### 【取組方針】

障害者の地域移行を進めるため、グループホームは、継続的に整備していく必要があり、平成27年度以降も引き続き補助事業を継続します。【指標1 - 、2 - 】

入院が長期化している精神疾患の患者に対し、福祉と連携した退院支援を強化します。

身近なところで療育が受けられる環境を整備します。【指標1 - 、2 - 】

重症心身障害児等の介護者が一時休息できるよう、医療型短期入所事業所が未整備の県南西部地域に重症心身障害児等の受入れが可能となるよう整備します。【指標1 - 、2 - 】

365日の相談対応では、相談事業以外との提携委託の提案や、複数市町共同の窓口設置の検討について助言します。

また、発達障害（ ）専門相談窓口と市町の総合相談窓口間で、情報の共有等による連携を働きかけ、市町の総合相談窓口の専門性を高めていきます。【指標1 - 、2 - 】

地域で生活する障害者やその家族からの相談に応じるとともに、緊急時にも対応できる拠点を整備します。【指標1 - 、2 - 】

ひきこもりの状態にある人の自立に向けた支援体制を整備します。

依存症を早期に治療するための相談・治療体制を充実することにより、依存症者とその家族等からの早期相談や専門的治療につなげます。

措置入院患者の地域生活へのスムーズな移行につなげるため、支援体制の整備等を図ります。  
うつ病を早期発見し、専門医療につなげるため、かかりつけ医と精神科医の連携を充実強化します。【指標3 - 】

自殺を考えるほど追いつめられ悩んでいる人が、様々な状況で相談できる体制を充実強化します。  
【指標3 - 】

県、市町、関係団体の連携により、障害者に役立つ情報を総合的に提供するサイトを開設し、必要な時に必要な情報を得ることができる環境をつくります。

障害者のICT活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。

手話通訳者、要約筆記者の養成講座を実施し、有資格者を増やします。【指標4】

ヘルプマークを導入し、その普及啓発を図ることにより、障害のある方が感じる様々な場面での不便や

障壁の解消を図ります。

点字図書館について、機能面や立地箇所等を含め、今後の在り方の検討を行います。

多くの県民に対して障害者への理解・啓発を進めるとともに、県民が障害者と触れ合う機会づくりを進めます。【指標5】

障害者差別解消法に基づき、県の職員対応要領を策定するとともに、市町にも策定を求めていきます。

また、県においては職員に対して職員対応要領の周知を図るとともに、必要に応じて見直すこととし、市町においても同様の取組が行われるよう働きかけます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・グループホーム設置促進のための開設費及び改修費の補助
- ・研修会の開催等医療機関等による精神障害者の地域移行推進の取組への支援
- ・障害児通所事業所整備促進のための整備費の補助
- ・療育指導教室等における発達障害児（者）の支援
- ・医療型短期入所事業所の整備のため、医療機関等への働きかけ等関係機関の協力体制づくり
- ・総合相談窓口における専門職員による365日対応や発達障害児（者）の相談窓口との連携に対する助言・支援
- ・地域生活支援拠点等となり得る福祉施設等への働きかけ
- ・ICTを活用した障害者に対する情報提供や障害者向けICT教室の開催
- ・手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座の実施
- ・ヘルプマークの導入と普及啓発
- ・点字図書館の在り方についての検討
- ・定期的な会議開催等による自殺防止対策に関わる関係機関との連携強化
- ・自殺防止に係る相談体制（対面、電話等）の充実強化及びゲートキーパー（ ）の養成促進
- ・「ひきこもり地域支援センター（ ）」の設置
- ・依存症相談拠点機関の設置
- ・依存症治療拠点機関（肥前精神医療センター）による専門医療機関への助言指導
- ・依存症自助グループの活動に対する補助
- ・精神障害者支援地域協議会の設置
- ・措置入院患者に対する退院後支援計画の作成及び計画に基づく退院後支援
- ・かかりつけ医に対するうつ病対応力研修会の開催
- ・市町・団体による県民向け普及啓発活動の促進（障害者月間事業の実施、市町・団体への働きかけ）

- ・ 障害者差別解消法に基づく県職員対応要領の策定
- ・ 市町への障害者差別解消法に基づく職員対応要領策定の働きかけ

【指標】

指標 1：平成 25 年度末時点の施設入所者数 1,429 人のうち地域生活に移行した人の割合について、平成 29 年度までに 12.5%（179 人）とすることを目指します。

指標 2：平成 24 年 6 月時点の精神科病院 1 年以上の在院者数 2,591 人のうち地域生活に移行した人の割合について、平成 29 年度までに 14.4%（373 人）とすることを目指します。

指標 1 - 、 2 - ：グループホームについて、平成 30 年度までに 255 か所とすることを目指します。

指標 1 - 、 2 - ：障害児通所支援事業所について、平成 30 年度までに 88 か所とすることを目指します。

指標 1 - 、 2 - ：医療型短期入所事業所について、平成 29 年度までに県南西部地域に 1 か所整備し、県内全体で 4 か所とすることを目指します。

指標 1 - 、 2 - ：すべての市町総合相談窓口（12 か所）において専門家が 365 日対応できる体制について、平成 29 年度までに整備することを目指します。

指標 1 - 、 2 - ：地域生活支援拠点等について平成 29 年度までに県内に 5 か所整備することを目指します。

指標 3：人口 10 万人当たりの自殺死亡率について、平成 27 年以降も平成 26 年実績（17.0 人）を下回ることを目指します。

指標 3 - ：かかりつけ医から紹介され、精神科医療機関を受診した患者数について、毎年度 2,000 件以上を維持することを目指します。

指標 3 - ：対面相談窓口を開設している市町について、平成 30 年度までに全市町とすることを目指します。

指標 4：手話通訳登録者（奉仕員、通訳者、通訳士）と要約筆記者について、それぞれ平成 30 年度までに 253 名、55 名とすることを目指します。

指標 5：障害（者）に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体数について、平成 30 年度までに 91 に増やすことを目指します。

| 指標名                                   | 単位 | 現状         | 目標     |        |        |         |
|---------------------------------------|----|------------|--------|--------|--------|---------|
|                                       |    | H26 年度     | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度  |
| 指標 1<br>施設から地域生活に移行した人の割合             | %  | 1.0        | 4.1    | 8.3    | 12.5   | 12.5 以上 |
| 指標 2<br>精神疾患で 1 年以上の入院から地域生活に移行した人の割合 | %  | 0<br>(H24) | 9.2    | 11.8   | 14.4   | 14.4 以上 |
| 指標 1 - 、 2 -<br>グループホームの整備数           | 箇所 | 168        | 185    | 200    | 215    | 255     |

| 指標名                                   | 単位 | 現状    | 目標       |          |         |         |
|---------------------------------------|----|-------|----------|----------|---------|---------|
|                                       |    | H26年度 | H27年度    | H28年度    | H29年度   | H30年度   |
| 指標1 - 、2 - 障害児通所支援事業所の整備数             | 箇所 | 60    | 67       | 74       | 81      | 88      |
| 指標1 - 、2 - 医療的ケアが可能な短期入所事業所の整備数       | 箇所 | 3     | 3        | 3        | 4       | 4       |
| 指標1 - 、2 - 専門家が365日対応できる総合相談窓口の整備数    | 箇所 | 9     | 10       | 11       | 12      | 12      |
| 指標1 - 、2 - 地域生活支援拠点等の整備数              | 箇所 | 0     | 関係機関との調整 | 関係機関との調整 | 5       | 5       |
| 指標3<br>人口10万人対自殺死亡率                   | 人  | 17.0  | 17.0以下   | 17.0以下   | 17.0以下  | 17.0以下  |
| 指標3 - かかりつけ医から精神科医への紹介件数              | 件  | 2,124 | 2,000以上  | 2,000以上  | 2,000以上 | 2,000以上 |
| 指標3 - 市町の対面相談窓口設置状況                   | 市町 | 12    | 14       | 16       | 18      | 20      |
| 指標4<br>手話奉仕員等の登録者数                    | 人  |       |          |          |         |         |
| ・手話通訳                                 |    | 61    | 109      | 157      | 205     | 253     |
| ・要約筆記                                 | 23 | 31    | 39       | 47       | 55      |         |
| 指標5<br>障害(者)に関する理解啓発・交流事業に取り組む市町・団体の数 | 箇所 | 63    | 70       | 77       | 84      | 91      |

指標1：障害福祉課調べ（障害福祉計画に係る実施状況調査）

指標2：厚生労働省調べ（精神保健福祉資料）

指標1 - ～、2 - ～、3 - 、3 - 、4、5：障害福祉課調べ

指標3：厚生労働省調べ（人口動態調査）

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定された法律（施行は平成28年4月1日）

法律では、障害を理由とする差別的な取扱いを禁止するとともに、過度の負担にならない範囲で、障害者に対して必要かつ合理的な配慮を行うことを求めており、具体的な対応として、政府全体の基本方針を踏まえ、国、地方公共団体等では当該機関における取組に関する要領を策定すること（地方の機関の策定については努力義務）となっている。

#### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）などの障害。

- ・自閉症……社会性の障害（他者とのやりとりが苦手、意図や感情を読みとりにくい）、コミュニケーション障害（ことばの発達遅滞）等の特徴とする。
- ・アスペルガー症候群…言葉の発達の遅れのない自閉症をいう。
- ・ADHD……注意集中が困難、多動・落ち着きがない、衝動的といった症状がある。
- ・LD……知的には標準又はそれ以上であるが、読み書き、計算などの一部だけができない症状がある。

#### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる者のこと。

「自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日 閣議決定）」においては、重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には、身近なゲートキーパーとして適切に行動ができるよう、必要な基礎的知識の普及を図ることとされている。

#### ひきこもり地域支援センター

ひきこもりに特化した第一次相談窓口機能を有する相談、支援機関。ひきこもり支援コーディネーターを配置し、相談やアウトリーチ（訪問支援）型の支援を行うとともに、関係機関との連携や情報提供を行うことで、自立の推進や福祉の増進を図ることを目的としている。



### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが

#### (1) 福祉

---

#### 母子保健及び児童・ひとり親家庭福祉の充実

【担当課】こども家庭課、建築住宅課、法務私学課、まなび課、福祉課、こども未来課、産業人材課、教育総務課、教育振興課、特別支援教育室、学校教育課、保健体育課

---

#### 【目指す将来像】

母親や子どもの健康の保持・増進ができています。

また、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会となっており、保護・支援の必要な児童やひとり親家庭の親等に対するケアが十分にできています。

#### 【課題・対応】

乳児死亡率等は全国の中でも低い傾向で推移していますが、全出生数の中の低出生体重児の割合は微増傾向にあり、不妊治療や小児慢性特定疾病の治療が増加しているため、安心して子どもを生み、健やかに育てるために、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策が必要です。

児童相談所における児童虐待相談対応件数が高水準で推移しており、重症化する前の早期発見・早期対応、市町の体制強化が求められています。

近年では、定期的な心理治療的援助を必要とする児童が増加しており、県内にも専門の治療施設を設置する必要があります。

また、社会的養護については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。

平成 25 年国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率は 16.3%、ひとり親家庭の子どもの貧困率は 54.6%と非常に厳しい状況であり、子どもの貧困対策として、課題を抱える子どもや家族への生活支援、就労支援、経済支援など総合的な対策が必要です。

#### 【取組方針】

妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援に取り組みます。【指標 1】

母子の疾病の早期発見・早期治療により、障害や疾病の重症化を防ぎます。【指標 2】

子どもの医療の確保に取り組みます。

児童虐待の未然防止に重点を置いた対策を講じます。【指標 3】

児童相談所の体制強化を図るとともに、市町等との連携や市町への支援を強化していきます。【指標 3】

児童心理治療施設<sup>( )</sup>の開設を推進します。【指標 4】

里親の割合を更に引き上げるとともに、児童養護施設の小規模化や家庭的養護を推進します。【指標 5】

子どもの貧困対策について、県の計画に基づき、全庁的な取組を推進します。

ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。【指標 6】

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・妊娠・出産や不妊に関する専門相談体制の強化
- ・人工授精経費助成、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費助成制度の実施
- ・母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議の実施

- ・子どもの医療費助成事業の継続と事業実績の分析
- ・小児慢性特定疾病児童等への自立支援事業の促進
- ・児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化
- ・児童相談所の職員体制等の充実
- ・市町の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）<sup>( )</sup>の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化
- ・児童心理治療施設の開設への支援
- ・家庭的養護推進県計画の推進
- ・里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置
- ・子どもの貧困対策の実施
- ・子どもの居場所づくりへの支援
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援

【指標】

指標 1：不妊治療費支援事業による妊娠者数について、平成 28 年度に年間 160 人とし、その後維持することを目指します。＜再掲＞

指標 2：産後、退院してからの 1 か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと答える母親の割合について、平成 30 年度までに 70%とすることを目指します。

指標 3：児童虐待死亡事例を出さないことを目指します。

指標 4：児童心理治療施設について、平成 30 年度の開設することを目指します。

指標 5：要保護措置児童の里親等委託率について、平成 30 年度までに 19%とすることを目指します。

指標 6：児童扶養手当受給資格者のうち全部支給者の割合について、平成 30 年度までに 45%とすることを目指します。

| 指標名                      | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |  |
|--------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|                          |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |  |
| 指標 1<br>不妊治療費支援事業による妊娠者数 | 人  | 132    | 140    | 160    | 160    | 160    |  |
| 指標 2<br>産後ケアに満足した母親の割合   | %  | 64     | 65.5   | 67     | 68.5   | 70     |  |
| 指標 3<br>児童虐待死亡事例         | 件  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |  |
| 指標 4<br>児童心理治療施設         |    |        |        |        |        | 開設     |  |
| 指標 5<br>里親等委託率           | %  | 14.0   | 16     | 17     | 18     | 19     |  |

| 指標名                   | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                       |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標6<br>児童扶養手当全部支給者の割合 | %  | 49    | 48    | 47    | 46    | 45    |

指標1、3、4、6：こども家庭課調べ

指標2：こども家庭課調べ（3～4か月児健診時の母親アンケート）

指標5：佐賀県中央児童相談所調べ

#### 児童心理治療施設

児童福祉法第43条の2の「情緒障害児短期治療施設」で、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は通所によりその情緒障害の治療等を行う施設のこと。全国情緒障害児短期治療施設協議会では名称変更の要望をされているため、佐賀県でも通称を使用することとしている。

#### 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

児童福祉法第25条の2により地方公共団体のよる設置の努力義務が規定されている。要保護児童等に関する情報交換、支援内容の協議を行う機関で、佐賀県では県及び全市町で設置している。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (2) 健康

#### 生涯を通じた健康づくりの推進

【担当課】健康増進課、国民健康保険課

#### 【目指す将来像】

生活習慣や社会環境の改善が進み、健康寿命<sup>( )</sup>が延びて平均寿命との差が縮小し、健康長寿の社会に近づいている。

#### 【課題・対応】

平均寿命(H24:男79.24歳、女86.67歳)と健康寿命(H24:男78.05歳、女83.77歳)の差(男:1.19歳、女2.90歳)が拡大すると寝たきりや要介護状態の期間が長くなってしまいます。両者の差を縮小させ、健康な期間が長くなるように様々な健康づくりの取組を推進していく必要があります。

主な生活習慣病(がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD(慢性閉塞性肺疾患))による死亡が約60%を占め、今後も増加することが予想されることから、県民自らが食生活の改善や運動習慣等を身に付けることにより、発症予防と重症化予防に努める必要があり、併せて、社会全体が相互に支え合いながら、県民の健康を守る環境を整備することが必要です。

また、歯と口腔の健康づくりについては、働き盛りの年代の歯周病は改善がみられず、むし歯も地域格差が広がっていることから、ライフステージごとの歯科保健対策や予防を中心とした歯科保健医療の推進が必要です。【指標1】

#### 【取組方針】

「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。

特定健康診査<sup>( )</sup>の受診や必要な保健指導を受ける機会を増やし、生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。【指標1 - 】

特定健康診査・特定保健指導<sup>( )</sup>の実施率向上に向けて、市町等保険者を支援します。【指標1 - 】

ロコモ<sup>( )</sup>が原因となった寝たきりや要介護状態を招く事例を減らすため、ロコモ予防の普及啓発に努めます。【指標1 - 】【指標1 - 】

県民の食品の選択行動の幅を広げるため、栄養成分表示を推進するとともに、ヘルシーメニューの提供を進めていくなど食環境の整備を推進します。【指標1 - 】

健康に悪影響を及ぼす受動喫煙の機会を減らすため、公共施設や多数の者が利用する施設管理者が受動喫煙防止の取組を進めるように支援していきます。また、未成年期における防煙教育を推進します。【指標1 - 】

「第2次佐賀県歯科保健計画」に基づき、口腔保健支援センターを拠点にライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。【指標1 - 】

#### [主な具体的取組]

- ・「第2次佐賀県健康プラン」の推進及び中間評価
- ・平成28年度県民健康・栄養調査の実施
- ・健康アクション佐賀21構成団体との協働促進
- ・コンビニ健診(検診)<sup>( )</sup>をはじめとした先駆的な取組の実施
- ・各保険者への支援(研修会や意見交換会等の開催による健診(検診)従事者の資質向上、県調整交付金)

- ・ロコモ予防及びロコトレ( )の普及啓発の実施
- ・食のボランティア団体によるロコモ予防と高齢者の望ましい食生活の普及啓発の実施
- ・「健康づくり協力店( )」登録の推進及び支援
- ・「禁煙・完全分煙認証施設( )」の拡大
- ・防煙教育の実施、普及啓発の推進
- ・「かかりつけ歯科医( )」の機能や必要性についての普及啓発
- ・平成 28 年度県民歯科疾患実態調査の実施
- ・「第 2 次佐賀県歯科保健計画」の推進及び中間評価
- ・保育士や小・中学校養護教諭等に対するフッ化物塗布、フッ化物洗口の技術的支援の実施
- ・歯科衛生士や施設介護職員等の歯科保健医療等業務従事者に対する情報提供と研修の実施

【指標】

指標 1：平均寿命と健康寿命の差について、平成 30 年度まで毎年度、前年度より縮小させることを目指します。＜再掲＞

指標 1 - ：市町国保における特定健康診査受診率について、平成 30 年度まで毎年度、前年度より向上させることを目指します。

指標 1 - ：ロコモ認知度(意味の理解を含む。)について、平成 30 年度までに 65%とすることを目指します。

指標 1 - ：65 歳以上の運動習慣者の割合について、平成 29 年度までに男性を 47.3%、女性を 37.0%とすることを目指します。

指標 1 - ：「健康づくり協力店」の登録店舗数について、平成 30 年度までに 1,040 店とすることを目指します。

指標 1 - ：「禁煙・完全分煙認証施設」の認証数について、平成 30 年度までに累計 2,600 件とすることを目指します。

指標 1 - ：12 歳児でのむし歯のない者の割合について、毎年度 70%以上とすることを目指します。

指標 1 - ：80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する者の割合について、平成 29 年度までに 50%とすることを目指します。

| 指標名                            | 単位 | 現状                              | 目標          |             |              |             |
|--------------------------------|----|---------------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|                                |    | H26 年度                          | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度       | H30 年度      |
| 指標 1<br>平均寿命と健康寿命<br>の差        |    | 男性 1.19 歳<br>女性 2.90 歳<br>(H24) | 前年度<br>より縮小 | 前年度<br>より縮小 | 前年度<br>より縮小  | 前年度<br>より縮小 |
| 指標 1 -<br>市町国保における<br>特定健診の受診率 |    | 35.4%<br>(H25)                  | 前年度<br>より向上 | 前年度<br>より向上 | 前年度<br>より向上  | 前年度<br>より向上 |
| 指標 1 -<br>ロコモ認知度               | %  | 38                              | 50          | 55          | 60           | 65          |
| 指標 1 -<br>65 歳以上の運動習<br>慣者の割合  | %  | 男性 39.6<br>女性 29.0<br>(H23)     |             |             | 47.3<br>37.0 |             |

| 指標名                         | 単位 | 現状            | 目標    |       |       |       |
|-----------------------------|----|---------------|-------|-------|-------|-------|
|                             |    | H26年度         | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1 - 「健康づくり協力店」の登録店舗数      | 店  | 721           | 740   | 1,000 | 1,020 | 1,040 |
| 指標1 - 「禁煙・完全分煙認証施設」の認証数     | 件  | 1,980         | 2,200 | 2,350 | 2,500 | 2,600 |
| 指標1 - 12歳児でのむし歯のない者の割合      | %  | 68.7          | 70以上  | 70以上  | 70以上  | 70以上  |
| 指標1 - 80歳で20歯以上自分の歯を有する者の割合 | %  | 41.0<br>(H23) |       |       | 50    |       |

指標1、1 - 、1 - 、1 - 、1 - 、1 - :健康増進課調べ

指標1 - :国民健康保険課調べ

指標1 - :文部科学省調べ(学校保健統計調査)

#### 健康寿命

介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康な状態で自立した日常生活を送ることが期待される平均期間。

#### 特定健康診査

生活習慣病予防のために2008年から始まった市町村の国保や健保組合などが実施する健診(略称:特定健診)。心筋梗塞(こうそく)や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれる。

#### 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。特定保健指導は保健師等による健康指導で、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

#### ロコモ

ロコモティブシンドロームの略称。運動器症候群のこと。運動器の障害のために、自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。

#### コンビニ健診(検診)

コンビニエンスストアを活用して行う特定健康診査やがん検診。

#### ロコトレ

ロコモーショントレーニングの略称。ロコモを予防・改善するためのトレーニング。代表的なものに、片脚立ちやスクワットがある。

#### 健康づくり協力店

食べる人の健康づくりを応援するために、メニューに栄養成分を表示したり、バランスのとれたメニューを提供したりする店。

#### かかりつけ歯科医

住民一人ひとりが、生涯にわたって口からおいしく食べることを支えてくれる歯科医師。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (2) 健康

#### 食育の推進

【担当課】くらしの安全安心課、こども未来課、法務私学課、まなび課、こども家庭課、健康増進課、流通・通商課、農政企画課、農産課、農山漁村課、学校教育課、保健体育課

#### 【目指す将来像】

食育が県民運動として定着し、県民は健康的な食生活が身に付き、農林水産業への理解、県産食品や地域の食文化への愛着が深まっている。

#### 【課題・対応】

核家族化などの社会情勢の変化や食の多様化が進む中、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育は重要なものであり、食育を県民運動として展開し、県民一人ひとりの食に関する意識を高めていく必要があります。

子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であり、子どもへの食育の取組を確実に推進していく必要があります。

また、県と農業団体、CSO<sup>( )</sup>等が連携しながら、食農学習の取組を進めてきた中で、食や農に関する理解や関心は深まりつつありますが、今後一層、本県の農業や農村、農産物等への理解醸成を進めていく必要があります。

#### 【取組方針】

県民運動推進組織「食育ネットワークさが<sup>( )</sup>」の会員団体と連携した食育県民運動を展開するなど、生涯にわたるライフステージに応じた食育を推進します。【指標1、2】

特に次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校、保育所等、家庭、地域における食育の充実を図ります。【指標3、4】

食や農に関する様々な情報の発信や、子どもたちや消費者等との交流などを通じて、本県の農業や農村、農産物等に対する理解醸成を進めます。【指標5】

#### [主な具体的取組]

- ・県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動の充実
- ・食育の担い手の育成（食育推進リーダー養成講習会）
- ・ホームページ等を活用した食育に関する情報の発信
- ・学校、保育所等（保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園<sup>( )</sup>）家庭、地域における食育の推進
- ・「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施
- ・ホームページ等を活用した佐賀県の食と農に関する情報の発信
- ・「ふるさと先生<sup>( )</sup>」の出前講座の実施等を通じた、子どもたちや消費者等との交流促進

#### 【指標】

指標1：「食育ネットワークさが」の会員数について、平成30年度までに260団体に増やすことを目指します。

指標2：「健康づくり協力店<sup>( )</sup>」の登録店舗数について、平成30年度までに1,040店とすることを目指します。＜再掲＞

○ 指標3：保育所等（保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園）における食育推進計画策定率に

ついて、平成 30 年度までに 100%とすることを目指します。

○指標 4：朝ごはんを毎日食べる児童の割合について、現状より増えることを目指します。

○指標 5：学校等への「ふるさと先生」の派遣回数について、維持していくことを目指します。

| 指標名                       | 単位 | 現状           | 目標         |            |            |            |
|---------------------------|----|--------------|------------|------------|------------|------------|
|                           |    | H26 年度       | H27 年度     | H28 年度     | H29 年度     | H30 年度     |
| 指標 1<br>「食育ネットワークさが」の会員数  | 団体 | 221          | 230        | 240        | 250        | 260        |
| 指標 2<br>「健康づくり協力店」の登録店舗数  | 店  | 721          | 740        | 1,000      | 1,020      | 1,040      |
| 指標 3<br>保育所等における食育推進計画策定率 | %  | 87.3         | 90.0       | 93.0       | 96.0       | 100        |
| 指標 4<br>朝ごはんを毎日食べる児童の割合   | %  | 88.3         | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 | 88.3<br>以上 |
| 指標 5<br>ふるさと先生の派遣回数       | 回  | 102<br>(H25) | 100<br>程度  | 100<br>程度  | 100<br>程度  | 100<br>程度  |

指標 1：くらしの安全安心課調べ

指標 2：健康増進課調べ

指標 3：こども未来課、学校教育課調べ

指標 4：保健体育課、くらしの安全安心課調べ

指標 5：農政企画課調べ

## CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

### 食育ネットワークさが

県内の食育に取り組む消費者・生産者・教育・社会福祉・医療・CSO (市民社会組織) 等の関係団体、企業及び行政機関が情報交換と連携を図り、協力して共に食育を推進することを目的とする組織。

### 幼保連携型認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設として、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

### ふるさと先生

幼稚園・保育所、小・中学校、消費者グループ、子育てサークルなどで、地域の農業や農産物、郷土料理の調理法、食の大切さなどを伝える出前講座を行う農業者。

### 健康づくり協力店

食べる人の健康づくりを応援するために、メニューに栄養成分を表示したり、バランスのとれたメニューを提供したりする店。



### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (2) 健康

#### がん対策の推進

【担当課】健康増進課、福祉課

##### 【目指す将来像】

県民が、がんをはじめとする生活習慣病の予防に努め、定期的ながん検診を受診するなど、がんになりにくい生活を送っている。

また、がんになっても、早期に適切な治療を受けることができ、療養生活と社会生活を両立している。

##### 【課題・対応】

我が国では2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなるとされており、がんは県民の疾病による死亡の最大の原因となっています。がんによる死亡が、特に働く世代に大きな影響を与えていることから、高齢化の影響を除いた死亡率を減少させる必要があります。【指標1】

がん患者の多くは、身体的及び精神的な苦痛を含む様々な苦痛を抱えていることから、苦痛を軽減するとともに療養生活の質を向上させる必要があります。

がん患者・家族は、社会とのつながりを失う不安や仕事と治療の両立が困難等の社会的苦痛も抱えていることから、がんになっても安心して暮らせる社会の構築が必要です。

##### 【取組方針】

県民が、がんをはじめとする生活習慣病の予防に取り組む機運を高めます。【指標1 - 】

がん検診の受診率を向上させます。【指標1 - 】【指標1 - 】

女性特有のがん対策を総合的に推進します。【指標1 - 】

全国と比べて死亡率が高い肝がんの予防の一環として、ウイルス性肝炎・肝がん対策を進めます。

##### 【指標1 - 】

胃がんの原因とされるピロリ菌の検査・除菌など、予防できるがんの対策を進めます。

県やがん診療連携拠点病院<sup>( )</sup>における相談支援の充実を図ります。【指標2】

県民ががんを知るための情報を必要な時に容易に入手できる環境づくりに努めます。

働く世代ががんになっても、働きながら治療を受けられる環境の整備を図ります。【指標3】

がん医療の充実を図り、治療方法の選択の機会を拡大するため、重粒子線がん治療、その他のがん先進医療の普及啓発に努めます。

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・「禁煙・完全分煙認証施設」の認証、防煙教育などのたばこ対策の実施
- ・生活習慣病予防（運動・食生活改善等）のための仕組みづくりの検討
- ・がん検診受診促進のための普及啓発、市町及び企業に対する支援
- ・女性特有のがん検診にかかるハード・ソフト両面からの受診環境づくりの促進
- ・肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスキャリア<sup>( )</sup>の掘り起し
- ・肝炎ウイルス精密検査受診促進、抗ウイルス治療の推進
- ・肝炎コーディネーター<sup>( )</sup>等による切れ目のない地域職域医療連携体制の構築
- ・中学生を対象にしたピロリ菌検査の実施、除菌治療費等の助成
- ・がん相談支援センター<sup>( )</sup>と統括相談支援センター<sup>( )</sup>との連携による県相談支援体制の充実
- ・地域がん診療病院<sup>( )</sup>の新規指定による二次医療圏における相談の充実

- ・がん患者サロン<sup>( )</sup>の実施
- ・統括相談支援センターや各種媒体を活用したがんに関する情報発信の充実
- ・がん患者就労支援等研修会の開催、社会保険労務士等との連携、就労の支援、あっせん
- ・職域大腸がん検診の実施促進
- ・がん検診受診率向上サポーター企業の登録の推進
- ・佐賀国際重粒子線がん治療財団による広報等の取組の支援
- ・がん先進医療受診環境づくり事業（治療費助成制度、利子補給制度）の実施

【指標】

指標 1：がんの 75 歳未満年齢調整死亡率（人口 10 万対）について、平成 19 年（100.6）を基準に、平成 30 年度までに、20%減少させ、80.5 とすることを目指します。

指標 1 - ：「禁煙・完全分煙認証施設」の認証数について、平成 30 年度までに累計 2,600 件とすることを目指します。＜再掲＞

指標 1 - ：市町の大腸がん検診を受診した者の割合について、平成 30 年度までに 40%とすることを目指します。

指標 1 - ：市町の女性特有のがん検診を受診した者の割合について、平成 30 年度までに 60%とすることを目指します。

指標 1 - ：肝炎治療費助成制度利用者数について、平成 29 年度までに累計 6,700 人とすることを目指します。

指標 2：がん相談支援センターへの相談件数について、平成 30 年度までに 6,000 件とすることを目指します。

指標 3：がん検診受診率向上サポーター企業登録数について、平成 30 年度までに累計 1,200 事業所とすることを目指します。

| 指標名                                     | 単位 | 現状                   | 目標          |             |             |               |
|---|----|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
|   |    | H26 年度               | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      | H30 年度        |
| 指標 1<br>75 歳未満年齢調整<br>死亡率（人口 10 万<br>対） |    | 85.9<br>(H25)        |             |             |             | 80.5<br>(H29) |
| 指標 1 -<br>禁煙・完全分煙認<br>証施設の認証数           | 件  | 1,980                | 2,200       | 2,350       | 2,500       | 2,600         |
| 指標 1 -<br>市町の大腸がん<br>検診受診率              | %  | 25<br>(H25)          | 28<br>(H26) | 32<br>(H27) | 36<br>(H28) | 40<br>(H29)   |
| 指標 1 -<br>市町の女性特有<br>のがん検診受診<br>率       | %  | 乳がん<br>47<br>(H25)   | 50<br>(H26) | 53<br>(H27) | 56<br>(H28) | 60<br>(H29)   |
|   |    | 子宮頸がん<br>52<br>(H25) | 54<br>(H26) | 56<br>(H27) | 58<br>(H28) | 60<br>(H29)   |
| 指標 1 -<br>肝炎治療費助成<br>受給者数               | 人  | 4,474                | 5,200       | 6,700       | 6,700       |               |

| 指標名                       | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|---------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                           |     | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標2<br>がん相談支援センターにおける相談件数 | 件   | 5,279 | 5,300 | 5,800 | 5,900 | 6,000 |
| 指標3<br>がん検診向上サポーター企業登録数   | 事業所 | 435   | 630   | 810   | 1,000 | 1200  |

指標 1、1 - 、1 - 、2、3：健康増進課調べ

指標 1 - 、1 - ：健康増進課調べ（健康増進事業報告）

#### がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供等を実施する医療機関。佐賀県には4病院が拠点病院として指定を受けている。

#### 肝炎ウイルスキャリア

肝臓の中に肝炎ウイルスが住みついている（持続的に感染している）状態にある人。

#### 肝炎コーディネーター

医療機関、保健福祉事務所、各市町、検査機関などに配置されている肝炎治療について専門の教育を受けた医療福祉系スタッフ。

#### がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院に設置されている相談支援窓口。

#### 統括相談支援センター

がんに関する悩み相談に電話、メールで対応する相談支援窓口。佐賀県総合保健協会内に設置。

#### 地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院がない医療圏に設置され、その地域のがん診療を中心的に担う医療機関。近隣の医療圏に設置されるがん診療連携拠点病院と診療や相談での連携を行う。

#### がん患者サロン

がん患者やその家族が気軽に情報交換や相談ができる場。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (2) 健康

#### 感染症対策の強化

【担当課】健康増進課

##### 【目指す将来像】

感染症に対する医療や疫学調査・検査機能が充実し、感染症の予防と蔓延防止が図られるとともに、感染症に関する正しい知識の普及啓発が進み、県民が安全・安心な生活を送っている。

##### 【課題・対応】

近年、鳥インフルエンザやエボラ出血熱、デング熱などが世界的な社会問題となっており、いずれ県内での発生が危惧されています。

そこで、県内で発生した場合に備えて、具体的な事例を想定し、予め医療提供体制や移送方法等について行動計画等を定めるとともに、感染症の発生時には、その計画等に基づき迅速かつ的確に対応する必要があります。感染症対策では、従来の感染症が発生してから防疫措置を講じる事後対応型の対策と併せて、普段から感染症の発生及び蔓延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の対策も推進していくことが求められます。

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能になってきているため、感染症の発生状況に関する情報の収集・分析と感染症の予防及び治療に必要な情報の積極的な公表を進めることにより、県民自らが感染症の予防に努めるとともに、患者の人権が尊重され、差別を受けないよう、感染症に関する正しい理解の促進を図る必要があります。

##### 【取組方針】

新型インフルエンザや新感染症等の発生に備えて、行動計画や調査体制等の整備充実を図り、医師会等医療関係団体の協力のもと、適切な医療の提供のための体制を確保します。

県民が予防接種を受けやすい環境づくりを医師会、市町と協力して推進するとともに、予防接種に関する情報を積極的に提供します。

結核患者の早期発見、早期治療により、感染者の発症予防、多剤耐性結核の発生防止に努めます。

##### 【指標 1】

感染症に関する調査及び研究の推進並びに検査の実施体制及び検査能力の向上を図るとともに、感染症発生時には、保健福祉事務所及び衛生薬業センターを中心に、医療機関等と連携を図りながら、感染の蔓延防止と適切な医療の確保に向け、迅速に対応します。【指標 2】

感染症の予防に関する人材を養成します。【指標 2】

感染症情報センターの充実・強化を図り、県民に対する感染症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、県民自らが感染予防策を実践できるよう、様々な媒体を活用し、必要な時に必要な情報を得ることができる環境や、不安に対し相談できる体制を整えます。

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・行動計画等に基づく医療体制の構築と実動訓練の実施
- ・予防接種に関する普及啓発の推進
- ・医師会、市町、国民健康保険団体連合会と協力した予防接種の広域化の推進
- ・結核患者及び接触者の早期発見、早期治療の推進
- ・医療従事者等との連携による全結核患者に対する DOTS（直接服薬確認療法）<sup>( )</sup>の推進
- ・感染症の積極的疫学調査、検査機能の充実強化

- ・保健福祉事務所支援チーム（ささっと<sup>( )</sup>、助っ人<sup>( )</sup>）の養成
- ・AIDS 支援研修会、危機管理研修会等の開催

【指標】

指標 1：結核患者に対する DOTS（直接服薬確認療法）実施率について、95%以上を維持することを目指します。

指標 2：疫学調査専門家チーム（ささっと）のチームリーダー養成数について、平成 30 年度までに 15 人とすることを目指します。

| 指標名   | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>全結核患者に対する<br>DOTS(直接服薬確認<br>療法)実施率  | %  | 96.9   | 95 以上  | 95 以上  | 95 以上  | 95 以上  |
| 指標 2<br>疫学調査専門家チ<br>ーム(ささっと)のチ<br>ームリーダー養成数 | 人  | 4      | 6      | 9      | 12     | 15     |

健康増進課調べ

DOTS

Directly Observed Treatment Short-course の略（通称ドッツ）。直接服薬確認療法のこと、患者が適切な容量の薬を服用するところを医療従事者が目の前で確認し、治癒するまでの経過を観察すること。

疫学調査専門家チーム（ささっと）

健康危機管理事案が発生した地域の保健福祉事務所が行う原因究明のための調査に対する専門的助言や調査内容の分析に関する支援などを行うチーム。

保健福祉事務所緊急支援チーム（助っ人）

健康危機管理事案が発生した地域の保健福祉事務所が行う調査、消毒、検査など必要な業務の支援などを行うチーム。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (2) 健康

#### 難病対策の充実

【担当課】健康増進課、就労支援室

##### 【目指す将来像】

医療機関のネットワークや療養生活環境が整えられ、難病患者とその家族が地域で安心して暮らしている。

また、事業所の難病に対する理解が進み、就労を希望する難病患者が、就労できている。

##### 【課題・対応】

難病拠点病院に難病コーディネーターを設置したことにより、医療機関のネットワークが構築され、協力医療機関やレスパイト入院（ ）先が順調に確保されていますが、医療機関等とのネットワークの強化、難病患者の療養生活の質の向上を、より一層推進する必要があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律が平成 27 年 1 月に施行されたことにより、難病対策に係る制度が大きく変わり、難病患者や家族の相談内容も医療、保健、福祉、就労など、これまで以上に多岐にわたることが予想されます。このため、患者等が安心して相談できるよう、窓口となる難病拠点病院や難病相談支援センターの相談体制を整え、支援の充実を図る必要があります。

就労意欲があっても、身体的理由や勤務条件等様々な要因により就労に至っていない難病患者がいるため、難病患者への就労支援と併せて、事業所に対しても難病患者に対する正しい理解の促進を図る必要があります。

##### 【取組方針】

重症難病患者により近い地域の医療機関等と難病拠点病院とのネットワークを構築していきます。

難病コーディネーターがレスパイト入院先の確保を行うとともに、患者、家族の希望に応じたレスパイト入院の調整を行います。【指標 1】

レスパイト入院を必要とする難病患者家族に対して、サービスの利用について周知していきます。

難病患者や家族への支援を充実させるため、難病に関わる関係職員の資質の向上を図ります。

難病拠点病院や難病相談支援センター、保健福祉事務所における相談体制を充実します。【指標 2】

難病相談支援センターにおいて就労相談支援を行い、支援事業所の開拓と就労者数の増加を図ります。【指標 3】

難病相談支援センターにおいて、県民や事業所に対し、難病患者への理解を深める支援を行います。

##### [主な具体的取組]

- ・重症難病患者ネットワーク会議や事例検討会、医療従事者等の研修会の開催
- ・難病コーディネーターによる難病患者受入先の確保及び受入れに関する医療機関等との調整
- ・難病コーディネーターによる相談支援体制の拡充
- ・難病相談支援センターへのソーシャルワーカー等の専門職の配置
- ・難病相談支援センターへの就労支援員の配置、難病サポーターズクラブ（ ）やハローワークの難病患者就職サポーターとの連携による就労支援の実施
- ・レッツ・チャレンジ雇用事業（ ）への就労希望者の紹介
- ・県民や事業所に対する難病の理解を深めるための研修会の開催

【指標】

指標 1：難病コーディネーターの相談受付件数について、平成 30 年度までに 700 件とすることを目指します。

指標 2：難病相談支援センターの相談受付件数について、平成 30 年度までに 8,500 件とすることを目指します。

指標 3：難病相談支援センターの支援による難病患者の就労者数について、毎年度 25 人とすることを目指します。

| 指標名                               | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|-----------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                   |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>難病コーディネーターの相談受付件数         | 件  | 572    | 600    | 650    | 680    | 700    |
| 指標 2<br>難病相談支援センターの相談受付件数         | 件  | 6,943  | 8,000  | 8,300  | 8,400  | 8,500  |
| 指標 3<br>難病相談支援センターの支援による難病患者の就労者数 | 人  | 21     | 25     | 25     | 25     | 25     |

健康増進課調べ

レスパイト入院

在宅で介護を行っている家族が休養するための重症難病患者の一時入院。

難病サポーターズクラブ

難病への理解促進と就労をサポートしていくことを目的に設立された団体。(事務局：NPO 法人佐賀県難病支援ネットワーク)

レッツ・チャレンジ雇用事業

就労意欲があっても様々な要因により就労に至っていない障害者や難病患者等に対し、就労先の開拓と併せて、研修付きの雇用の場を提供することにより就労を促進する県独自の事業。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (3) 医療

#### 医療提供体制の充実

【担当課】 医務課、薬務課

##### 【目指す将来像】

安心感のもてる良質かつ適切な医療提供体制が整っている。

##### 【課題・対応】

団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を見据え、佐賀県地域医療構想<sup>( )</sup>に沿って、病院完結型の医療から地域完結型の医療、キュアからケアの視点を持ち、地域における医療提供体制の充実・確保等を図る必要があります。

そのためには、医療需要の変化に対応した病床の機能分化・連携の推進、医療・介護など多職種の連携や在宅医療の充実による地域包括ケアシステム<sup>( )</sup>の構築及び医師・看護職員等の人材確保・養成と勤務環境の改善を図る必要があります。

薬剤師については、県外薬学部進学者の県内就業が約 1 割しかないことなどに起因する恒常的な薬剤師不足に加え、在宅医療の充実のために、高度な薬物療法に対応できる薬剤師の資質向上も必要です。

また、原発立地県として被ばく医療を含む災害時医療について、対応能力の向上や体制の整備を図る必要があります。

##### 【取組方針】

団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を見据えた病床の機能分化・連携による適切な医療提供体制の構築に取り組みます。【指標 1】

在宅医療の推進、地域包括ケアシステムにおける医療提供体制の充実を図ります。【指標 2】

ICT<sup>( )</sup>を活用した医療連携の推進を図ります。【指標 1】

救急医療の確保のため、ドクターヘリの活用を推進します。

医療機関における療養環境の安全確保を推進します。

診療科や地域による医師の不足・偏在が見られることから、県、市町、各医療機関等が役割分担に応じて、相互に連携しながら不足する診療科等の医師の育成・確保に取り組みます。【指標 3】

県内看護師等養成所卒業者の県内就業率を高めるとともに、看護職員の離職防止、潜在看護職員<sup>( )</sup>の就業促進に取り組みます。【指標 4】

質の高い看護を提供できるよう看護職員の資質向上を図ります。

志のある人材が働きたいと思える魅力的な職場となるよう医療機関における勤務環境の改善への取組を支援します。【指標 3】【指標 4】

県薬剤師会と協力し、県外大学の薬学部進学者の県内就業に結び付ける取組等を実施することにより薬剤師不足を解消するとともに、高度な薬物療法に対応できるよう薬剤師の資質向上を図ります。【指標 5】【指標 6】

医療従事者への研修等を実施し、災害時の対応力を高めます。【指標 7】

被ばく医療に必要な資機材の整備や研修の受講機会の確保を図ります。【指標 8】

##### [主な具体的取組]

- ・ 佐賀県地域医療構想の推進
- ・ 医療関係者に対する将来の医療需要の見通し等、適切な情報提供の実施



- ・病床の機能分化・連携等に取り組む医療機関に対する支援
- ・高度急性期病床など基幹病院の機能確保・充実強化に対する支援
- ・多職種連携のための情報交換や協議の場の創設による在宅医療の推進体制づくり
- ・在宅医療の充実のための医療機関等の取組への支援
- ・ICTによる地域医療連携パス<sup>( )</sup>、医療機関相互の活用・推進
- ・ドクターヘリ運航体制の確保
- ・病院や有床診療所に対するスプリンクラー等整備の支援
- ・佐賀大学推薦枠、医師修学資金貸付、自治医科大学、寄附講座、女性医師復職支援、臨床研修医確保等による医師確保
- ・地域医療支援センター<sup>( )</sup>の設置・運営
- ・学生等に対する看護の魅力等の発信
- ・看護師等養成所の運営費支援、ナースセンター<sup>( )</sup>事業の実施、復職支援、離職防止事業等による看護職員確保
- ・新人看護職員教育担当者研修や看護教員研修事業等の実施による看護職員の資質向上
- ・医療勤務環境改善支援センター<sup>( )</sup>の設置・運営
- ・奨学金制度創設、復職支援事業等による薬剤師確保
- ・高度な薬物療法に対応した研修の実施等による薬剤師の資質向上
- ・災害時の医療体制を支える医療従事者に対する研修の実施
- ・被ばく医療活動に従事する関係者に対する講習会等の実施
- ・二次被ばく医療機関の追加指定
- ・緊急時医療施設等の資材・機材の整備
- ・PAZ<sup>( )</sup>(5km)圏内の住民に対する安定ヨウ素剤<sup>( )</sup>の配布
- ・UPZ<sup>( )</sup>(30km)圏内における安定ヨウ素剤の備蓄の更なる充実

#### 【指標】

指標1：2025年（平成37年）に県全体で必要となる病床機能ごとの病床数（回復期3,099床、慢性期2,644床）を確保するため、平成30年度までに回復期1,900床、慢性期4,000床の病床数を確保することを目指します。

指標2：医療機関看取り率について、平成29年度までに平成26年度より低下することを目指します。（再掲）

指標3：医療施設従事医師数について、平成30年度までに2,235人とすることを目指します。

指標4：県内看護師等養成所県内就業率について、平成30年度までに平成26年度より上昇することを目指します。

指標5：高度な薬物療法に対応可能な薬局（在宅患者訪問薬剤管理指導料又は薬剤師居宅療養管理指導費請求薬局）について、平成30年度までに100施設確保することを目指します。

指標6：奨学金制度を利用した薬学部卒業者の県内就業者数者について、平成30年度以降、毎年10人確保することを目指します。

指標7：災害医療従事者研修等について、平成27年度から平成30年度までの累計で360人が受講することを目指します。

指標8：被ばく医療関係研修について、平成27年度から平成30年度までの累計で200人が受講することを目指します。

| 指標名  | 単位 | 現状             | 目標     |        |                      |                      |
|--|----|----------------|--------|--------|----------------------|----------------------|
|  |    | H26 年度         | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度               | H30 年度               |
| 指標 1<br>県全体の病床機能<br>ごとの病床数                           | 床  | (回復期)<br>1,213 |        |        |                      | 1,900                |
|  |    | (慢性期)<br>4,731 |        |        |                      | 4,000                |
| 指標 2<br>医療機関看取り率                                     | %  | 82.8           |        |        | 平成 26 年<br>度より低<br>下 | 平成 26 年<br>度より低<br>下 |
| 指標 3<br>医療施設従事医師<br>数                                | 人  | 2,222          |        | 2,192  |                      | 2,235                |
| 指標 4<br>県内看護師等養成<br>所県内就業率                           | %  | 64.8           |        |        |                      | 平成 26 年<br>度より上<br>昇 |
| 指標 5<br>在宅患者訪問薬剤<br>管理指導料又は薬<br>剤師居宅療養管理<br>指導費請求薬局数 | 施設 | 68             | 90     | 93     | 96                   | 100                  |
| 指標 6<br>奨学金制度を利用<br>した薬学部卒業者<br>の県内就業者数              | 人  |                |        |        |                      | 10                   |
| 指標 7<br>災害医療従事者研<br>修等受講者数                           | 人  | 87             | 90     | 180    | 270                  | 360                  |
| 指標 8<br>被ばく医療関係研<br>修受講者数                            | 人  | 56             | 50     | 100    | 150                  | 200                  |

指標 1：医務課調べ（病床機能報告等）

指標 2：厚生労働省調べ（人口動態調査）

指標 3：医務課調べ（医師・歯科医師・薬剤師調査）

指標 4：医務課調べ

指標 5：佐賀県国民健康保険団体連合会調べ

指標 6：佐賀県薬剤師会調べ

指標 7、8：医務課調べ

#### 地域医療構想

保健医療計画の一部として、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョン。

#### 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む

ことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

#### ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略

#### 潜在看護職員

看護職免許を持ちながら就労していない看護職。

#### 地域医療連携パス

診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

#### 地域医療支援センター

医師不足の状況などを把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援を行い、地域における住民の医療の確保を図ることを目的とした機関。

#### ナースセンター

保健・医療・福祉サービスを提供する看護師、保健師、助産師を確保するため、これら看護職員の就業促進と、看護に関する知識向上を目指して実施・運営されている。本県は、佐賀県看護協会に運営を委託している。

#### 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする機関。

#### PAZ

予防的防護措置を準備する区域。原子力発電所からおおむね半径 5km。Precautionary Action planning Zone の略。

#### 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの製剤として丸薬や内服液に加工したもので、原子力事故で環境中に放出された放射性ヨウ素を体内に取り込む前に安定ヨウ素剤を服用すると、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、内部被ばくによる甲状腺がんや甲状腺機能低下症の発症リスクを低減させる効果がある。

#### UPZ

緊急防護措置を準備する区域。原子力発電所からおおむね半径 3km。Urgent Protective action planning Zone の略。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (3) 医療

---

#### 安全有効な医薬品等の安定供給の推進

【担当課】薬務課

---

##### 【目指す将来像】

安全で有効な医薬品（血液製剤を含む。）等が安定的に供給されている。

##### 【課題・対応】

医薬品の製造業者は、日本が PIC/S<sup>( )</sup>に加盟したことから、グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理<sup>( )</sup>を実施していくことが求められており、より質の高い人材の確保・育成を行っていくことが必要です。

また、2013年の年代別献血率で推移した場合、2027年には全国で85万人の献血者数が不足するとして日本赤十字社の推計など、少子高齢化の影響により、中長期的には、需要に対する血液等の不足が予測され、献血者の確保が必要です。

さらに、新型インフルエンザの流行時や災害発生時など緊急時に必要とされる医薬品が円滑に供給されることが必要です。

##### 【取組方針】

医薬品の製造に係る現状の監視指導体制を維持します。

医薬品の製造及び品質管理の高度化を支援する体制づくりを推進します。

薬局・医薬品販売業者等関係業者の監視・指導を実施し、安全かつ有効な医薬品の供給を維持します。

佐賀県赤十字血液センター等と協力し、少子高齢化に伴う献血者の確保及び安定供給対策として、効果的な啓発を実施します。【指標1】【指標2】

抗インフルエンザウイルス薬や災害時緊急医薬品<sup>( )</sup>など、国、九州各県、関係団体等と協力して緊急時の円滑な医薬品の供給を図ります。【指標3】

##### [主な具体的取組]

- ・研修等による薬事監視員の資質の確保
- ・医薬品の製造及び販売に係る許可関連施設の定期的な監視の実施
- ・医薬品製造業者への衛生薬業センターによる技術支援
- ・医薬品、医療機器に関する正しい知識の普及啓発、情報提供の実施
- ・関係機関・団体等と協力した、キャンペーン等の啓発の実施
- ・将来の献血者となる高校生などを対象にした献血教室の開催
- ・抗インフルエンザウイルス薬、災害時緊急医薬品の備蓄

##### 【指標】

指標1：県内の医療機関で使用する血液製剤需要に必要な血液について、県内の献血で毎年度100%を確保することを目指します。

指標2：献血者に占める新規献血者の割合について、毎年度8.0%確保することを目指します。

指標3：抗インフルエンザウイルス薬について、県人口に対する備蓄率35.2%を維持して、緊急時にも円滑な医薬品の供給対応を目指します。

| 指標名                         | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                             |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>県内医療機関の血液製剤需要に対する供給率 | %  | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| 指標2<br>献血者に占める新規献血者の割合      | %  | 6.5   | 8.0   | 8.0   | 8.0   | 8.0   |
| 指標3<br>抗インフル薬の県人口に対する備蓄率    | %  | 56.7  | 56.7  | 50    | 50    | 35.2  |

指標1、2：佐賀県赤十字血液センター調べ  
指標3：薬務課調べ

#### PIC/S

医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム（The Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme）の呼称。

各国の医薬品の「製造管理及び品質管理の基準」と「基準への適合性に関する製造業者の調査方法」について、国際間での整合性を図る団体で、欧州、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本及び韓国など多くの国が加盟している。

#### グローバルな医薬品製造規制に対応した製造及び品質管理

医薬品の製造管理及び品質管理の基準は、GMP（Good Manufacturing Practice の略称）と呼ばれ、各国で定められている。

PIC/S では、国際間の整合性を図るため PIC/S GMP ガイドラインを定めている。

日本では、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準」が定められているが、この基準の実施に当たっては、PIC/S GMP ガイドラインを踏まえることが必要となっている。そのため、日本の医薬品の製造業者も、PIC/S に加盟する他国と同等の製造管理及び品質管理が求められている。

#### 災害時緊急医薬品

平成7年の阪神・淡路大震災を受け、九州・山口各県で地震等の大規模災害が発生した際、初動期（被災後48時間以内）の医療救護に要する医薬品等を提供することを目的に備蓄している。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (3) 医療

#### 医療保険制度の運営の安定

【担当課】国民健康保険課、健康増進課

##### 【目指す将来像】

国民健康保険制度及び高齢者医療制度が将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営され、医療における県民の安心感の醸成が図られている。

##### 【課題・対応】

国民健康保険（以下「国保」という。）の事業については、現在、各市町国保において、国保税収納率は向上しているものの医療費が年々増加していることで、県内の多くの市町で収支差が悪化している状況です。

平成 30 年度からの国保制度の改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、市町村は地域との身近な関係を生かして、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の事業を引き続き担うこととなります。

このため、平成 30 年 4 月に向けて、市町と協議しながら新制度運営のための環境整備や事務効率化等を推進し、平成 30 年 4 月以降、新制度を運営していく必要があります。

高齢者医療制度については、後期高齢者医療制度の被保険者数の増加とそれによる医療給付費の大幅な増加が見込まれ、また一方で、支え手である現役世代の減少による財政構造への影響等が懸念されるため、運営基盤の安定と元気高齢者づくりを目指し、医療費適正化事業と保健事業の充実・強化を図る必要があります。

##### 【取組方針】

市町との協議を重ねながら、国保の新制度移行に向けた環境整備（業務体制の構築等）を推進するとともに、平成 30 年 4 月からは、県と市町が共同で国保事業の運営を行うことにより、スケールメリットを活かし効果的に実施していくこと等を通じて運営の安定化を図っていきます。

新制度移行までの市町国保における事業運営（財政運営、医療費の適正化等）に関する助言を行うとともに、市町国保に効果的な事業運営を実施するための財政的支援（県調整交付金<sup>( )</sup>による支援等）を実施します。【指標 1】

市町国保での特定健康診査<sup>( )</sup>の受診率、特定保健指導<sup>( )</sup>の実施率の向上や効果的な保健事業を実施するため県繰入金 2 号分<sup>( )</sup>による財政的支援や技術的助言を行います。また、特定健康診査の受診率向上のため、民間、保険者との協働事業を一層推進します。【指標 2】

医療費分析<sup>( )</sup>を一層進め、本県の疾病特性に着目し、予防医療の観点からも健診（検診）の充実等を通じて医療費適正化を図っていくとともに、市町国保及び後期高齢者医療広域連合が行う保健事業実施計画（データヘルス計画<sup>( )</sup>）に基づく保健事業が推進されるよう助言・支援を行います。また、重複受診、頻回受診等の解消に係る取組を推進するとともに、年々増加する療養費の適正化を図ります。

保険税（料）収入の安定的な確保のため、市町国保及び後期高齢者医療広域連合対し助言・支援を行います。

後期高齢者医療の被保険者に対し、健康診査の受診の必要性を周知して受診率の向上を図るとともに、口腔機能を維持することで肺炎等の疾患予防につなげるため、歯科健診事業を推進していきます。【指標 3】

ロコモ<sup>( )</sup>が原因による寝たきりや要介護状態を招く事例が多くなるため、ロコモ予防の普及啓発に努めます。【指標4】

[ 主な具体的取組 ]

- ・ 国保の新制度移行に向けた環境整備の推進
- ・ 市町国保における事業運営（保健事業の実施、医療費の適正化等）の技術的助言の実施
- ・ 市町国保への効果的な保健事業等の取組に対して財政的支援（県調整交付金による支援等）の実施
- ・ 県と市町の実務者レベルによる国保事業の運営の効率的な実施方法の協議
- ・ 特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の向上及び民間、保険者との協働事業の推進
- ・ 予防医療の観点からの健診（検診）の充実等と医療費分析に基づいた医療費適正化及び療養費適正化の推進
- ・ 重複・頻回受診、重複服薬等の解消に係る取組の推進
- ・ 市町国保及び後期高齢者医療広域連合の保険税（料）収入を確保するための助言・支援
- ・ データヘルス計画に基づく保健事業の提案・実施による重症化予防の推進
- ・ 被保険者の健康診査の啓発及び受診率の向上
- ・ 歯科健診事業の推進
- ・ ロコモ予防及びロコトレ<sup>( )</sup>の普及啓発の実施

【指標】

指標1：市町国保の赤字保険者数について、平成30年度（平成29年度決算）までに解消することを目指します。

指標2：市町国保における特定健康診査受診率について、平成30年度まで毎年度、前年度より向上させることを目指します。＜再掲＞

指標3：後期高齢者の健康診査受診率について、後期高齢者医療保健事業実施計画に基づき平成29年度までに28.9%とすることを目指します。

指標4：ロコモ認知度（意味の理解を含む。）について、平成30年度までに65%とすることを目指します。＜再掲＞

| 指標名                     | 単位  | 現状             | 目標            |               |               |               |
|-------------------------|-----|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                         |     | H26年度          | H27年度         | H28年度         | H29年度         | H30年度         |
| 指標1<br>市町国保の赤字保険者数      | 保険者 | 11<br>(H25)    | 9<br>(H26)    | 7<br>(H27)    | 5<br>(H28)    | 0<br>(H29)    |
| 指標2<br>市町国保における特定健診の受診率 |     | 35.4%<br>(H25) | 前年度より向上       | 前年度より向上       | 前年度より向上       | 前年度より向上       |
| 指標3<br>後期高齢者の健康診査受診率    | %   | 17.2<br>(H25)  | 23.9<br>(H26) | 25.5<br>(H27) | 27.1<br>(H28) | 28.9<br>(H29) |
| 指標4<br>ロコモ認知度           | %   | 38             | 50            | 55            | 60            | 65            |

指標1、2：国民健康保険課調べ

指標3：後期高齢者医療広域連合調べ（後期高齢者医療保健事業実施計画）

指標4：健康増進課調べ（第2次健康プラン）

#### 県調整交付金

地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の格差等を調整するために、県から市町村へ交付するもの。（平成 29 年度をもって廃止）

#### 特定健康診査

生活習慣病予防のために 2008 年から始まった市町村の国保や健保組合などが実施する健診（略称：特定健診）。心筋梗塞（こうそく）や脳梗塞などのリスクが高まるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目しているため「メタボ健診」とも呼ばれる。

#### 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するもの。特定保健指導は保健師等による健康指導で、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

#### 県繰入金 2 号分

保険給付費等交付金特別交付金の種類で、市町が行う医療費適正化事業、保健事業、保険税の収納対策等の実施状況に応じて交付するもの。

#### 医療費分析

医療費の増加の要因について、現状や傾向及びその要因等を分析することにより、被保険者の罹患状況を把握し、それをもとに疾病予防や重症化予防を図り、ひいては保険財政を安定化させる一つの手段として考えられている。

#### 保健事業実施計画（データヘルス計画）

医療費データや健診情報等のデータ分析に基づき、PDCA サイクルで効率的・効果的な保健事業を実践する計画。

#### ロコモ

ロコモティブシンドロームの略称。運動器症候群のこと。運動器の障害のために、自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。

#### ロコトレ

ロコモーショントレーニングの略称。ロコモを予防・改善するためのトレーニング。代表的なものに、片脚立ちやスクワットがある。



### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

---

#### 地球温暖化防止対策の推進

【担当課】環境課、新エネルギー産業課、建築住宅課、森林整備課

---

##### 【目指す将来像】

地球温暖化に対する県民の意識が向上し、省資源や省エネルギーを前提としたライフスタイルやワークスタイルになっている。

また、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー( )が積極的に導入され、着実に低炭素社会に向けその歩みを進めている。

##### 【課題・対応】

地球温暖化は、人々がエネルギーを大量に消費し、温室効果ガスが増加していることが大きな要因と考えられています。地球温暖化対策を進めるためには、県民一人ひとりが地球温暖化対策の重要性について理解を深め、日々の生活や事業活動においてエネルギー消費を少なくし、温室効果ガスの排出をできるだけ抑制していくことが必要です。

県民の生活や事業活動においては、東日本大震災以降、エネルギーのうち特に電気について、節約する動きがみられるようになってきました。このような動きを持続して広げていき、省エネのライフスタイルの確立へと高めていくことが必要です。

再生可能エネルギーについては、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない低炭素のエネルギー源として位置付けられていますが、系統連系などの課題がある状況です。

また、エネルギー効率が高く、走行時に環境負荷の少ない次世代自動車については地球温暖化防止に効果があることから、将来的に広く普及させることが必要です。

##### 【取組方針】

エネルギー効率の高い低炭素型住宅の普及を推進していきます。

家庭のできる省エネを推進します。【指標1】

事業所の省エネ対策を推進します。【指標2】

針広混交林化などにより健全で多様な森林づくりを推進し、二酸化炭素の吸収機能など、森林の多面的な機能の維持・向上を図ります。

再生可能エネルギーの普及を進めるための環境整備について、国等へ働きかけていきます。

##### [主な具体的取組]

- ・住まいの省エネ化について、県民の関心を高めるための啓発事業の推進
- ・環境サポーターの派遣、体験を取り入れた啓発事業の推進
- ・炭素マイレージ制度( )の推進
- ・「COOL CHOICE(賢い選択)」( )の考え方の情報発信
- ・エコドライブ普及の推進
- ・「夏のクールビズ宣言事業所」の募集等による事業所向け省エネ対策の推進
- ・間伐、下刈り等の森林整備の実施や複層林への誘導、造成並びに針広混交林化
- ・国への政策提案等
- ・次世代自動車(FCV等)の導入促進

【指標】

指標 1：炭素マイレージ制度の参加申込世帯数について、平成 30 年度までに 1,500 世帯とすることを目指します。

指標 2：夏のクールビズ宣言事業所数について、平成 30 年度までに 600 事業所とすることを目指します。

| 指標名                           | 単位  | 現状     | 目標     |        |        |        |
|-------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                               |     | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>炭素マイレージ制度<br>の参加申込世帯数 | 世帯  | 766    | 945    | 1,130  | 1,315  | 1,500  |
| 指標 2<br>夏のクールビズ宣言<br>事業所数     | 事業所 | 456    | 500    | 540    | 570    | 600    |

指標 1、2：環境課調べ

再生可能エネルギー

自然界で起こっている事象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇することのないエネルギー資源。

炭素マイレージ制度

家庭でできる省エネを推進するため、二酸化炭素を削減した量に応じて経済的な特典を与える制度。H25 年度から九州 7 県で統一事業として実施している。

COOL CHOICE

環境省が展開している、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

---

#### 生活環境の保全

【担当課】環境課、下水道課

---

##### 【目指す将来像】

大気・水（河川、湖沼、海域など）・土壌などの生活環境は、適正な保全対策が行われており、すがすがしい空気や良質な水質等がより快適に維持されている。

##### 【課題・対応】

大気や水質等の環境については、おおむね良好な状態を保っていますが、健康被害が憂慮されている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントについては、大陸からの越境汚染の可能性が考えられており、県レベルでの解決は難しい状況にあります。

生活排水処理については、汚水処理人口普及率は8割を超えましたが、いまだ未普及地域も残っており、その解消に取り組んでいくことが重要です。【指標1】

また、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していくなか、市町の実情に応じて下水道事業が継続できるよう経営基盤を強化することが必要です。

##### 【取組方針】

大気環境については、その状況を把握するとともに、工場・事業場などの発生源への対策を推進します。【指標2】

水環境については、河川等の公共用水域の水質の状況を把握するとともに、工場・事業場の排水対策及び生活排水対策に取り組み、土壌及び地盤環境については、地盤沈下防止対策の推進や土壌・地下水の監視による地下水、土壌環境保全に取り組みます。【指標3】

ダイオキシン類等の化学物質の排出抑制を図ります。また、オゾン層保護対策のための取組を進めます。【指標4】

微小粒子状物質（PM2.5）については知見が少なく、原因物質とその発生源が多岐に渡り、生成機構も複雑で未だ十分に解明されていないため、国や九州各県との共同研究を行い、知見を集積します。

環境基準を超過している微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダントについては、健康被害が憂慮されていることから、大気常時監視により大気環境を把握するとともに、県民の健康被害の未然防止を図るため、注意報発令、注意喚起等の迅速な情報提供を行います。

人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、市町に対し、集合処理区域（ ）から個別処理区域（ ）への見直しを促進します。

さらに、各事業の特性や市町の実情を踏まえ、その地域に適した方法により、普及率や接続率の向上に取り組みます。【指標1 - 】【指標1 - 】

下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、各市町の長寿命化計画の策定を促進します。

生活排水処理事業における各市町の良い事業運営を継続するため、行政界を超えた生活排水処理の広域化を推進します。

##### [主な具体的取組]

- ・大気環境常時監視、工場・事業場の立入指導
- ・公共用水域等の水質常時監視、工場・事業場の立入指導

- ・土壤環境保全対策のための有害物質取扱事業場等の立入指導
- ・地盤沈下対策のための水準測量や地下水採取の規制等
- ・環境中の化学物質（ダイオキシン類等）の監視
- ・化学物質の排出・移動等の把握
- ・国や九州各県との共同研究の推進
- ・県内の大気環境の把握と分かりやすく迅速な情報提供
- ・PM2.5の注意喚起の判断についての情報収集と必要に応じた見直し
- ・生活排水処理施設の整備促進（浄化槽）
- ・生活排水集合処理事業の経営の安定化
- ・下水道等の施設を管理する市町への助言・指導
- ・生活排水処理に係る広域化計画の策定

【指標】

指標 1：汚水処理人口普及率（<sup>1</sup>）について、平成 30 年度までに 84.7%とすることを目指します。

指標 1 - 1：浄化槽区域の普及率（<sup>2</sup>）について、平成 30 年度までに 53.4%とすることを目指します。

指標 1 - 2：集合処理区域の接続率（<sup>3</sup>）について、平成 30 年度までに 87.6%とすることを目指します。

指標 2：大気環境基準（二酸化窒素、二酸化いおう）について、達成率 100%を維持することを目指します。

指標 3：河川（BOD（<sup>4</sup>））水質環境基準について、達成率 100%を維持することを目指します。

指標 4：ダイオキシン類環境基準について、達成率 100%を維持することを目指します。

| 指標名                                 | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|-------------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                     |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>汚水処理人口普及率                   | %  | 79.9   | 81.1   | 82.3   | 83.5   | 84.7   |
| 指標 1 - 1<br>浄化槽区域の普及率               | %  | 41.2   | 45.8   | 48.3   | 50.9   | 53.4   |
| 指標 1 - 2<br>集合処理区域の接続率              | %  | 86.0   | 86.0   | 86.5   | 87.1   | 87.6   |
| 指標 2<br>大気環境基準（二酸化窒素、<br>二酸化いおう）達成率 | %  | 100    | 100    | 100    | 100    | 100    |
| 指標 3<br>河川（BOD）水質環境基準達成率            | %  | 100    | 100    | 100    | 100    | 100    |
| 指標 4<br>ダイオキシン類環境基準達成率              | %  | 100    | 100    | 100    | 100    | 100    |

指標 1、1 - 1、1 - 2：下水道課調べ  
指標 2、3、4：環境課調べ

#### 集合処理区域

主に市街地など比較的人口が密集している地域において、生活排水を纏めて処理する区域。

#### 個別処理区域

主に家屋が散在する地域において、生活排水を各戸で処理する区域（浄化槽区域のこと）。

#### 汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した値であり、生活排水処理施設の普及状況を表すもの。

#### 浄化槽区域の普及率

浄化槽区域の普及人口を、浄化槽区域の行政人口で除した値であり、浄化槽の普及状況を表すもの。

#### 集合処理区域の接続率

集合処理区域の接続人口を、集合処理区域の普及人口で除した値であり、集合処理への接続状況を表すもの。

#### BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物などの汚濁物質を、微生物が分解するときに必要なとする酸素の量で表したものです。一般に、BOD の値が大きいほどその水質は悪い。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

#### 自然環境と生物多様性の保全と活用

【担当課】有明海再生・自然環境課

##### 【目指す将来像】

自然環境や生物多様性<sup>( )</sup>の保全についての理解が深まり、地域住民の協力のもと、県内の多様な種、多様な生態系が保全されているとともに、自然公園では良好な景観が保全され、多くの人々が自然に親しんでいる。

##### 【課題・対応】

県内で初めて国際的に重要な湿地として有明海の干潟（東よか干潟、肥前鹿島干潟）がラムサール条約湿地<sup>( )</sup>に登録されるなど、県内には、森林、水辺環境などにおいて様々な生態系が現存し、多様な野生動植物が生息・生育していますが、人間の生活や生産活動、或いは乱獲や外来種の影響などにより、生物多様性は損なわれつつあります。

このため、地域住民と協働して、自然度の高い地域の保全、希少な野生動植物の保護や外来種の駆除などの取組を継続していく必要があります。

それとともに、自然環境の大切さについての県民の理解を深めるためには、より多くの人々に自然と親しんでもらえるよう、有明海の干潟の国際的な重要性の啓発やその保全、自然公園の優れた風景地の保護や、自然公園施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。

また、人口減少や高齢化社会の進展により、自然公園施設利用者の減少等が懸念され、高齢者や外国人観光客にも対応した施設のユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>化を推進していく必要があります。

さらに、県内唯一の特別名勝「虹の松原」は、近年、広葉樹の侵入等により白砂青松と言われた景観が変容しつつあり、再生・保全に向けた取組を推進していく必要があります。

##### 【取組方針】

檜原湿原や生物多様性重要地域、ラムサール条約湿地など豊かな生態系が維持されている地域の保全等に努めます。

希少な野生動植物の生息・生育の実態把握に努めるとともに、生息・生育地の保全や捕獲・採取の規制などによりその保護に努めます。

生物多様性の保全についての理解及び活動への参加の促進に取り組みます。【指標1】

玄海国定公園の特別地域「虹の松原」の再生・保全活動を推進します。【指標2】【指標3】

松葉等の副産物の有効活用に向けた検討を継続していきます。

自然公園の優れた風景地を保護するとともに、自然公園施設の適切な維持管理を行います。

自然公園施設の整備に当たっては、引き続き、高齢化や外国人観光客にも快適で使いやすいものにしていきます。【指標4】

##### [主な具体的取組]

- ・自然環境保全地域<sup>( )</sup>や生物多様性重要地域<sup>( )</sup>、ラムサール条約湿地などの適切な保全
- ・ラムサール条約湿地の国際的な重要性の普及啓発
- ・希少な野生動植物の生息・生育状況の調査の実施及び保護対策の推進
- ・CSO<sup>( )</sup>等が行う生物多様性保全活動に対する支援
- ・自然観察会など生物多様性の普及啓発を目的とした取組の推進
- ・虹の松原の再生・保全活動の実施

- ・再生保全活動を担うアダプト制度（里親制度）への登録促進
- ・専門部会の設置による松葉等副産物の有効活用に向けた実証実験等の継続
- ・自然公園施設等の維持管理及び整備
- ・高齢者や外国人観光客も利用しやすい、ユニバーサルデザインを前提とした施設整備の実施

#### 【指標】

指標 1：生物多様性重要地域の地元活動団体等による、生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会、講習会、美化活動等について、毎年度 25 回以上実施されることを目指します。

指標 2：虹の松原の再生の支障となっている内陸ゾーン（72ha）の広葉樹の伐採について、平成 28 年度までに完了させることを目指します。

指標 3：虹の松原の再生・保全活動を担うアダプト方式への登録人数について、計画的に増やしていくことを目指します。

指標 4：県管理の自然公園施設のトイレ（18 箇所）について、平成 30 年度までにすべて洋式化率 50%以上とすることを目指します。

| 指標名                                  | 単位 | 現状            | 目標          |             |             |             |
|--------------------------------------|----|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                      |    | H26 年度        | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      | H30 年度      |
| 指標 1<br>生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数 | 回  | 15            | 25 以上       | 25 以上       | 25 以上       | 25 以上       |
| 指標 2<br>内陸ゾーンの広葉樹の伐採面積（累計）           | ha | 56            | 68          | 72          |             |             |
| 指標 3<br>アダプト方式への登録人数                 | 人  | 6,224<br>（累計） | 360<br>（新規） | 360<br>（新規） | 360<br>（新規） | 360<br>（新規） |
| 指標 4<br>洋式化率 50%以上のトイレの箇所数           | 箇所 | 5             | 7           | 10          | 14          | 18          |

有明海再生・自然環境課調べ

#### 生物多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

#### ラムサール条約湿地

国際的に重要な湿地とそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を目的とした「ラムサール条約」に定められた国際的な基準に従って自国の湿地を指定し、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地。

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

#### 自然環境保全地域

佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づき、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な区域として指定した地域。

#### 生物多様性重要地域

希少野生動植物や多くの生物が生息・生育するなど、優れた生態系を有している地域として、現地調査や専門家の意見を踏まえて指定。

#### CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。



### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

#### 有明海の再生

【担当課】有明海再生・自然環境課、水産課、環境課、下水道課、森林整備課、関係各課（室）

##### 【目指す将来像】

有明海の海域環境が保全・改善されるとともに、水産資源の回復等による漁業の振興が進むなど、有明海が豊かな海として再生しつつある。

##### 【課題・対応】

有明海は、広大な干潟と独特の生態系を有する生産性の豊かな海ですが、近年は、赤潮の多発、貧酸素水塊（海中に酸素が少ない状態）の発生など海域環境が悪化しています。

有明海の環境変化の原因究明については、定性的な解明にとどまっており、各要因の影響の度合いや範囲などを定量的に解明する必要があると、関係団体等とともに国に対し開門調査の実施を求めてきましたが、平成 29 年 4 月、国が開門しない方針を明確に示したことなどにより開門調査の早期実現は厳しい状況になっています。

一方、有明海の海域環境の悪化により、漁獲量は減少し、漁家経営は厳しい状況が続いていることから、早急に水産資源の回復を図る必要があります。【指標 1】

また、有明海を再生するためには、行政や漁業者など関係者の取組だけでなく、流域で生活する住民や事業者などと一体となって、山から海にわたる環境保全活動の取組を一層推進する必要があります。

##### 【取組方針】

開門調査も含む有明海における環境変化の原因究明を引き続き国に求めていくとともに、県としても有明海再生に向けた調査研究等を推進します。

有明海の水産資源の回復に向けた取組をなお一層推進するとともに、海域環境の保全及び改善を図ります。

有明海再生の機運を高めるため、啓発活動の一層の充実を図り、県民の有明海に対する関心や理解を深め、環境保全活動等への積極的な参加を促進します。【指標 2】

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・開門調査も含む有明海における環境変化の原因究明を国に要請
- ・関係機関との協働により、有明海再生に向けた調査研究等の推進及びその成果を踏まえた再生策の検討
- ・「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づく海底耕耘（ ）等による漁場環境の改善、種苗放流などの水産動物の増殖等の実施
- ・国や関係 3 県と協調し、産卵場・成育場の連携（ネットワーク）等に配慮した二枚貝類等の資源回復に資する取組の強化
- ・「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づく生活排水処理施設の整備、工場・事業場等に対する排水処理対策の指導、森林の整備等の実施
- ・有明海再生に関する環境保全活動を行う団体等への支援
- ・おしかけ講座・有明海親子探検隊の実施や関係機関との協働により啓発活動（シンポジウム、市民講座等）の推進

【指標】

指標 1：有明海における貝類の漁獲量について、平成 30 年までに 4,000 トンとすることを目指します。(暦年)

指標 2：山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数について、平成 30 年度までに 8,600 人とすることを目指します。(参考指標)

| 指標名  | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>有明海における貝類の漁獲量(暦年)                  | トン | 1,775  | 2,920  | 3,280  | 3,640  | 4,000  |
| 指標 2<br>山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数<br>(参考指標) | 人  | 8,295  | 8,000  | 8,200  | 8,400  | 8,600  |

指標 1：水産課調べ

指標 2：有明海再生・自然環境課調べ

海底耕耘(かいていこううん)

漁船などで、鉄製のカギ爪を用いて海底を耕す底質改善手法の一つ。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

#### 多様な森林(もり)・緑づくり

【担当課】森林整備課、林業課

##### 【目指す将来像】

県民協働による森林(もり)・緑づくりが進み、安全な飲み水や豊かな海を育む水が供給され、災害に強く地球温暖化防止にも役立つ多様な森林(もり)・緑ができつつある。

##### 【課題・対応】

森林は、水源のかん養や県土の保全、土砂災害の防止などのほか、地球温暖化防止など多面的機能を有しており、最近では景観や生物多様性への期待も高まっています。

一方で、木材価格の長期低迷や林業担い手の不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届かなくなることにより荒廃した森林が増加し、森林の多面的な機能の低下が懸念されることです。

また、近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、被害の早期復旧や災害の未然防止のための対策が求められています。

このような中、森林の持つ多面的機能を将来にわたって、発揮させていくためには、今後も、健全で災害に強い森林づくりが必要であり、あわせて、森林所有者のみならず、林業事業者やCSO<sup>( )</sup>等の森林ボランティア団体、市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林・緑づくりを進めていく必要があります。【指標1】

##### 【取組方針】

間伐や広葉樹植栽などにより健全で多様な森林づくりを推進し、森林の多面的な機能の維持・向上を図ります。【指標2】

効率的な森林整備を行うための林内路網の整備を計画的に推進するとともに、施設の長寿命化を図ります。

荒廃した山地の復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進めます。

「うるおい」と「やすらぎ」を感じる平坦地の緑を増やし、心地よい環境づくりを進めます。

環境林<sup>( )</sup>など、重要な森林で整備が必要な荒廃した森林については、県や市町による積極的な森林整備を進めます。

林業事業者等が森林所有者に代わって森林管理を行うことを進めます。

CSO や森林ボランティアなど県民協働による森林・緑を守り育てる活動を進めます。【指標3】

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・間伐、下刈り等の森林整備の実施や複層林<sup>( )</sup>への誘導、造成並びに針広混交林化<sup>( )</sup>
- ・林道や森林作業道などの整備及び改良
- ・荒廃した山地の復旧や崩壊等を未然に防止する治山事業<sup>( )</sup>の実施
- ・防災上の観点から人家や公共用施設等に影響を及ぼすおそれのある場所における危険木の除去等の流出防止対策の推進
- ・市町やさが緑の基金等との連携による平坦地の緑づくりに対する支援
- ・森林環境税を活用した森林整備の促進
- ・森林地理情報システム(森林GIS)<sup>( )</sup>などを活用した森林所有者等への情報提供や森林経営計画の作成支援
- ・間伐等の森林整備に必要な高性能林業機械の導入に対する支援

- ・森林施業の集約化を行う森林施業プランナーや路網の整備を行う森林作業道作設オペレーターの育成
- ・林業作業士（フォレストワーカー）等の現場技術者の育成
- ・CSO や企業等によるネットワークづくりや指導者の養成

#### 【指標】

指標 1：間伐等の森林整備面積について、平成 30 年度までに 31,800ha（平成 24 年度からの累計）とすることを目指します。

指標 2：広葉樹の植栽本数について、平成 30 年度までに 700 千本（平成 24 年度からの累計）とすることを目指します。

指標 3：森林ボランティア活動者数について、平成 30 年度までに年間 10,800 人とすることを目指します。

| 指標名                    | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>間伐等の森林整備面積（累計） | ha | 11,352 | 16,700 | 21,400 | 26,600 | 31,800 |
| 指標 2<br>広葉樹植栽本数（累計）    | 千本 | 253    | 400    | 500    | 600    | 700    |
| 指標 3<br>森林ボランティア活動者数   | 人  | 9,842  | 9,900  | 10,000 | 10,400 | 10,800 |

森林整備課調べ

#### CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

#### 環境林

県では、水源かん養など多面的機能が強く重要な森林で、荒廃のおそれのある森林を「環境林」として県内に 10 箇所選定し、県民協働により整備を進めている。

また、市町においても、県と同様に重要な森林を「市町環境林」として選定し、整備を進めている。

#### 複層林

樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠（樹木上部の枝葉が茂っている部分）が何層にも分かれている林。

#### 針広混交林化

人工林の間伐等を行い、広葉樹植栽や天然更新により広葉樹を育成し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導すること。

#### 治山事業

山崩れや地すべりなどの山地災害による被害を復旧又は防止することで、県民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全等を図る事業。

#### 森林地理情報システム（森林 GIS）

森林の情報（所在地、樹種、樹齢、面積等）をデータとして専用の端末に取り込み、一元的な管理や個別検索ができるようにしたシステム。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (4) 環境

---

#### 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

【担当課】循環型社会推進課

---

##### 【目指す将来像】

廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理が進み、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されている。

##### 【課題・対応】

本県は県民1日当たりの一般廃棄物の排出量が全国でも少ない県（H24/4位）であり、今後とも更にごみ排出を抑制していくため、3R<sup>( )</sup>推進の取組を継続、促進する必要があります。【指標1】【指標2】

平成17年度から導入された産業廃棄物税やその税収を活用した使途事業の実施により、リサイクル率上昇など一定の成果がありました。廃棄物処理計画の目標値には達しておらず、目標達成に向け、引き続き産業廃棄物の排出抑制、リサイクル推進等に取り組んでいく必要があります。【指標3】

##### 【指標4】

また、産業廃棄物の不法投棄は依然として発生しており、今後も適正な処理が求められています。

##### 【取組方針】

市町が行う一般廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理の取組を支援します。

県民に対する3R推進の取組を推進するための普及・啓発を行います。

「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づく市町等の取組を支援します。

排出事業者等が行う排出抑制・減量化・リサイクルのための取組を支援します。

減量化・リサイクルを推進するため静脈産業<sup>( )</sup>の育成・支援を図ります。

産業廃棄物の処理に関する排出者責任を徹底します。

県内の各事業所に保管されているPCB廃棄物<sup>( )</sup>の期限内（平成39年3月）処理を計画的に進めます。

産業廃棄物の適正処理を推進するため、公共関与によるモデル的な処理施設「クリーンパークさが」の円滑な運営について支援します。

##### [主な具体的取組]

- ・市町職員等を対象とした研修会の開催やヒアリング調査実施による支援助言
- ・県民、事業者等に対するごみ減量化に関する研修会等普及啓発事業の実施
- ・レジ袋削減、買い物袋持参運動等マイバックキャンペーンの普及推進
- ・ごみ処理広域化ブロック別協議会等への助言調査等
- ・排出事業者が行う排出抑制減量化リサイクル施設整備に対する支援
- ・リサイクル産業に新たな設備投資を行う事業者に対する支援
- ・産業廃棄物の処理に関する監視指導の強化
- ・電子マニフェストの普及等マニフェスト制度の適正な運用の推進
- ・優良産廃処理業者認定制度の推進
- ・PCB廃棄物処理計画の着実な推進
- ・「クリーンパークさが」の円滑な運営についての支援

### 【指標】

指標 1：1人1日当たりごみ排出量について、平成30年度までに863gに減らすことを目指します。

指標 2：一般廃棄物リサイクル率について、平成30年度までに20.6%に増加させることを目指します。

指標 3：産業廃棄物の最終処分量について、平成30年度までに69,400tに減らすことを目指します。

指標 4：産業廃棄物リサイクル率について、平成30年度までに52.1%に増加させることを目指します。

| 指標名                      | 単位 | 現状              | 目標     |        |        |        |
|--------------------------|----|-----------------|--------|--------|--------|--------|
|                          |    | H26年度           | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |
| 指標 1<br>1人1日当たりごみ<br>排出量 | g  | 884<br>(H25)    | 831    | 878    | 870    | 863    |
| 指標 2<br>一般廃棄物リサイク<br>ル率  | %  | 18.6<br>(H25)   | 21.2   | 19.3   | 20.0   | 20.6   |
| 指標 3<br>産業廃棄物最終処<br>分量   | t  | 72,000<br>(H25) | 70,000 | 71,800 | 70,600 | 69,400 |
| 指標 4<br>産業廃棄物リサイク<br>ル率  | %  | 51.0<br>(H25)   | 53.0   | 51.2   | 51.6   | 52.1   |

循環型社会推進課調べ

### 3R

3R（スリーアール）とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの語の頭文字をとった言葉。1.リデュース（ごみの発生抑制）2.リユース（再使用）3.リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

#### 静脈産業

製品の製造・配送等を行う産業が動脈産業と呼ばれるのに対し、静脈産業とは製品が廃棄物等となった後にそのリサイクルや適正処分等を行う産業のこと。

#### PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けており、平成13年に制度化されたPCB 廃棄物処理特別措置法により、処理体制の整備を図ったうえで平成38年度末までに処理を終えることとなっている。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (5) ユニバーサルデザイン

#### ユニバーサルデザインの推進

【担当課】県民協働課

##### 【目指す将来像】

県民一人ひとりが、多様な人々を理解し、思いやりのある広い心を持って行動しており、誰もが持てる能力を發揮して、いきいきと、安心して暮らすことができるユニバーサルデザイン( )社会の形成が進んでいる。

##### 【課題・対応】

県内には、年齢、性別、障害のあるなし等の身体的能力、国籍等の違う、多様な人々が暮らしています。

誰もが暮らしやすい社会づくりのため、ユニバーサルデザインについての県民の理解を更に進める必要があります。また、県だけではなく、市町や企業、団体等のユニバーサルデザインの取組を促進するためには、それを実際に動かす人の育成が必要です。【指標1】

多様な人々が、自分の持てる能力を發揮して社会に参加し、豊かな暮らしを送ることができるよう、様々な分野で、ユニバーサルデザインを反映した人にやさしい街づくりの取組を充実させる必要があります。

誰もが自分らしく安全に安心して暮らせる社会にするため、建築物・公共交通・道路等の社会基盤の整備を更に充実させるとともに、災害時の確実な対策が必要です。【指標2】

##### 【取組方針】

改定した佐賀ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、県の様々な施策において、人にやさしい街づくりの取組を更に推進する「HITO プロジェクト( )」を展開します。

県民一人ひとりが、社会には多様な人々がいることを理解し、思いやりのある広い心を持って行動して、誰もが暮らしやすい社会づくりを進める一員となるよう、「さがすたいる( )」の普及啓発を行います。

年齢、性別、障害のあるなし、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが自分のスタイルにあわせて、豊かな暮らしを、あたりまえに送ることができるよう、スポーツ・文化・観光など様々な分野で取り組んでいきます。【指標3】

ユニバーサルデザインを取り入れた建築物、公共交通や道路のような移動空間、防災体制等の整備を促進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

##### [主な具体的取組]

- ・研修や広報による普及啓発の実施
- ・県民が「さがすたいる」について「見て、触れて、実感できる」機会の創出
- ・誰もがそれぞれのスタイルで文化・スポーツを楽しむことができる環境づくりの推進
- ・観光のユニバーサルデザイン化の推進
- ・誰もが仕事や遊びなどの社会参加をしやすい環境づくりの推進
- ・誰にでも伝わり、誰もが分かりやすい情報提供体制の充実
- ・県民の国際理解の促進と、外国人住民や外国人観光客への支援
- ・ユニバーサルデザインを意識したものづくりへの支援

- ・誰もが災害に備え、対応ができるようにするための支援体制や情報提供の充実
- ・建築物、公共交通、道路のユニバーサルデザイン化など人にやさしい街づくりの促進

#### 【指標】

指標 1：県民のユニバーサルデザイン理解率（ ）について、平成 30 年度までに 65%とすることを目指します。

指標 2：福祉のまちづくり条例の届出があった施設のうち、整備基準に適合したものの割合について、平成 30 年度までに 35%とすることを目指します。

指標 3：ユニバーサルデザインの研修会や出前講座の開催回数について、平成 30 年度までに 14 回とすることを目指します。

| 指標名                              | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|----------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>県民のユニバーサルデザイン理解率         | %  | 46.6   | 50.0   | 55.0   | 60.0   | 65.0   |
| 指標 2<br>福祉のまちづくり条例の適合率           | %  | 27.4   | 27.4   | 27.4   | 30.0   | 35.0   |
| 指標 3<br>ユニバーサルデザインの研修会・出前講座の開催回数 | 回  | 9      | 11     | 12     | 13     | 14     |

県民協働課調べ

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

#### HITO プロジェクト

佐賀県では、「多様な人々を理解し、思いやりのある広い心の人」(HITO)が、「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向け行動する、様々な取組みを総称して、「HITO プロジェクト」と位置付けている。なお、「HITO」とは、Human (人間) Intelligent (理解力のある) Thoughtful (思いやりのある) Open-minded (広い心の) の頭文字をとったもの。

#### さがすたいる

県内の高齢者や障害者、妊産婦など日常生活を送る上で様々な制約を受ける方に配慮した設備やサポートを言う。

#### ユニバーサルデザイン理解率

ユニバーサルデザインの理解に関する質問に対し「言葉を知っており、意味も少しは知っている」人の割合。



### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (6) 男女共同参画

#### 男女共同参画社会づくり

【担当課】男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課、人事課、教職員課

#### 【目指す将来像】

女性の社会参画が進み、家庭、職場、地域などのあらゆる分野において男女がともに個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が進んでいる。

#### 【課題・対応】

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという「男女共同参画」の認識が十分広がっておらず、男女の固定的役割分担意識が根強くあることから、継続した啓発が必要です。【指標1】

そのためにも、女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、女性自身の意識・行動改革を図る必要があります。【指標2】【指標3】

また、その一方で女性に対する育児・家事といった役割の偏りや男性の長時間労働による育児・家事の参画の難しさがあることから、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように支援していく必要があります。【指標4】【指標5】

#### 【取組方針】

男女共同参画の視点に立った意識の形成を進めます。

幼少期からの男女共同参画の意識形成を進めます。

女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革を進めます。

政策・方針決定過程への女性参画を推進します。

仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくりを促進します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・男女共同参画出前講座・広報誌等による啓発
- ・男女共同参画推進リーダー研修の実施
- ・男性の育児・家事参画を促進する講座等の実施及び市町における男性の意識改革の取組に対する支援
- ・女性のための政策参画セミナー等の実施
- ・各種審議会等における女性委員の参画促進
- ・各人材施策の積極的活用による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進
- ・企業等に対する働きかけ(女性の活躍推進佐賀県会議等と連携したセミナー等の実施、ワーク・ライフ・バランス<sup>( )</sup>の取組の促進)

#### 【指標】

指標1：性別役割分担に同意する人の割合について、平成30年度までに30%未満とすることを目指します。

指標2：女性の活躍推進佐賀県会議の会員登録数について、平成30年度までに210事業所とすることを目指します。

指標3：市町の審議会等における女性委員の割合の平均について、平成30年度までに30%以上とすることを目指します。

指標4：年次有給休暇の取得率について、平成30年度までに平成26年度より18%向上させ、

59.7%とすることを目指します。

指標5：法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成30年度までに70事業所（累計）とすることを目指します。＜再掲＞

| 指標名                            | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                |     | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>性別役割分担に同意する人の割合         | %   | 33.2  | -     | -     | -     | 30未満  |
| 指標2<br>女性の大活躍推進<br>佐賀県会議会員登録数  | 事業所 | 60    | 70    | 170   | 190   | 210   |
| 指標3<br>市町の審議会等における女性委員の割合      | %   | 25.3  | 26.0  | 27.0  | 28.0  | 30.0  |
| 指標4<br>年次有給休暇の取得率              | %   | 41.7  | 46.2  | 50.7  | 55.2  | 59.7  |
| 指標5<br>法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数 | 事業所 | 18    | 30    | 50    | 60    | 70    |

指標1、2、3：男女参画・女性の活躍推進課調べ  
指標4、5：産業人材課調べ

#### ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (7) 人権

---

#### 県民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現

【担当課】人権・同和対策課、人権・同和教育室

---

##### 【目指す将来像】

性別、世代、国籍、障害のあるなしなどの様々な違いを越えて、県民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会となっている。

##### 【課題・対応】

近年の社会経済情勢の変化は、人権に関する諸問題を複雑、かつ、多様にしています。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、障害者などに関する様々な人権問題のほか、近年は、いじめや匿名性を悪用したインターネットによる差別表現、誹謗中傷などが顕在化しています。

また、犯罪被害者とその家族、ホームレス、性的指向・性自認、北朝鮮による拉致問題等の人権、個人情報保護などへの対応も求められています。

このような中、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の三つの法律が施行され、一層の人権教育・啓発の推進、相談体制の充実が求められています。

人権問題の解消に当たっては、県民一人ひとりが自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要になっています。【指標 1】

##### 【取組方針】

あらゆる場を通じて人権尊重の意識を広く県民に普及するとともに、行政主体型から県民協働型の人権啓発活動に輪を広げ、より効果的で多くの県民の参加が得られるような事業を展開し、差別意識の解消に努めます。【指標 1 - 】

県民の生活の場である地域社会における人権意識の高揚に取り組むとともに、県民が人権に関する相談を安心してできるように相談・支援体制の充実を図ります。【指標 1 - 】

県職員一人ひとりが、様々な分野で、常に人権尊重の視点に立った行政が推進できるよう努めます。【指標 1 - 】

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・ 県民への人権問題に関する学習機会や情報の提供
- ・ CSO（ ）との連携によるふれあい人権フェスタの開催など、県民協働による県民の心に響く各種啓発事業の実施
- ・ 学校や家庭・地域における人権教育の充実
- ・ 地域社会における人権啓発のための住民交流と各種相談・支援の拠点となる隣保館等への運営支援
- ・ 県職員の人権感覚を身につけるための職場研修の実施
- ・ 県の「人権教育・啓発基本方針」に係る連絡調整及び各施策の点検・評価

##### 【指標】

指標 1：人権侵犯事件の受理・処理件数について、前年度より下回ることを目指します。

指標 1 - : 各種講座の理解率について、平成 25 年度と 26 年度の理解率の平均値 84.7%を維持していくことを目指します。

指標 1 - : 隣保館の利用者数について、前年度より上回ることを目指します。

指標 1 - : 職場研修の参加者数について、前年度より上回ることを目指します。

| 指標名                        | 単位          | 現状              | 目標          |             |             |             |
|----------------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                            |             | H26 年度          | H27 年度      | H28 年度      | H29 年度      | H30 年度      |
| 指標 1<br>人権侵害事件の<br>受理・処理件数 | 件<br>(件数)   | 131             | 前年度を<br>下回る | 前年度を<br>下回る | 前年度を<br>下回る | 前年度を<br>下回る |
| 指標 1 -<br>各種講座の理<br>解率     | %<br>(理解率)  | 84.7            | 84.7        | 84.7        | 84.7        | 84.7        |
| 指標 1 -<br>隣保館の利用<br>者数     | 人<br>(利用者数) | 19,564<br>(H25) | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る |
| 指標 1 -<br>職場研修の参<br>加者数    | 人<br>(参加者数) | 3,305<br>(H25)  | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る | 前年度を<br>上回る |

指標 1 : 佐賀地方法務局調べ

指標 1 - 、 1 - : 人権・同和対策課調べ

指標 1 - : 自治修習所調べ

#### CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

### 3 人・社会・自然の結び合う生活 さが (7) 人権

#### 男女間のあらゆる暴力の根絶

【担当課】男女参画・女性の活躍推進課、こども未来課、こども家庭課、学校教育課、保健体育課

#### 【目指す将来像】

男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会となっている。

#### 【課題・対応】

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力を根絶するためには、人権尊重意識や男女共同参画の意識を高めるための啓発が必要です。【指標1】

また、被害者の安心・安全のためにも、警察、市町などの行政機関及び民間支援団体等と連携しながら、DV 被害者が安全に相談や様々な支援を受けることができ、自らの意思が尊重され、自立した生活を送ることが出来るような支援体制を今後も充実していく必要があります。

#### 【取組方針】

暴力を許さない社会の意識啓発・教育を充実します。

被害者の安心・安全に配慮した保護・自立までの切れ目ない支援体制を充実します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ DV 予防教育の推進（高校・大学生向け DV 未然防止教育事業の実施、小・中学生向け予防教育事業の実施）
- ・ 佐賀県 DV 総合対策センターを中心とした警察、市町などの行政機関及び民間支援団体等の連携の強化
- ・ 県や市町における DV 等総合相談体制の充実（県内相談員の育成、メンタルヘルスケアの充実）

#### 【指標】

指標1：中学生向け予防教育等講師養成講座の受講者（中学校の養護教諭）について、平成30年度までに40人以上とすることを目指します。

| 指標名                            | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>予防教育等講師養成講座受講者数<br>(累計) | 人  | 6     | 12    | 20    | 30    | 40    |

男女参画・女性の活躍推進課調べ

## 4 豊かさ好循環の産業 さが

### (1) 雇用・労働

---

#### 産業を支える人材の確保と就職支援

【担当課】産業人材課、企業立地課、産業企画課、ものづくり産業課、福祉課、こども家庭課、就労支援室、健康増進課、薬務課、教育総務課、学校教育課、法務私学課、情報課、人事課、男女参画・女性の活躍推進課、さが創生推進課、移住支援室

---

#### 【目指す将来像】

若者や女性、高齢者などの多様な人材の就労が増えている。特に、技術・技能を有する人材が、これまで以上に社会で尊敬されるようになり、若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事している。

また、県内企業のニーズに即した人材が確保されるとともに、健康で豊かに暮らせる労働環境が整備され、ライフステージに合わせた多様な働き方が実現している。

#### 【課題・対応】

産業振興による本県の経済の活性化を図るためには、県内企業の育成や企業誘致を積極的に進めるとともに、その担い手となる人材の確保・育成が必要です。一方で、生徒の減少が見込まれる中、高校生や大学生等は進学や就職先を県外へ求めるケースが多く、人材が流出している現状があることから、これまで以上に県内への就職支援、UJI ターン等による人材確保の積極的な対策が必要です。

特に、製造業については、県内総生産、産業別従業者数などの面から見て、県内経済を牽引する重要な産業ですが、工業高校等を卒業した生徒の多くが県外企業に就職していることなどから、人材の確保が容易ではありません。そのため、ものづくりを再評価する機運の醸成、ものづくり人材の育成、ものづくり技能・技術の磨き上げを一体として進め、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の県内就職希望者やUJI ターン者の県内ものづくり企業への就職を促進していくことが必要です。

また、既に働いている方のスキルアップが重要ですが、県内では時間、人材、費用等から自社における人材育成が困難な企業が多く、また、製造業をはじめ、熟練技能者の技能の維持・継承の問題が存在しているため、県内企業の人材育成や技能継承への支援も必要です。

さらに、若者や女性等の多様な人材が継続的に就労できる環境を作っていくことが重要ですが、県内企業の現状は、育児休業等の制度はあるものの、取得割合は低く、また有給休暇の取得率も低い状態であるなど、仕事と家庭の両立が必ずしも容易ではない状況であることから、労働者の健康維持や仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス<sup>( )</sup>」が実現できる労働環境を整備することが必要です。あわせて、若者の非正規雇用の割合を是正するための支援や、障害者やニート等が積極的に社会に参画し、活躍できる取組も必要です。

#### 【取組方針】

県内企業の育成や企業誘致等により、正社員としての雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人材を確保します。

「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。

高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内就職を促進し、若者の県内定着を図ります。【指標1】【指標2】

UJI ターン人材等（グローバル人材や高齢人材含む。）と県内企業とのマッチングを支援しま

### す。【指標3】

若年技能者をはじめとした人材ニーズの高い分野等の産業人材を育成します。【指標4】

使用者・労働者・行政が一体となって労働時間短縮などの「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図ります。【指標5】【指標6】

ジョブカフェ SAGA の機能強化を図り、若者の正社員化と職場定着を支援します。【指標7】

障害者やニート等が積極的に社会に参画し、産業人材として活躍できるよう支援します。

### [ 主な具体的取組 ]

- ・産業人材確保プロジェクト( )の拡充と推進
- ・高校生や大学生(県外進学者を含む。)等の県内企業就職の促進やスキル人材等の確保
- ・「ものづくり」に対する再評価、ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げの一体的な施策の推進
- ・企業誘致等における雇用の創出
- ・スキル人材の還流を促す施策の推進(奨学金返還免除)
- ・UJI ターン、高年齢者及びグローバル人材と県内企業とのマッチング支援
- ・子育てをしながら就職を希望する女性への支援
- ・特別な支援を要する方々への就職支援
- ・若年技能者の育成、県内企業への就職の促進
- ・職業訓練(委託訓練)の実施
- ・県内企業のニーズに応じた在職者訓練の実施
- ・認定職業訓練に対する助成の実施
- ・高校生等の技術向上支援の強化(産業界との連携による佐賀マイスター( )や高度熟練技能者等の積極的活用)
- ・技能検定受検料減免拡充の継続
- ・県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり
- ・企業等への専門家派遣による、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案
- ・ジョブカフェ SAGA の機能強化及び利用促進
- ・ハローワーク特区( )、雇用対策協定( )に基づく国・地方の連携強化
- ・県内企業に対する採用力向上の支援

### 【指標】

指標1：就職情報サイト「さが就活ナビ」の月平均利用者数を平成27年度実績から毎年15%ずつ増やすことを目指します。

指標2：県内高校生の県内就職者数について、平成26年度実績の1,658人を維持することを目指します。

指標3：県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数について、平成30年度までに年間110人とすることを目指します。

指標4：産業技術学院の施設内訓練における就職率について、平成30年度まで毎年度100%とすることを目指します。

指標5：年次有給休暇の取得率について、平成30年度までに平成26年度より18%向上させ、59.7%とすることを目指します。〈再掲〉

指標6：法定以上の仕事と育児の両立支援制度を導入した事業所数について、平成30年度までに70事業所(累計)とすることを目指します。〈再掲〉

指標7：ジョブカフェ SAGA 利用者で正社員として就職できた者の人数について、平成28年度以降毎年度1,350人とすることを目指します。

| 指標名                                | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|------------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                    |     | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>「さが就活ナビ」の月平均の利用者数           | 人   | -     | 4,872 | 5,602 | 6,442 | 7,408 |
| 指標2<br>県内高校生の県内就職者数                | 人   | 1,658 | 1,658 | 1,658 | 1,658 | 1,658 |
| 指標3<br>県のマッチング支援を通じて県内企業に就職した人数    | 人   | 43    | 50    | 70    | 90    | 110   |
| 指標4<br>産業技術学院の施設内訓練における就職率         | %   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| 指標5<br>年次有給休暇の取得率                  | %   | 41.7  | 46.2  | 50.7  | 55.2  | 59.7  |
| 指標6<br>法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入事業所（累計） | 事業所 | 18    | 30    | 50    | 60    | 70    |
| 指標7<br>ジョブカフェSAGA利用者のうち正社員就職者数     | 人   | 1,369 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |

指標1、3、4、5、6、7：産業人材課調べ  
指標2：佐賀労働局調べ

#### ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のこと。

#### 産業人材確保プロジェクト

企業の人材確保と若者の就職支援に取り組む佐賀県独自の事業。

高校生や大学生（県外進学者を含む。）等の県内企業に対する認知度向上と県内企業への就職促進を図るため、県内企業を紹介する専用サイトの開設、県内外における企業説明会、産学官の関係者による広報宣伝活動、高校の進路指導担当者を対象とした企業視察等に取り組むもの。

#### 佐賀マイスター

熟練技能者に対する社会的評価を高めるとともに、技能を尊重する社会的気運の醸成と後継者の育成を図ることを目的とした佐賀マイスター制度において認定された高度に熟練した技能者。



#### ハローワーク特区

国の出先機関原則廃止に向けて、試行的に全国 2 か所（埼玉県、佐賀県）でハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管の可能性の検証を行うもの。第 6 次地方分権一括法の施行（平成 28 年 8 月）に伴い、特区制度は終了し、雇用対策における国・地方の連携強化を図る新たな制度へ移行。

#### 雇用対策協定

第 6 次地方分権一括法の施行（平成 28 年 8 月）に伴い、雇用対策における国・地方の連携強化を図る新たな制度が創設。制度の柱の 1 つとして、国と地方公共団体の連携を強化するための雇用対策協定が法制化。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが

### (1) 雇用・労働

---

#### 障害者の就労支援

【担当課】就労支援室

---

#### 【目指す将来像】

障害者の働く場が確保され、必要な収入を得ながら地域で自立した生活を送っている。

#### 【課題・対応】

民間事業所における障害者雇用率は、2.27%(平成26年6月1日現在)で全国3位となっており、働いている障害者の総数は過去最高となっています。障害者の雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めており、福祉施設から一般就労への移行等を更に進める必要があります。【指標1】【指標2】

また、平成30年4月から法定雇用率( )の算定基礎に精神障害者が追加されることから、精神障害者への理解啓発と雇用の促進を図る必要があります。【指標3】

さらに、障害福祉施設で働く障害者が地域で自立した生活を送るためには、更なる工賃の向上も必要です。【指標4】

#### 【取組方針】

就労移行支援事業所( )及び就労継続支援A型事業所( )の利用者情報を活用するなど、ハローワークなどの支援機関と積極的なチーム支援を行い、就労移行を推進します。【指標1 - 、2 - 】

障害者就労支援コーディネーター等が、ハローワーク等就労支援機関と連携し、福祉施設利用者や社会的弱者の就労支援を推進します。【指標1 - 、2 - 】

各種支援策を活用して精神障害者の雇用を促進します。【指標3 - 】

就職した精神障害者の職場への定着を支援します。【指標3 - 】

工賃向上支援計画のこれまでの取組を踏まえ、引き続き、工賃向上の支援に取り組みます。【指標4 - 】

#### [主な具体的取組]

- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所に対する実地指導による指導・助言の実施
- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の利用者の情報のとりまとめ
- ・ 就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所の利用者に対するチーム支援の積極的な実施
- ・ 障害者就労支援コーディネーターによる企業や施設等への訪問、ハローワークへの求人情報の提供等
- ・ 県の職業紹介を活用した職業相談から職業紹介までのワンストップの就労支援
- ・ 障害者の就労支援の現場におけるICT( )の利活用の推進
- ・ 法定雇用率未達成事業所へのハローワークとの同行訪問及び情報共有
- ・ レッツ・チャレンジ雇用事業( )による支援
- ・ 精神障害者に対するチーム支援の積極的な実施
- ・ 障害者就業・生活支援センター( )による精神障害者に対する職場定着支援の実施
- ・ 優先調達推進のための設備整備事業の実施
- ・ 障害者施設に対する収益性の向上、販路拡大のための支援
- ・ 共同受注支援窓口( )の設置及び受注支援コーディネーターの配置による受注支援

- ・ 障害者優先調達推進法<sup>( )</sup>の調達方針に基づく受注の推進

【指標】

指標 1：福祉施設から一般就労に移行した人数について、平成 30 年度（平成 29 年度実績）までに 131 人とすることを目指します。（人数はすべて九千部学園を除く。）

指標 2：法定雇用率達成企業の割合について、平成 29 年度までに 73.9%とすることを目指します。

指標 1 - 、2 - ：就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合について、平成 30 年度（平成 29 年度実績）までに 5 割とすることを目指します。

指標 1 - 、2 - ：障害者就労支援コーディネーターが就職につなげた件数について、平成 30 年度までに 70 件とすることを目指します。

指標 3：従業員規模 50 人以上の企業に雇用される精神障害者の雇用者数について、平成 30 年度までに 340 人とすることを目指します。

指標 3 - ：精神障害者の就職者数について、平成 30 年度までに 444 人とすることを目指します。

指標 3 - ：障害者就業・生活支援センターにより就職した精神障害者の半年後の定着率について、平成 30 年度までに国の現状 75%（平成 25 年度実績）まで引き上げることを目指します。

指標 4：就労継続支援 B 型事業所<sup>( )</sup>等の平均月額工賃について、平成 30 年度までに 21,263 円とすることを目指します。

指標 4 - ：県から障害者施設への発注額について、平成 30 年度までに 82 百万円とすることを目指します。

| 指標名   | 単位 | 現状           | 目標           |              |              |              |
|---|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|   |    | H26 年度       | H27 年度       | H28 年度       | H29 年度       | H30 年度       |
| 指標 1<br>施設から一般就労に移行した人数                         | 人  | 75<br>(H25)  | 89<br>(H26)  | 103<br>(H27) | 117<br>(H28) | 131<br>(H29) |
| 指標 2<br>法定雇用率達成企業の割合                            | %  | 66.4         | 67.2         | 68.0         | 73.9         | 73.9         |
| 指標 1 - 、2 -<br>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 | 割  | 3.3<br>(H25) | 3.8<br>(H26) | 4.2<br>(H27) | 4.6<br>(H28) | 5.0<br>(H29) |
| 指標 1 - 、2 -<br>障害者就労支援コーディネーターが就職につなげた件数        | 件  | 41           | 48           | 55           | 62           | 70           |

| 指標名  | 単位 | 現状            | 目標     |        |        |        |
|--|----|---------------|--------|--------|--------|--------|
|  |    | H26 年度        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 3<br>精神障害者の雇用者数   | 人  | 139           | 190    | 240    | 290    | 340    |
| 指標 3 -<br>精神障害者の就職者<br>数                                   | 人  | 252           | 324    | 364    | 404    | 444    |
| 指標 3 -<br>障害者就業・生活支援<br>センターによる新規<br>就職した精神障害者<br>の半年後の定着率 | %  | 56.7<br>(H25) | 64.7   | 68.7   | 72.7   | 75.0   |
| 指標 4<br>就労継続支援 B 型等の<br>平均月額工賃                             | 円  | 17,065        | 18,605 | 19,491 | 20,377 | 21,263 |
| 指標 4 -<br>県から障害者施設等<br>への発注額                               | 千円 | 33,925        | 56,000 | 65,000 | 74,000 | 82,000 |

指標 1、1 - 、2 - : 厚生労働省調べ ( 就労移行実態調査 )

指標 2、3 : 佐賀労働局調べ ( 6 月 1 日調査 )

指標 1 - 、2 - 、4 - : 就労支援室調べ

指標 3 - : 佐賀労働局・就労支援室調べ

指標 3 - : 障害者就業・生活支援センター調べ

指標 4 : 就労支援室調べ ( 就労継続支援 B 型事業所報告 )

#### 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体等が、その常用雇用労働者に対して雇用することが義務づけられている障害者の割合。平成 30 年 3 月末までの法定雇用率は、民間企業は 2.0%、国・地方公共団体・独立行政法人等は 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%。

法定雇用率は、予め定められた算定式により算出され、現在は身体障害者及び知的障害者が算定式の対象となっているが、平成 30 年 4 月から精神障害者が追加される ( 精神障害者は現在算定式の対象ではないが、各民間企業等が障害者雇用率を算定する際には障害者数に算入することができる )。

#### 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動の支援等を行う事業所。

#### 就労継続支援 A 型事業所

一般企業で就労することが困難な障害者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練や職場実習を行い、また、訓練などを通じて、一般就労に必要な知識や能力が高まった場合は一般就労に向けた支援を行う事業所。

#### ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

#### レッツ・チャレンジ雇用事業

就労意欲があっても様々な要因により就労に至っていない障害者や難病患者等に対し、就労先の開拓と併せて、研修付きの雇用の場を提供することにより就労を促進する県独自の事業。

#### 障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、身近な地域において相談・支援を行っている機関。

#### 共同受注支援窓口

障害者就労施設等が提供する物品やサービスについて、官公庁・企業と施設等との受発注の仲介など、受発注が円滑に行えるよう調整・支援を行っている窓口。

#### 障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年 4 月 1 日施行）。都道府県等は、毎年度、物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することになっている。

#### 就労継続支援 B 型事業所

一般企業や就労継続支援 A 型事業所での就労が困難な障害者等に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (2) 農業

### マーケットインによる競争力のある農産物づくり

【担当課】農政企画課、園芸課、畜産課、農産課

#### 【目指す将来像】

マーケットインの発想が定着し、佐賀ならではの農産物が磨き上げられるとともに生産性も向上し、競争力のある農産物づくりが進んでおり、稼げる農業が展開されている。

#### 【課題・対応】

本県では、恵まれた自然条件や、高い技術を有する生産者の努力によって、「佐賀牛」をはじめ、「さがびより」や「さがほのか」、「ハウスみかん」など、佐賀ならではの優れた農産物が多く生産されています。しかしながら、こうした優れた農産物を生産しているにもかかわらず、農産物価格の低迷や、燃油・配合飼料等の価格高騰などにより、農業所得は伸び悩んでいます。また、我が国では人口減少に伴い国内市場が縮小・成熟する一方で、海外では新興国を中心に経済成長が継続し、食料需要の増大が見込まれるなど、農業を取り巻く経済・社会情勢は大きく変化してきています。

こうした状況や変化に的確に対処し、農業所得の向上を図っていくためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて、一層の高品質化や低コスト化はもとより、農産物の価値が更に高まるよう、その一つ一つを磨き上げ、ブランド化を図りながら、世界に誇れる、競争力のある農産物づくりを進めていく必要があります。

#### 【取組方針】

##### 園芸

高品質な農産物の安定供給といった市場や消費地のニーズを意識しつつ経営改善を図るため、革新的技術の開発・導入による飛躍的な品質・収量の向上や、特徴が際立つ多彩な品目の導入、さらには、省エネ・省力化技術の普及や契約栽培の拡大などを進め、収益性の高い園芸農業の確立を図ります。【指標1】【指標2】

##### 畜産

国内市場をはじめ、海外市場やインバウンド需要も視野に入れて、「佐賀牛」をはじめとする特徴が際立つ高品質な畜産物づくりや生産基盤の強化に取り組むとともに、省力化・低コスト化等による経営の安定化を推進します。【指標3】

##### 米・麦・大豆

地域の特色を生かした多彩な作物の生産拡大による水田フル活用の推進を基本として、「さがびより」などの主食用米に加え、需要のある「酒造好適米」や「飼料用米」の生産に積極的に取り組むとともに、米、麦、大豆それぞれの特徴が際立つ高品質・低コスト生産を推進します。【指標4】

##### 安心・安全な農産物の生産システムの推進

農薬等の使用履歴記帳の徹底や、農産物の安全性など生産工程を「見える化」するGAP(農業生産工程管理)<sup>( )</sup>の取組推進、環境保全型農業の推進、米や牛肉のトレーサビリティ・システム<sup>( )</sup>の確実な実施などにより、食の安全と消費者の信頼確保に努めます。

##### 新品種・新技術の開発・普及

稼げる農業の確立に向けて、生産現場が直面する課題を速やかに解決する新品種・新技術の開発に最優先に取り組み、その普及を進め、将来を見据えた中長期的な視点で取り組むべき研究開発についても着実に推進します。

## [ 主な具体的取組 ]

### 園芸

- ・統合環境制御技術などの革新的技術や優良品種の開発・普及
- ・特徴ある「こだわりの園芸作物」など他産地にはないキラッと光る農産物づくりの推進
- ・ハウス施設や省力化機械、脱石油・省石油機械・装置の整備等による経営規模の拡大、低コスト化等の推進
- ・加工適正に優れた品種の導入や取引先の開拓などによる契約栽培の拡大

### 畜産

- ・飼料給与技術の改善や家畜の改良等による生産性向上の推進
- ・繁殖農家の規模拡大や肥育農家の一貫経営への取組の推進
- ・キャトルステーション<sup>( )</sup>やブリーディングステーション<sup>( )</sup>の整備推進
- ・肥育牛の短期生産技術の確立・普及
- ・乳用後継牛の確保推進
- ・輸出対応型食肉センターの整備推進
- ・悪性の家畜伝染病防疫対策の徹底

### 米・麦・大豆

- ・高品質を基本として、こだわりや物語のある米など消費者・実需者<sup>( )</sup>から選ばれる米・麦・大豆づくりの推進
- ・低コスト・省力化や安定生産に向けた水稻の短期育苗苗技術や直播栽培技術、大豆の不耕起栽培技術などの新技術の導入促進

### 安心・安全な農産物の生産システムの推進

- ・研修会における啓発や農薬使用状況調査等による栽培履歴記帳の徹底と農薬等の適正使用の推進
- ・国のガイドラインに準拠した佐賀県 GAP（改訂版）の県内産地や部会への導入及び普及拡大
- ・GAP に取組む産地や部会を支援するため、専門技術員や普及員等指導者の育成、スキルアップ
- ・オリパラ東京大会に県 GAP に取り組む県産農産物の提供を実現するため、県における第三者確認機関の設置
- ・米や牛肉のトレーサビリティ・システム<sup>( )</sup>関連法の遵守の徹底
- ・たい肥や麦わら等地域の有機物資源の有効利用などの環境保全型農業の取組推進

### 新品種・新技術の開発・普及

- ・生産現場が直面する課題を速やかに解決する新技術、新品種の開発・普及
- ・中長期的な視点で推進すべき研究開発の推進
- ・効率的・効果的な試験研究の推進と、研究成果の速やかな普及

## 【指標】

指標 1：いちごの 10 アール当たり収量について、平成 30 年度までに 4,500kg/10a とすることを目指します。

指標 2：高品質みかん「さが美人」<sup>( )</sup>等の生産割合について、平成 30 年度までに 33%とすることを目指します。

指標 3：肥育素牛の県内自給率について、平成 30 年度までに 26%とすることを目指します。

指標 4：水稻の 10 アール当たり生産費<sup>( )</sup>について、平成 30 年度までに府県順位で少ない順から 3 位とすることを目指します。

| 指標名                           | 単位       | 現状            | 目標         |            |            |            |
|-------------------------------|----------|---------------|------------|------------|------------|------------|
|                               |          | H26年度         | H27年度      | H28年度      | H29年度      | H30年度      |
| 指標1<br>いちごの10アール<br>当たり収量     | kg/10a   | 3,955         | 4,200      | 4,300      | 4,400      | 4,500      |
| 指標2<br>高品質みかん「さが<br>美人」等の生産割合 | %        | 23            | 30         | 31         | 32         | 33         |
| 指標3<br>肥育素牛の<br>県内自給率         | %        | 22.9<br>(H25) | 23.5       | 24.0       | 25.0       | 26.0       |
| 指標4<br>水稲の10アール当<br>たり生産費     | 府県<br>順位 | 5<br>(H25)    | 5<br>(H26) | 4<br>(H27) | 4<br>(H28) | 3<br>(H29) |

指標1、2：園芸課調べ

指標3：畜産課調べ

指標4：農林水産省調べ（米生産費調査）

#### GAP（農業生産工程管理）

農業生産工程管理と訳され、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

#### トレーサビリティ・システム

生産、処理・加工、流通・販売等の各段階における食品（農産物）に関する情報（例えば、農薬散布履歴や添加物の使用状況など）を追求し、遡及できるシステム。

#### キャトルステーション

農協等が繁殖農家で生産された子牛を預かり、子牛市場に出荷するまでの期間を一括して育てるための施設。

#### ブリーディングステーション

受胎率向上を図るため農協等が繁殖雌牛を預かり、人工授精、妊娠確認後農家へ返すための施設。

#### 実需者

米の卸売業者や小麦の製粉会社、豆腐製造業者など米・麦・大豆を取り扱う流通業者や加工製造業者。

#### 水稲の10アール当たり生産費

水稲を水田10アールで生産するのに要する経費。ここでは、物財費と労働費から副産物価額を差し引いた副産物価額差引生産費（支払地代、自作地地代等を含まない）を用いている。



## 4 豊かさ好循環の産業 さが (2) 農業

### 次世代の担い手の確保・育成

【担当課】農産課、生産者支援課、園芸課、畜産課

#### 【目指す将来像】

農業の内外からの優秀な人材が、優れた経営感覚を備えた地域農業の担い手として育成され、主体性と創意工夫を発揮し、将来に展望を持って意欲的に経営発展に取り組んでいる。

#### 【課題・対応】

人口減少や高齢化等の進行により担い手農家等の減少が続いていることから、将来にわたって佐賀県農業を支える担い手の確保・育成が必要です。【指標1】【指標2】【指標3】

平坦地域では、農地は担い手に集積しているものの、個々の担い手の農地は分散しており、中山間地域では農地や農作業の受け皿となる担い手が少なく、耕作放棄地が増加しています。また、生産性を上げていくため、水田のフル活用を更に進めていく必要があります。【指標4】

#### 【取組方針】

市町・農業団体等のもとより、地域の生産部会や先進農家などと一体的に、意欲ある新規就農者の確保を推進します。【指標1 - 1】

佐賀県農業の持続的発展のため、農業法人や雇用型経営など、経営力のある担い手を育成します。

#### 【指標1 - 1】

農地の効率的な利用や集積を促進します。【指標4 - 1】

#### [主な具体的取組]

##### 意欲ある新規就農者の確保

- ・市町・農業団体等の連携により、新規学卒をはじめ、UJI ターン、新規参入など幅広い就農ルートから数多くの新規就農者の確保
- ・市町や農業団体など地域が主体となって新規就農者を確保・育成するシステム（トレーニングファーム）の整備支援等、“農の夢” 応援プロジェクトの展開
- ・新規就農者の定着支援

##### 経営力のある担い手の育成

- ・集落営農組織の経営発展や法人化等の推進
- ・大規模経営農家、青年農業者、女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化など企業的な農業経営の展開に関する研修（スキルアップ研修）等の実施

##### 農地の効率的な利用・集積

- ・農地中間管理機構を活用した、担い手への農地の集積・集約の推進
- ・農作業受託組織の育成による、農作業の集積の推進
- ・耕作放棄地の発生防止や再生利用の推進
- ・多彩な作物等の作付の推進

#### 【指標】

指標1：新規就農者数について、平成30年度までに年間180人確保することを目指します。

指標1 - 1：モデル的なトレーニングファーム（ ）を整備する地区について、平成28年度以降、

毎年1地区増やすことを目指します。

指標1 - : 雇用型経営体( )について、平成30年度までに新たに3経営体育成することを目指します。

指標2 : 法人組織に移行する集落営農組織数について、平成30年度までに244組織を増やすことを目指します。

指標3 : スキルアップ研修修了者について、平成27年度は10人、平成28年度からは毎年20人とすることを目指します。

指標4 : 水田の耕地利用率の全国順位について、1位を維持することを目指します。

指標4 - : 担い手への農地集積の割合について、平成30年度までに73.8%を増やすことを目指します。

| 指標名                                       | 単位       | 現状         |            |            |            |            | 目標 |  |  |  |  |
|---|----------|------------|------------|------------|------------|------------|----|--|--|--|--|
|   |          | H26年度      | H27年度      | H28年度      | H29年度      | H30年度      |    |  |  |  |  |
| 指標1<br>新規就農者数                             | 人        | 170        | 170        | 175        | 175        | 180        |    |  |  |  |  |
| 指標1 -<br>モデル的なトレーニングファームを整備する地区           | 地区       | -          | -          | 1          | 1          | 1          |    |  |  |  |  |
| 指標1 -<br>新たに育成する雇用型経営体                    | 経営体      | -          | -          | -          | -          | 3          |    |  |  |  |  |
| 指標2<br>法人組織に移行する集落営農組織数                   | 組織       | -          | (現状)<br>62 | 134        | 194        | 244        |    |  |  |  |  |
| 指標3<br>スキルアップ研修修了者                        | 人        | -          | 10         | 20         | 20         | 20         |    |  |  |  |  |
| 指標4<br>水田の耕地利用率の全国順位<br>(作付延べ面積/<br>水田面積) | 全国<br>順位 | 1<br>(H25) | 1<br>(H26) | 1<br>(H27) | 1<br>(H28) | 1<br>(H29) |    |  |  |  |  |
| 指標4 -<br>担い手への農地集積率                       | %        | 69.1       | 70.2       | 71.4       | 72.6       | 73.8       |    |  |  |  |  |

指標1の現状は、H22年調査からH26年調査の5か年平均

指標1、1 - 、1 - 、2、3、4 - : 農産課調べ  
指標4 : 農林水産省調べ(耕地及び作付面積統計)

#### トレーニングファーム

市町やJA、生産部会など地域が主体となって、就農希望者の募集から研修、就農まで一体的に支援する担い手育成システム。

#### 雇用型経営体

雇用を入れて農業経営を行う経営体又は雇用を入れた農業経営を目指す経営体。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (2) 農業

### さが農村の魅力アップ

【担当課】 農政企画課、生産者支援課、ものづくり産業課、流通・通商課、農産課、園芸課、畜産課、農山漁村課、農地整備課

#### 【目指す将来像】

佐賀の農村の魅力が磨き上げられ、その魅力を体感することを目的に農村を訪れる人が増加し、交流が活発化している。

また、中山間地域等でも生産が維持され、生き活きと農業が行われている。

#### 【課題・対応】

農業者の高齢化や担い手の減少、農産物価格の伸び悩みなどにより、農村地域の活力の低下が危惧される中で、農村の活性化と農村地域での所得の確保を図っていくためには、農産物直売所等を活用したグリーン・ツーリズムによる農村地域への交流人口の拡大などを進めていく必要があります。

また、今後、農業者の高齢化等が一層進むことにより、中山間地域等において農業生産の継続が困難な集落等がでてくることも危惧される中で、農業生産の維持及び農業所得の向上に向けた取組を各地域の実情に応じて進めていく必要があります。

#### 【取組方針】

地域特産物づくりや農村ビジネスへの取組拡大等により、佐賀の農村の魅力アップを推進します。

#### 【指標1】

地域農業の受け皿づくりや農地の確保など農業生産や農地・農業用施設等の維持・保全に向けた取組や、イノシシなど有害鳥獣対策等を推進します。【指標2、3】

生産性の効率化や地域の特性を活かした農産物の生産などによる農業所得の向上に向けた取組を推進します。

魅力ある農村のベースとして、競争力のある農産物づくりとブランド力の強化、担い手の確保等を引き続き推進していきます。

#### [主な具体的取組]

##### 農村の魅力アップ

- ・新たな特産物づくりを推進するための新規品目の導入や6次産業化・農商工連携・捕獲鳥獣の有効活用等の取組への支援
- ・農村の魅力アップを図るための、農産物直売所の高機能化（体験農園の併設等）や農家レストラン、観光農園、農家民宿等の農村ビジネスへの支援
- ・佐賀の農村のファンづくりのための、佐賀の農作物や農業、農村に関する情報の発信やPR
- ・農村部への交流人口の拡大を図るための、福岡都市圏の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけ

##### 農業・農村の維持と保全

- ・水路や農道等の維持・保全を図るための地域ぐるみの共同活動を支援する多面的機能支払制度の活用促進
- ・中山間地域等の条件不利地域で農業生産を維持するための、中山間地域等直接支払制度の活用促進や、中山間地域における担い手の確保
- ・快適で安全・安心な農村環境づくりのための、集落内道路や集落内水路等の農村環境の整備

- ・イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害等を軽減するための、集落に近づけない「棲み分け対策」や、ワイヤーメッシュ柵の整備等の「侵入防止対策」、生息密度を下げる「捕獲対策」の推進
- ・中山間地域における農業生産の維持や農業所得の向上などの取組を進める地区の活動支援

【指標】

指標 1：県内の「道の駅（現在 8 カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数について、平成 30 年度までに 3%増やし、273 万人とすることを目指します。

指標 2：多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度への取組面積について、平成 30 年度まで 43,000ha 程度を維持することを目指します。

指標 3：有害鳥獣による農作物被害額について、平成 30 年度までに 1.5 億円に減らすことを目指します。

| 指標名                                       | 単位 | 現状           | 目標           |              |              |              |
|---|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|   |    | H26 年度       | H27 年度       | H28 年度       | H29 年度       | H30 年度       |
| 指標 1<br>県内の「道の駅（現在 8 カ所）」等の主要農産物直売所への来場者数 | 万人 | 265<br>(H25) | 266          | 268          | 270          | 273          |
| 指標 2<br>多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の取組面積       | ha | 43,716       | 43,000<br>程度 | 43,000<br>程度 | 43,000<br>程度 | 43,000<br>程度 |
| 指標 3<br>有害鳥獣による農作物被害額                     | 億円 | 2.0<br>(H25) | 1.9          | 1.8          | 1.7          | 1.5          |

指標 1：農政企画課調べ

指標 2、3：生産者支援課調べ

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (2) 農業

### 農業生産を支える生産基盤づくり

【担当課】農地整備課、農山漁村課

#### 【目指す将来像】

効率的かつ安定的な営農が可能となる農業生産基盤の整備が進むとともに、農業用施設が適正に維持管理され、担い手等( )を中心とした地域農業が展開されている。

#### 【課題・対応】

意欲ある担い手を中心とした地域農業を展開するためには、生産性を高める農業生産基盤の整備を進める必要があります。

その中でも、農業用水については、安定的な農業用水の確保が可能となった地域が広がっていますが、いまだに用水が不足している地域があるため、引き続き対策工事の実施が必要です。【指標1】

また、農地については、中山間地域をはじめとして、いまだに農業生産性の低い農地が残っており、効率的で安定的な農業経営が出来ない地域があるため、整備を進める必要があります。とりわけ、人口減少・高齢化などの社会情勢の変化にともない都市計画の見直しが行われ、市街地周辺の農地の整備が取り残されているため、早急な農業生産基盤の整備が必要です。【指標2】

なお、これまでに土地改良事業で造成した農業水利施設は、老朽化により機能低下を来し、維持管理に係る労力や経費が増加しつつあります。このため、適切な時期に施設の補修が必要です。【指標3】

#### 【取組方針】

農業用水の安定的な確保を推進します。

農作物の生産性の向上に資する農地の整備を行います。

農業水利施設の機能を効率的に保全するため、施設の長寿命化( )に向けた対策を推進します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ 農業用水の確保に必要な用水路、揚水機場など農業水利施設の整備
- ・ 農地集積に必要な農地の区画整理や暗渠排水等の営農条件の整備
- ・ 法面崩壊により機能低下した農業用排水路の整備
- ・ 生産基盤整備に係る農家負担の軽減
- ・ 農業用のダム、用排水路、揚水機場、排水機場など、農業水利施設の整備・補修
- ・ 農業水利施設の管理体制の強化

#### 【指標】

指標1：現状において安定的な農業用水の確保が困難な農地( 現在、国・県営かんがい排水事業実施地区の総受益面積 )のうち、農業用水の配水が可能となる面積の割合について、平成30年度までに60%(901ha)とすることを目指します。( 国営事業+県営事業 )

指標2：県営ほ場整備事業で、現在 事業実施中及び今後実施予定地区の整備済み面積の割合について、平成30年度までに57%(117ha)とすることを目指します。( 県営事業のみ )

指標3：現状において維持・補修等の対策が必要と判断された( 機能保全計画策定済みの )農業水利施設のうち、整備が完了する施設の割合について、平成30年度までに42%(10施設)とすることを目指します。( 県営事業のみ )

| 指標名                                  | 単位        | 現状          | 目標          |             |             |             |
|--------------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                      |           | H26年度       | H27年度       | H28年度       | H29年度       | H30年度       |
| 指標1<br>農業用水施設の整備<br>により配水可能とな<br>る面積 | %<br>(ha) | 22<br>(332) | 31<br>(473) | 41<br>(611) | 50<br>(748) | 60<br>(901) |
| 指標2<br>ほ場整備の整備面積                     | %<br>(ha) | 0<br>(0)    | 21<br>(43)  | 33<br>(68)  | 45<br>(92)  | 57<br>(117) |
| 指標3<br>長寿命化対策の実施<br>箇所数              | %<br>(施設) | 4<br>(1)    | 8<br>(2)    | 17<br>(4)   | 29<br>(7)   | 42<br>(10)  |

農地整備課調べ

#### 担い手等

効率的かつ安定的な農業経営の目標等を定めた市町の基本構想に基づき、市町から農業経営改善計画を認定された意欲と能力のある農業者（認定農業者）や地域の農用地の利用集積目標を定め、経理の一元化を行い、農業生産法人化計画を有する農作業受託組織（地域（集落）営農組織）

#### 長寿命化（農業水利施設）

施設の機能診断に基づき、早めの補修・補強等の機能保全対策を実施することで、施設の寿命を延ばすこと。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (3) 林業

### 森林資源の循環利用の推進

【担当課】林業課、森林整備課、農山漁村課

#### 【目指す将来像】

豊かな人工林資源を有する森林において、計画的で効率的な木材生産が行われるとともに、新たな分野を含む多様な木材利用や、森林資源の循環利用が進んでいる。

#### 【課題・対応】

県内の森林の約8割が利用可能な時期を迎えていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化により森林所有者の経営意欲が低下し、県内の林業生産活動は停滞しています。一方、新たな建築資材や木質バイオマス燃料等ニーズの多様化により、県産木材の需要拡大が見込まれることから、充実した森林資源の利用を推進する必要があります。【指標1】【指標2】

さらに、森林所有者の短期の収入源となる特用林産物の生産振興が必要です。

#### 【取組方針】

主伐から植林までの一貫作業システムの導入などにより、県産木材の生産拡大を推進します。【指標1 - 】

住宅の木造化や間伐材の利用などにより、県産木材の需要拡大を推進します。【指標2 - 】【指標2 - 】

しいたけやたけのこなどの特用林産物の生産拡大を図ります。

#### [主な具体的取組]

##### 県産木材の生産拡大

- ・森林所有者等に対する森林地理情報システムを活用した情報提供や森林経営計画の作成支援
- ・森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械、コンテナ苗や次世代精英樹、一貫作業システムの導入等による木材生産コスト及び育林コストの低減
- ・主伐後の再造林や低質材の搬出に対する支援による主伐及び搬出間伐の促進
- ・森林施業の集約化を行う森林施業プランナーや森林作業道の整備を行うオペレーター等林業担い手の育成

##### 県産木材の需要拡大

- ・品質、価格の安定した製材品供給のための人工乾燥木材及び天然乾燥木材の生産体制の強化
- ・製材品の規格統一化や製材工場のネットワーク構築への支援
- ・民間住宅や公共的施設等の木造化に対する支援
- ・クリーク護岸整備への間伐材等の利用推進
- ・ムクボード、木質バイオマス燃料等の新たな分野への利用推進

##### 特用林産物の生産拡大

- ・しいたけ、たけのこ、さかきなどの特用林産物の生産に必要な機械・施設等の整備に対する支援
- ・生産者の育成・確保のための研修会等の実施

#### 【指標】

指標1：県産木材の生産量について、平成30年度までに174千m<sup>3</sup>とすることを目指します。

指標 1 - :主伐等において低コスト生産体制づくりに取り組む林業事業体数(累計)について、平成 30 年度までに 10 事業体とすることを目指します。

指標 2 : 県産木材の消費量について、平成 30 年度までに 92 千 m<sup>3</sup> とすることを目指します。

指標 2 - :「佐賀県産木材」地産地消の応援団 のうち大工・工務店の登録数について、平成 30 年度までに 70 社とすることを目指します。

指標 2 - : クリークの護岸整備による間伐材等の利用量(累計)について、平成 30 年度までに 77.7 千 m<sup>3</sup> とすることを目指します。

| 指標名   | 単位               | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |                  | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>県産木材の生産量                                    | 千 m <sup>3</sup> | 150    | 156    | 162    | 168    | 174    |
| 指標 1 -<br>主伐等において低<br>コスト生産体制づ<br>くりに取り組む林<br>業事業体数 | 事業体              | -      | 2      | 6      | 10     | 10     |
| 指標 2<br>県産木材の消費量                                    | 千 m <sup>3</sup> | 70     | 75     | 80     | 86     | 92     |
| 指標 2 -<br>「佐賀県産木材」<br>地産地消の応援団<br>のうち大工・工務<br>店の登録数 | 社                | 23     | 30     | 45     | 60     | 70     |
| 指標 2 -<br>クリークの護岸整<br>備による間伐材等<br>の利用量(累計)          | 千 m <sup>3</sup> | 34.5   | 45.3   | 56.1   | 66.9   | 77.7   |

指標 1、1 - 、2、2 - : 林業課調べ  
指標 2 - : 農山漁村課調べ

#### 森林経営計画

森林所有者や森林経営の委託を受けた者が立てる伐採、植林、保育(下刈り、間伐等)等の5年間の計画。

#### 森林施業の集約化

隣接する複数の森林所有者の林地をとりまとめて一体的に間伐等を実施すること。

#### コンテナ苗

コンテナ容器を使って育てた根鉢(土)付きの苗木。

#### 次世代精英樹

従来品種より成長や強度が優れ、地球温暖化防止や花粉症対策にも有効な次世代のスギ・ヒノキの優良品種。

#### ムクボード

住宅の床や壁などに使用されるスギ又はヒノキの板を接着させたボード。

#### 「佐賀県産木材」地産地消の応援団

県内の丸太生産者や製材工場、家具・建具製造工場、木材店、大工・工務店、建築士、企業等から成り、県産木材の積極的な PR や需要拡大を進める団体。



## 4 豊かさ好循環の産業 さが (4) 水産業

### 活力ある水産業の展開

【担当課】水産課、生産者支援課、流通・通商課、農山漁村課

#### 【目指す将来像】

玄海では、水産資源や養殖生産物が安定的に確保されるとともに、漁船漁業と養殖業などを複合的に営む漁家が増加している。

また、有明海では、水産資源が回復するとともに、ノリ養殖業については、引き続き“生産額日本一”の地位を確保している。

このように、両海域とも活力ある水産業が展開され、漁村が元気になっている。

#### 【課題・対応】

玄海では、魚離れなどにより魚価が低迷し、漁船漁業の収益性が低下しているため、唐津沿岸物市場の販売力の強化や、漁業者（グループ）による6次産業化や経営多角化<sup>( )</sup>の推進が必要です。また、高齢化等により漁業者が減少しているため、新規就業者の確保と、地域の受入体制の整備が必要です。さらに、藻場の食害等により漁場機能が低下していることから、天然藻場の回復も必要です。

#### 【指標1】【指標2】【指標3】

有明海では、漁場環境の悪化により、ノリの色落ち<sup>( )</sup>や貝類の大量斃死が発生しているため、漁業者が実感できるような資源回復などが必要です。【指標4】【指標5】

#### 【取組方針】

漁業経営の安定が図られるように、儲かる漁業を推進します。

担い手の確保・育成を推進します。

漁業地域の中核である漁協の経営基盤の強化を支援します。

安全で効率的な漁港施設の整備を推進します。

漁場機能の改善や水産資源の回復、養殖業の振興を図ります。

#### [ 主な具体的取組 ]

##### 儲かる漁業の推進

- ・ 地域資源を活用した水産物の付加価値向上や経営の多角化による地域の中核となるような新たな儲かる漁業の取組支援
- ・ 販路の開拓やブランド力の向上、魅力ある加工品づくりに対する支援
- ・ 生産コストの低減、就労環境の改善のための共同利用施設などの整備支援
- ・ 燃油高騰に対する国の支援事業（漁業経営セーフティネット構築事業）の活用推進

##### 担い手の確保・育成

- ・ 漁業後継者の経営力・技術力の向上に向けた高等水産講習所における漁業経営や技術に関する研修の充実
- ・ 新規学卒やUJIターンなどの新規就業者の確保に向けて、県内における受け皿づくりの整備推進
- ・ 国の支援事業（青年就業準備給付金、就業・定着促進支援等）や県の支援事業（就業体験、学び働く給付金等）の活用推進

##### 漁協の経営基盤の強化

- ・ 漁業協同組合の基盤強化や漁業振興事業への支援、漁協運営に関する指導

漁港施設の整備

- ・安全で効率的な漁業活動を行うための漁港施設（物揚場（ ）、浮棧橋（ ）、泊地（ ）等）の整備推進
- ・漁港施設に関する機能保全計画の策定と機能保全対策の実施
- ・漁港漁村における防災減災対策の実施

漁場改善、資源回復、養殖業の振興

- ・漁業者自ら行う環境保全の取組と連携した藻場機能の回復のための取組
- ・海底耕耘（ ）や作漥（ ）、貝殻散布耕耘（ ）などの貝類資源を回復させるための取組
- ・海域特性に適応した養殖魚種の開発や、養殖コストの削減などの試験研究の推進
- ・養殖ノリの色落ち被害対策や、貝類資源の回復に向けた技術開発の推進

【指標】

指標 1 :新たに経営の多角化に取り組む件数について、毎年 4 件以上創出することを目指します。

指標 2 : 玄海地区の漁業新規就業者の数について、毎年 10 人以上確保することを目指します。

指標 3 : 玄海における磯根資源（ウニ、アワビ、サザエ）の漁獲量について、平成 30 年度までに 250 トンとすることを目指します。（暦年）

指標 4 : 有明海におけるノリ養殖生産額の全国順位について、平成 30 年度まで 1 位を維持することを目指します。

指標 5 : 有明海における貝類の漁獲量について、平成 30 年までに 4,000 トンとすることを目指します。（暦年）<再掲>

| 指標名                                    | 単位   | 現状     | 目標     |        |        |        |  |
|--|------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|  |      | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |  |
| 指標 1<br>新たに経営の多角化に取り組む件数               | 件    | 5      | 4      | 4      | 4      | 4      |  |
| 指標 2<br>玄海地区の新規漁業就業者数                  | 人    | 5      | 10     | 10     | 10     | 10     |  |
| 指標 3<br>玄海における磯根資源(ウニ、アワビ、サザエ)の漁獲量(暦年) | トン   | 211    | 232    | 238    | 244    | 250    |  |
| 指標 4<br>ノリ養殖生産額                        | 全国順位 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |  |
| 指標 5<br>有明海における貝類の漁獲量(暦年)              | トン   | 1,775  | 2,920  | 3,280  | 3,640  | 4,000  |  |

指標 1、2、3、5 : 水産課調べ

指標 4 : 全国漁連のり事業推進協議会調べ

## 経営の多角化

漁業者が生産や漁獲以外の販売や加工なども行うことで経営の柱を1本だけでなく複数もつことにより収益の向上や経営の安定化を目指す経営形態。

## 色落ち

植物プランクトンの増殖に伴い海水中の栄養分が不足して、養殖ノリが退色し品質が著しく低下する現象。

## 物揚場（ものあげば）

船舶を接岸して貨物の積卸しや乗降ができる施設。

## 泊地（はくち）

船舶が安全に停泊するための水域のこと。

## 浮棧橋（うきさんばし）

船舶を接岸して貨物の積卸しや乗降ができる施設のうち、潮位の干満差により生じる海面の高さの変化に影響されないように水上に箱状の浮体を浮かべ陸域に連結したもの。

## 海底耕耘（かいていこううん）

漁船などで、鉄製のカギ爪を引き回して海底を耕す底質改善手法の一つ。

## 作漥（さくれい）

浅い砂泥域に漥を掘ることにより、周辺の水の流れを促進させ、海水交換を活発にし、底質に浮泥が堆積することを防ぐようにする技術。

## 貝殻散布耕耘（かいがらさんぷこううん）

細かく砕いた貝殻を海底に散布して、底泥に混ぜ込むことにより、底質を改善し、タイラギ稚貝の着底を促進させる技術。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業

### 企業誘致の推進

【担当課】企業立地課、コスメティック構想推進室

#### 【目指す将来像】

本県の成長をリードする多様な企業が立地し、県内で働く若者が増えてきている。

また、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に、美と健康に関するコスメティック産業が集積し、アジアのコスメティック産業の拠点となっている。

#### 【課題・対応】

本県の強みである「人財」「自然災害の少なさ」「交通アクセス」等を前面に打ち出した誘致活動を展開にすることにより、目標を上回る状況で企業の立地が進んでいますが、高校生や大学生等の若者の雇用の受け皿が十分でないことなどから、若者の多くが県外に流出しています。そのため、若者の雇用の受け皿となる企業誘致を推進する必要があります。【指標1】【指標2】

また、既存の工業団地をはじめ、企業立地スペースが不足してきており、市町と連携した企業誘致のための環境整備（新たな工業団地の整備やオフィススペースの創出）を推進する必要があります。

コスメティック産業の集積等を目指すコスメティック構想<sup>( )</sup>においては、構想を推進する中核組織「ジャパン・コスメティックセンター(JCC)<sup>( )</sup>」の会員企業の増加やフランスのコスメティックバレー(CV)<sup>( )</sup>をはじめとする協力連携協定を締結した化粧品産業団体との友好関係の進展に伴い、ビジネスの加速化が求められており、具体的な成約実績を重ねていくことが必要です。また、県内の豊富な地産素材を活用した天然由来成分の原料化粧化粧品化、産学官連携での研究開発に継続的に取り組む必要があります。【指標3】【指標4】

#### 【取組方針】

若者の雇用の受け皿を確保するため、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の地元就職やUJIターンを誘引するような、本県の成長をリードする企業を誘致します。

企業立地のスペースを確保するため、大規模開発が可能な適地を調査するとともに、市町と連携した新たな工業団地の整備やオフィススペースの創出を推進します。

「アジアのコスメティックの拠点」「環境整備」の実現に向け、ビジネス交流・支援事業等に取り組みます。

「天然由来原料の供給地」の実現に向け、地域資源活用事業、産学連携支援事業等に取り組みます。

「コスメティック関連産業の集積」の実現に向け、企業等立地促進事業等に取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・本県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野（コスメティック構想や6次産業）経済波及効果の高い産業分野などの企業誘致
- ・外資系企業の誘致
- ・本社機能の移転やITなどの事務系企業の誘致
- ・本県の強み等の計画的・戦略的な情報発信
- ・事務系（IT、BPO等）誘致の受け皿となるオフィススペースの創出の推進
- ・新たな工業団地の整備の推進

- ・フランスのコスメティックパレー（CV）など協力連携協定を締結した化粧品団体との商談会の実施、展示会の相互出展
- ・JCC 会員企業同士のマッチングの場を設けるなどの JCC の取組支援
- ・天然由来原料の探求・開発における産学官連携の研究開発
- ・コスメティック関連企業等の立地促進

#### 【指標】

指標 1：企業誘致による正社員雇用について、毎年度 600 人創出することを目指します。

指標 2：企業誘致数について、毎年 15 件、平成 30 年度までに 60 件とすることを目指します。

指標 3：ジャパン・コスメティックセンター（JCC）会員企業のビジネス取引（輸出入、JCC 会員企業間取引、原料取引（契約栽培））について、平成 30 年度までに 35 件とすることを目指します。

指標 4：コスメティック関連企業等の立地（製造業、物流業に加えて、「営業所・支店」「倉庫」「教育機関」「ラボ」等の開設など）について、平成 30 年度までに 7 件とすることを目指します。

| 指標名                             | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                 |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>企業誘致による正社員<br>雇用の創出数    | 人  | 312    | 600    | 600    | 600    | 600    |
| 指標 2<br>誘致した企業の件数               | 件  | 12     | 15     | 15     | 15     | 15     |
| 指標 3<br>JCC 会員企業のビジネス<br>取引（累計） | 件  | 1      | 5      | 15     | 25     | 35     |
| 指標 4<br>コスメティック関連企<br>業等の立地（累計） | 件  | 0      | 1      | 5      | 6      | 7      |

指標 1、2：企業立地課調べ

指標 3、4：コスメティック構想推進室調べ

#### コスメティック構想

フランスのコスメティックパレー（CV）と唐津市との協力連携協定（H25.4.12）を契機に、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積し、コスメティックに関連する天然由来原料の供給地となることを目標としている。中長期的にはアジアのコスメティック産業の拠点となることを目指している。

#### ジャパン・コスメティックセンター（JCC）

コスメティック構想を推進する産学官の連携組織。平成 25 年 11 月設立。事務局は唐津市にある。会員企業数は設立 1 年目で 100 社を超えた。

#### コスメティックパレー（CV）

世界最大級の化粧品関連産業集積地。フランス中部シャルトルを中心とした半径約 150 km 圏内に約 800 の企業、7 つの大学、約 200 の研究機関などが立地している。1994 年設立。事務局はシャルトルにある。会員企業数は約 320 社。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業

### チャレンジする企業や起業家の育成支援

【担当課】産業企画課、ものづくり産業課、流通課・通商課、農政企画課、水産課、経営支援課

#### 【目指す将来像】

県内の中小企業が新製品・新技術の開発や販路開拓、新たなサービスやビジネスモデルの確立、国際経済活動の展開など、活発な事業活動を行っている。

また、年齢、性別等に関係なく様々な層が、スタートアップ( )にチャレンジしている。

#### 【課題・対応】

県内経済の持続的な成長と発展には、その大勢を占める中小企業の振興が不可欠です。このうち、特にものづくり企業については、安価な海外製品との価格競争などに巻き込まれないよう、企業間連携や産学官金連携( )、研究機関の利活用促進などを通じてイノベーションを促す必要があります。【指標1】【指標2】

また、業種・業態を問わず多くの企業が本業の着実な推進のみならず、新事業展開や販路開拓等に取り組んでいますが、それらを確実な成果へとつなげるには、経営革新計画( )や経営力向上計画( )の策定などを通じて製品・サービス等はもとより、ビジネスプランやビジネスモデルを含めて磨き上げていく必要があります。【指標3】【指標4】

さらに、県内企業がこれからも継続、発展していくためには、AI・IoT( )等を活用し、生産性の向上・経営力向上や新たなサービス等の創出に取り組む必要があります。

加えて、本県では、就業・通学を通じた県外流出が九州各県と比較して突出して大きく、若年層の県外就業の割合が高いことから、県内で充実してきたIT・クリエイティブ( )産業の振興を通して、若年層に魅力的かつ多様な就業機会が提供され、県内での就業に繋げていく必要があります。【指標6】

一方、起業については、民間の施設やコミュニティなどの多様な環境が整備されてきましたが、依然として都市部と比べると十分ではありません。そのため今後も起業家や新興企業などへの「機会」の創出・充実等に取り組む必要があります。【指標7】

また、本県の豊富な地域資源を活かし付加価値を高める6次産業化( )については、現時点でビジネスにつながっている事例が少ない状況です。そのため、これまでの1次産業からの取組に加えて、「マーケットイン」の視点による商品開発や経営基盤強化のため、2次・3次産業の技術や販路、経営力を取り込み、6次産業化を推進していく必要があります。【指標8】【指標9】

さらに、グローバル化が一層進む中、県内企業の持続的な発展のためには、これまで以上に海外に目を向けるよう、それぞれの持つ「強み」を活かした展開を支援する必要があります。【指標10】

#### 【取組方針】

県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組むとともに、県内産業をリードする中核企業の創出を目指す。

事業環境の変化に対応し、新事業展開等に取り組む中小企業に対し、とりわけ意欲や独創性のある企業に対しては、ビジネスモデルをデザインするといった視点からビジネスプランのブラッシュアップや販路開拓の重点支援などを行います。

IT とデータやデザインの観点から県内の中小企業の ICT 導入とその高度利活用を促進し、生産工程の最適化などによる生産性向上や、製品等の高付加価値化と市場開拓・顧客創出を図ります。

#### 【指標 5】

AI・IoT 等を活用して、県内産業の生産性向上・経営力向上や新たなサービス等の創出を図るため、チャレンジする担い手の支援及び AI・IoT 等を活用した新たなサービス等の創出に向けた支援を行います。

IT・クリエイティブ関係の人材・企業について、相互の連携と競争の下、「ビジネスの高度化（縦への展開）」「他地域への応用（横への展開）」を進め、関連産業の飛躍と若者・女性への魅力的な就業機会創出を図ります。

地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベーター（ ）スペース「さがラボ」として機能するよう、機会の創出と場や人材の育成・支援に取り組んでいきます。

1 次産業（農林漁業者等）と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ 2 次産業（加工分野）や 3 次産業（流通・販売分野）の企業との連携を推進するとともに、企業側からの 6 次産業化も支援します。このため、佐賀 6 次産業化サポートセンターを中心とした 1 次産業（農林漁業者等）等の 6 次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。

また、市場の拡大が見込まれる健康関連分野においては、本県の豊富な農林水産物資源等を活用した高い付加価値を持つ機能性・健康食品の開発について、さが機能性・健康食品開発拠点を中心に集中して支援を行うとともに、同拠点の機能強化を図ります。

県内産業界、金融機関、県貿易協会、ジェトロ佐賀など県内の様々な関係機関との連携を図り、実務レベルでの支援や現地活動サポート、海外商談会への参加支援などを行います。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・関係者（地域産業支援センター、窯業技術センター、工業技術センター、産業企画課、ものづくり産業課）連携による総合支援
- ・企業連携による高付加価値製品の開発支援や、企業展への出展支援
- ・地域産業支援センターによる産学官連携コーディネート及び知的財産活用等の総合支援
- ・九州シンクロトロン光研究センターの機能向上・利活用促進
- ・経営革新計画等による新製品開発やビジネスプランのブラッシュアップ支援
- ・トライアル発注事業及び首都圏商談会等による販路開拓支援
- ・地域産業支援センター等における取引拡大、新製品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施
- ・データ&デザイン新市場創出事業の推進（データサイエンス（ ）及びクリエイティブの BtoB（ ）市場創出による県内企業の生産性及び付加価値の向上）
- ・産業スマート化センター（仮称）を設置し、チャレンジする担い手の育成等への支援
- ・実証フィールドを提供することによる新たなサービス等の創出に向けた支援
- ・IT・クリエイティブ関係の人材・企業への支援
- ・起業家・新興企業に対する機会の創出や起業支援者の育成支援
- ・創業等支援拠点活動促進事業による県内ベンチャー企業等への経営相談・改善支援
- ・6 次産業化サポートセンターを中心とした 6 次産業化の推進（相談、研修会、プランナー派遣等）
- ・農林漁業における経営の多角化や 2 次・3 次事業者が行う 6 次産業化の取組に対する支援
- ・さが機能性・健康食品開発拠点の機能強化及びコーディネータ等による支援
- ・未利用資源（ ）等についての活用策の検討
- ・貿易投資相談、海外ビジネス情報の提供
- ・国際経済活動に関する研究会開催
- ・海外経済ミッションの派遣、海外経済団体等の招聘
- ・ジェトロ事業を活用した専門家派遣支援

【指標】

指標 1：産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、平成 30 年度までに 66 件とすることを目指します。

指標 2：PR 効果の高い 4 大都市圏で開催される来場者 1 万人以上の企業展に新規出展する企業について、平成 30 年度までに 15 社育成することを目指します。

指標 3：経営革新計画<sup>( )</sup>の承認件数について、平成 28 年度までに年間 77 件とすることを旨します。

指標 4：経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画の認定件数について、平成 30 年度までに年間 150 件とすることを旨します。

指標 5：データやデザインを用いた経営課題の解決件数について、平成 28 年度まで毎年度 50 件とすることを旨します。

指標 6：佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数について、平成 30 年度までに 20 件とすることを旨します。

指標 7：県や支援機関が支援した創業件数について、平成 30 年度までに年間 150 件とすることを旨します。

指標 8：6 次産業化や機能性・健康食品の事業化について、平成 30 年度までに毎年前年比で 10% 増やし、22 件とすることを旨します。

指標 9：総合化事業計画の認定件数について、平成 30 年度までに 62 件（累計）とすることを旨します。

指標 10：海外ビジネス（製造業・サービス業）成約支援件数について、平成 30 年度までに 20 件とすることを旨します。

| 指標名                               | 単位 | 現状           | 目標     |        |        |        |
|-----------------------------------|----|--------------|--------|--------|--------|--------|
|                                   |    | H26 年度       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>産学官金の連携、研究開発による事業化件数      | 件  | 16           | 16     | 16     | 17     | 17     |
| 指標 2<br>4 大都市圏で開催される企業展に新規出展する企業数 | 社  | 13           | 2      | 3      | 5      | 5      |
| 指標 3<br>経営革新計画の承認件数               | 件  | 75           | 76     | 77     | -      | -      |
| 指標 4<br>経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画の認定件数 | 件  | 130<br>(H28) | -      | -      | 130    | 150    |
| 指標 5<br>データやデザインを用いた経営課題の解決件数     | 件  | 50           | 50     | 50     | --     | --     |



| 指標名   | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|   |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標6<br>佐賀県が支援をしたIT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数(累計) | 件  | -     | -     | 0     | 8     | 20    |
| 指標7<br>県や支援機関が支援した創業件数                            | 件  | 99    | 115   | 130   | 150   | 150   |
| 指標8<br>6次産業化や機能性・健康食品事業化件数                        | 件  | 15    | 16    | 18    | 20    | 22    |
| 指標9<br>総合化事業計画の認定件数(累計)                           | 件  | 18    | 25    | 35    | 48    | 62    |
| 指標10<br>海外ビジネス(製造業・サービス業)成約支援件数(累計)               | 件  | 4     | 5     | 10    | 15    | 20    |

指標1、2：ものづくり産業課調べ  
 指標3、4：中小企業庁調べ  
 指標5、6：産業企画課  
 指標7：佐賀県創業支援ネットワーク調べ  
 指標8：農政企画課・ものづくり産業課  
 指標9：農林水産省調べ(農林業センサス)  
 指標10：流通・通商課調べ

#### スタートアップ

起業・創業を指す言葉として、起業等もちろんのこと、より幅広く「新しい事業活動などに取り組む」という意味合いで使用。

#### 産官学金連携

産業界、学術研究機関、行政、金融機関の連携体制の構築・推進のこと。

#### 経営革新計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

#### 経営力向上計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社(本業部分)の経営力を向上するための事業計画を分野別の主務大臣に申請し、認定を受けることで、税制や金融の支援を受けられるもの。(申請書様式が2枚と簡便である)

#### IoT(「モノのインターネット」)

あらゆる「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することで、新たな付加価値を生み出すこと。

### クリエイティブ

デザイン、ライティング、WEB アプリ・コンテンツ制作、動画制作など、いわゆるクリエイターと呼ばれる人材の創造性や技能・技術が価値を生み、文化を形成し得るような産業分野のこと。

### BtoB

B to C（企業対消費者）市場に対するもので、企業間取引市場のこと。

### 6次産業化

農林漁業者（第1次産業）自らが、地域の農水産物を用いて、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）まで行うもので、これにより農林漁業者の所得向上と地域活性化が期待される。

### インキュベート

起業や創業などを志す者を入居させ、支援する施設で、一般的には安価なオフィススペースなどの提供、マネージャー等による相談・助言なども行われる。

### データサイエンス

数学、統計学、情報工学などの手段でデータを用いて現象の説明や解決策の提示を行うアプローチのこと。

### 未利用資源

利用用途がない、採算が合わないなどの理由でこれまで十分に活用されなかったり、廃棄等されてきたものを指しており、特にここでは農林水産業由来の未利用作物や未利用魚などのこと。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業

### 中小企業の経営基盤の強化

#### 【担当課】経営支援課

#### 【目指す将来像】

商工団体や金融機関等の支援機関が、事業計画策定などの経営支援や積極的な融資などの金融支援を行い、中小企業等による新事業展開や事業再生を後押ししている。

#### 【課題・対応】

中小企業等が多様化・複雑化する経営課題に対応するためには、商工団体や金融機関等の支援機関が連携していく必要があります。

特に、人口減少等による経済社会の構造的変化により、地域経済を支える中小企業等は、需要の低下、売上の減少等に直面しており、国内外との競争が進む中で中小企業等が競争を勝ち残っていくためには、新たな販路開拓の支援や中小企業等が有する技術・ノウハウ、人材等の経営資源（＝強み）の活用を推進する必要があります。

また、信用力の乏しい中小企業等に対し、各支援機関と行政が一体となり、金融支援と経営支援の一体的取組を推進するなど、成長支援に向けた金融の仕組み及び支援体制の構築を図る必要があります。

さらに、経営者の高齢化が進行する中、円滑に事業承継するためには、後継者の確保・養成や資産・負債の引継ぎ等、中長期にわたる事業承継対策を早期から計画的に取り組めるよう支援する必要があります。

#### 【取組方針】

商工団体の経営指導員をはじめとする職員の資質向上を図るとともに、商工団体が中核となって金融機関や公的機関等と連携して、多様化・複雑化する経営課題への対応や新たな事業活動等を地域ぐるみで支援します。【指標1】【指標2】

商工団体が中核となって他の支援機関と連携しながら伴走型で販路開拓を支援します。

中小企業等における経営資源を最大限に活用した経営を推進します。

経営環境の変化に即応した金融支援策を推進します。

事業承継についての課題を掘り起こし、様々な課題に応じて計画的・継続的にサポートできる体制を整え、事業者が計画的に事業承継対策に取り組めるよう支援します。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ 商工団体等における金融・税務等の相談・指導
- ・ 支援機関の連携による経営改善の支援
- ・ 新商品・新サービスの事業化に向けた支援
- ・ 商工団体による販路開拓の伴走型支援
- ・ 経営資源を活用した経営手法の普及啓発
- ・ 経営環境の変化に対応した金融支援施策の整備・充実
- ・ 事業承継に係る課題の解決に向けた支援
- ・ 事業継続計画（BCP）の普及に向けた支援

【指標】

指標 1：経営革新計画（ ）の承認件数について、平成 28 年度までに年間 77 件とすることを目指します。＜再掲＞

指標 2：経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画（ ）の認定件数について、平成 30 年度までに年間 150 件とすることを目指します。＜再掲＞

| 指標名                               | 単位 | 現状           | 目標     |        |        |        |
|-----------------------------------|----|--------------|--------|--------|--------|--------|
|                                   |    | H26 年度       | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>経営革新計画の承認件数               | 件  | 75           | 76     | 77     | -      | -      |
| 指標 2<br>経営革新計画の承認件数及び経営力向上計画の認定件数 | 件  | 130<br>(H28) | -      | -      | 130    | 150    |

中小企業庁調べ

経営革新計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

経営力向上計画

中小企業等経営強化法に定められた制度で、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社（本業部分）の経営力を向上するための事業計画を分野別の主務大臣に申請し、認定を受けることで、税制や金融の支援を受けられるもの。（申請書様式が 2 枚と簡便である）

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (5) 企業立地・商工業

### 魅力ある地域商業の創造

【担当課】経営支援課

#### 【目指す将来像】

若者・女性による新規出店や ICT（ ）活用による販売促進へのチャレンジなどが増えている。

また、消費者のライフスタイルに対応した魅力ある個性的なお店が増え、地域商業が活性化している。

#### 【課題・対応】

人口減少社会の進展に伴い、商業の担い手の減少やマーケットの縮小が進む中で、商店街やまちづくり団体への支援「まちづくり」に加えて、「ひとづくり」「しごとづくり」として商業サイドからの新たなアプローチにより、地域商業全般の活性化を図り、中小事業者の新規参入やレベルアップなど様々なチャレンジを促進する必要があります。

また、中心商店街は地域のお店の集積エリアではありますが、空き店舗等が増加しており、賑わいが失われています。しかし、この空き店舗を資産と前向きに捉え、魅力あるまちづくりを進め、商業面からのまちなかの賑わいづくりに取り組む必要があります。

さらに、社会情勢の変化に伴い、地域のお店に対し ICT を活用した販売促進への更なるチャレンジを促していくような施策の推進が必要です。【指標 1】

#### 【取組方針】

商店街やまちづくり団体への支援に加えて、「ひとづくり」「しごとづくり」として商業サイドからの新たなアプローチにより、地域商業全般の活性化を図ります。

地域が一体となって取り組むソフト事業等への支援や、空き店舗を資産と捉えた前向きな取組などにより、誰もが安全・安心に使うことができる商店街づくりへの支援をすすめていきます。

地域のお店や商店街が一体となって取り組むことで売上増につながるような消費喚起策を検討します。

地域のお店に対し、ICT を活用した販売促進への更なるチャレンジを促す施策を実施していきます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ EC（ネット通販）を含む新規出店や、ICT を活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性事業者を中心とした新たな世代の事業者への支援
- ・ 商店街やまちづくり団体が取り組む、空き店舗活用、セミナー、ソフト事業への支援
- ・ チャレンジショップ設置等による事業者育成への支援
- ・ 魅力ある商業空間づくりや店舗の集積、ネットワークの場の復活
- ・ 消費喚起策の検討
- ・ Wi-Fi 及び充電環境の整備への支援

#### 【指標】

指標 1：県の支援制度を活用した新規出店件数について、平成 30 年度までに 200 件とすることを目指します。

| 指標名                          | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                              |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>県の支援制度を活用<br>した新規出店件数 | 件  | -     | 50    | 50    | 50    | 50    |

経営支援課調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが

### (5) 企業立地・商工業

#### 伝統的地場産業の振興

【担当課】経営支援課、肥前さが幕末維新博事務局、国際課

#### 【目指す将来像】

伝統に裏打ちされた高度な技術力で、時代のトレンドを捉えた顧客に選ばれる商品が生み出され、産地のブランドが確立している。

また、伊万里・有田焼が世界的なブランドとして評価され、クリエイティブなまちとして、伊万里・有田焼産地のイメージが欧州を中心とした海外に広がっている。

#### 【課題・対応】

陶磁器、家具など本県を代表する伝統的地場産業は、生活様式の変化、長引く消費の低迷、低価格輸入品の影響などにより、伊万里・有田焼の売上高はピーク時（平成3年249億円）の約2割（平成25年42.5億円）、諸富家具の売上高は、ピーク時（平成5年249億円）の約3割（平成25年72.7億円）まで落ち込んでいます。

伝統的地場産業の産地が衰退することは、長年かけて築き上げてきた優れた地域資源（技術、人材、市場、情報や人脈等）を失い、地域の活力そのものを失うことになるため、産地の活性化が必要です。

#### 【指標1】【指標2】【指標3】

中でも、有田焼は2016年に創業400年を迎えますが、伊万里・有田焼産地の次の100年に向けた新たな発展をより確かなものにするための取組が必要です。

あわせて、伊万里・有田焼産地には、世界に誇れる資源があるため、国内外から多くの人々が訪れたいような空間づくりや仕組みづくりが必要です。

本県には現在13品目の県指定伝統的地場産品があり、それ以外にも特色ある伝統産品がありますが、伊万里・有田焼、唐津焼、諸富家具以外の県指定伝統的地場産品については、産地規模が小さく、認知度も低いことから、まずは認知度を向上させることが必要です。

#### 【取組方針】

伊万里・有田焼産地や唐津焼産地、諸富家具産地等において、ユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>の視点を含め、産地ならではの高い技術・デザインなどを活用した新製品の開発と海外を含む販路拡大、ICT<sup>( )</sup>等を活用した販売促進や産地ブランドの情報発信の取組を支援します。

有田焼創業400年（2016年）を機に、伊万里・有田焼の伝統を次世代に引き継ぐとともに、次の100年に向けた新たな発展につなげていくため、国内外でのブランディングと市場開拓に重点を置いた、有田焼創業400年事業に取り組みます。

有田焼創業400年事業終了後は、その成果を引き継ぐとともに、更に発展させるための新たな取組を実施します。

有田焼創業400年を機に、本県窯業の振興を図るため、佐賀大学との連携による有田窯業大学の4年制大学化に取り組みるとともに、伊万里・有田焼などの窯業技術者を育成します。

東京オリンピック・パラリンピック（2020年）開催に向け、伊万里・有田焼などの特徴を広く紹介し、その活用に向け取り組みます。

国・県指定伝統的地場産品をはじめとする県内の伝統工芸品の情報発信、販路開拓に取り組みます。

地域や市町と連携し、国内外から多くの人々が訪れたいくなるような空間づくりなどに取り組みます。

[ 主な具体的取組 ]

- ・商品開発や販路開拓の支援
- ・ICT 等を活用した販売促進や情報発信の支援
- ・有田焼創業 400 年事業の実施（「市場開拓」「産業基盤整備」「情報発信」の 3 つの柱による事業の実施、地元市町が主体となって取り組む事業の支援）
- ・有田焼創業 400 年事業の成果を踏まえた取組の実施
- ・有田窯業大学の佐賀大学（有田キャンパス）への移行
- ・伝統技術の継承と後継者育成等を目的とした「窯業人材育成事業」の実施
- ・東京オリンピック・パラリンピックでの伝統的地場製品の活用に係る関係機関への提案
- ・ICT 等を活用した国・県指定伝統的地場産品をはじめとする県内伝統工芸品の情報発信・販路開拓の支援

【指標】

指標 1：伊万里・有田焼産地の売上高について、平成 30 年までに 51.0 億円とすることを目指します。（暦年）

指標 2：伊万里・有田焼産地の輸出額について、平成 30 年までに 3.5 億円とすることを目指します。（暦年）

指標 3：諸富家具の売上高について、平成 30 年度までに 80 億円とすることを目指します。

| 指標名                           | 単位 | 現状            | 目標     |        |        |        |
|-------------------------------|----|---------------|--------|--------|--------|--------|
|                               |    | H26 年度        | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>伊万里・有田焼産地の<br>売上高（暦年） | 億円 | 43.6          | 47.0   | 48.3   | 50.0   | 51.0   |
| 指標 2<br>伊万里・有田焼産地の<br>輸出額（暦年） | 億円 | 0.5<br>(H25)  | 1.5    | 2.0    | 2.7    | 3.5    |
| 指標 3<br>諸富家具の売上高              | 億円 | 72.7<br>(H25) | 75.5   | 77     | 78.5   | 80     |

指標 1、3：経営支援課調べ

指標 2：経営支援課調べ（佐賀県貿易白書（一般陶磁器））

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。



## 4 豊かさ好循環の産業 さが (6) エネルギー

### エネルギー政策の推進

【担当課】新エネルギー産業課

#### 【目指す将来像】

海洋再生可能エネルギー<sup>( )</sup>をはじめとした再生可能エネルギーの導入が促進され、関連産業が集積している。

また、燃料電池自動車等の本格的な普及が始まり、県内企業が水素・燃料電池に関連する分野へ進出している。

#### 【課題・対応】

平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定されたエネルギー基本計画では、原子力発電が「重要なベースロード電源」と位置づけられ、あわせて、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」とされていることは、県としても理解できるところであり、中長期的には再生可能エネルギーの導入を促進させていく必要があると考えています。

再生可能エネルギーの普及に向けては、エネルギー賦存量、産業など本県の地域特性、固定価格買取制度の運用状況、不安定電源という特性等を踏まえ、施策を講じる必要があります。

具体的には、海洋再生可能エネルギーについては、風況賦存量の豊富な自然条件や国の実証フィールド<sup>( )</sup>、国内唯一の海洋エネルギーの研究開発機関（佐賀大学海洋エネルギー研究センター）の立地などの社会条件が整った本県の地域特性を活かし、実証フィールド（唐津市加部島沖）及びその周辺海域への、関連事業者の進出を促進させる取組が必要です。

また、小水力などその他の再生可能エネルギーについては、県内企業の市場への参入可能性等を判断しながら、的確に施策を推進し、産業を育てていく必要があります。

さらに、水素・燃料電池関連市場は、国内で 2030 年に 1 兆円程度に拡大するとの国の試算などもあり、将来性が期待できることから、県内企業の技術の付加価値を高めて同分野への進出を後押しするなどの取組が必要です。本県では、これまでも固体酸化物形燃料電池<sup>( )</sup>（SOFC）分野や燃料電池自動車（FCV）分野において研究開発や普及に向けた取組を進めてきましたが、特に FCV 分野においては、普及に向けた取組が中心で、産業政策としての展開が十分ではありませんでした。そのため、今後は、これまでの取組に加えて、FCV 関連分野を中心とする水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出の後押しを推進していく必要があります。

#### 【取組方針】

海洋再生可能エネルギーの実証フィールド及びその周辺海域へ関連事業者の進出を促進させ、その地域を中核拠点とし、海洋再生可能エネルギー関連産業の創出、地域活性化を目指します。【指標 1】

小水力などの再生可能エネルギーの産業化に向け、ビジネスモデルの構築に取り組みます。【指標 2】

県内企業の進出が可能な水素・燃料電池分野、研究開発テーマを見出すため、実証研究の誘致に取り組みます。【指標 3】

県内企業と試験研究機関等による水素・燃料電池関連分野の個別研究会を組織し、研究開発を推進することで、県内企業の技術の高付加価値化を進め、水素・燃料電池関連分野への県内企業の進

出を後押しします。【指標 4】

[ 主な具体的取組 ]

- ・ 実証フィールドの運営管理体制の整備や所要設備の整備促進
- ・ 大学研究者や事業者に対する実証フィールド及びその周辺海域への誘致 PR 活動
- ・ 海洋再生可能エネルギーの実用化に向けた国への提案活動
- ・ 海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化
- ・ 海洋再生可能エネルギー関連事業者の県内誘致
- ・ 海洋再生可能エネルギーの普及啓発
- ・ 再生可能エネルギー関連分野への県内企業の参入可能性の分析
- ・ 再生可能エネルギーの産業化に向けたビジネスモデルの構築
- ・ 水素供給設備の整備（県内 1 箇所）
- ・ FCV や水素エネルギーの啓発
- ・ 水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出支援
- ・ 水素・燃料電池関連分野の実証研究誘致
- ・ 水素・燃料電池関連企業の誘致

【指標】

指標 1：実証フィールド及びその周辺海域で実証実験又は発電事業を実施するための具体的な取組を始める事業者数について、平成 30 年度までに 1 者とする 것을 目指します。

指標 2：再生可能エネルギー分野のビジネスモデルの構築件数について、平成 30 年度までに 2 件とする 것을 目指します。

(削除)

指標 3：水素・燃料電池関連分野の実証研究の新規実施件数について、平成 30 年度までに 1 件以上とする 것을 目指します。

指標 4：水素・燃料電池関連分野における県内企業と大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数について、平成 30 年度までに 4 件とする 것을 目指します。

| 指標名   | 単位 | 現 状    | 目 標       |        |        |        |
|---|----|--------|-----------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度 | H27 年度    | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>実証フィールド及びその<br>周辺海域で実証実験又は<br>発電事業の取組を始める<br>事業者数 | 者  | -      | (現状)<br>0 | -      | -      | 1      |
| 指標 2<br>再生可能エネルギーの産<br>業化に向けたビジネスモ<br>デルの構築件数             | 件  | -      | (現状)<br>0 | -      | -      | 2      |
| 指標 3<br>水素・燃料電池関連分野の<br>実証研究新規実施件数                        | 件  | -      | (現状)<br>0 | -      | -      | 1      |

| 指標名   | 単位 | 現 状    | 目 標    |        |        |        |
|---|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|   |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 4<br>水素・燃料電池関連分野における大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数 | 件  | 0      | -      | -      | -      | 4      |

新エネルギー産業課調べ

#### 海洋再生可能エネルギー

洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差による再生可能な運動エネルギーを利用した発電方式。

#### 国の実証フィールド

平成 26 年 7 月、国が海洋再生可能エネルギー発電装置の性能や耐久性・安全評価を実海域で実証する海域として、4 県 6 海域を選定。(平成 30 年 1 月末現在、6 県 8 海域が国の実証フィールドに選定)

#### 固体酸化物形燃料電池

発電を行う重要な部材にセラミックスが使われている燃料電池。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通

### 県産品の国内での新たな販路開拓による販売促進

【担当課】流通・通商課、経営支援課、農政企画課、農産課、園芸課、畜産課、水産課

#### 【目指す将来像】

県産品の販路が大都市圏を中心に更に拡大し、消費者の手近に県産品が増え、売上げが伸びるとともに、県産農林水産物の県産加工食品への活用が進んでいる。

#### 【課題・対応】

県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、大都市圏への人口や経済など様々な機能の集中や、単独世帯の増加、女性の社会進出が進むなどの社会構造の変化に伴う食に対するニーズの変化・多様化への対応が重要となっています。【指標1】【指標2】【指標3】【指標4】

また、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。

このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁す人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。

さらに、県産品の販売を促進していくためには、県産加工食品における安全・安心かつ高品質な県産農林水産物の活用の促進も重要です。

また、県産品の更なるブランド力向上には、県産品の特徴を際立たせることにより佐賀をイメージさせる魅力的な商品を開発・販売していく必要があります。

#### 【取組方針】

大都市圏の百貨店やスーパー等で継続的に県産品を取り扱ってもらえるよう、ブランド力の向上と更なる販路の開拓・拡大・定着に向けた支援を行います。

今後の伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売や市場外での取引、さらには加工・業務用需要への対応等を新たな販路と考え、県内事業者の進出を支援します。

消費者に選ばれる商品を開発するため、専門家によるアドバイスやテストマーケティングの場を提供し、自立する事業者を育成します。

新たに外部組織を設置し、県外における流通販売の推進体制を強化します。

県産加工食品における県産農林水産物活用を促進するための課題把握とその解決に努めます。

魅力的な商品の開発・販売の支援を行います。

#### [主な具体的取組]

- ・「佐賀牛」、「さがびより」、「佐賀海苔」等のブランド力の向上
- ・テレビや新聞等のマスメディア、ICT（ ）などを活用した露出度の高い情報の発信
- ・食品卸売企業と連携した販売先の開拓や情報収集など営業活動の支援
- ・商談会やフェアの開催、全国見本市への出展等
- ・県産品のブランド展開の方策の検討、展開
- ・非店舗分野（インターネット取引・共同購入・カタログ販売等）及び加工・業務用分野との商談機会の創造
- ・セミナーや個別相談会の開催

- ・テストマーケティングの場の創出
- ・さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・県内食品加工業の実態調査
- ・地場ニーズの生産現場へのフィードバックと必要な供給体制の検討
- ・既存商品等の磨き上げ・販売展開の支援

【指標】

指標1：大都市圏のスーパー・百貨店等における継続的に取引される県産加工食品の新規取引について、平成27・28年度に600品目、平成29・30年度に650品目増やすことを目指します。

指標2：大都市圏のスーパー・百貨店等で継続的に取引される県内企業の新規事業者について、平成27・28年度に1社、平成29・30年度に2社増やすことを目指します。

指標3：東京市場における「和牛」の全国平均単価に対する県産和牛の単価の割合について、平成30年度までに112%とすることを目指します。

指標4：東京市場における「いちご」の全国平均単価に対する県産いちごの単価の割合について、平成30年度までに104%とすることを目指します。

| 指標名  | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|  |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数 <sup>( )</sup> (新規分) | 品目 | 636   | 600   | 600   | 650   | 650   |
| 指標2<br>スーパー・百貨店等で継続的に取引される県内事業者数(新規分)                  | 社  | 1     | 1     | 1     | 2     | 2     |
| 指標3<br>市場平均単価に対する県産和牛の単価の割合                            | %  | 107   | 108   | 109   | 110   | 112   |
| 指標4<br>市場平均単価に対する県産いちごの単価の割合                           | %  | 99    | 100   | 101   | 102   | 104   |

指標1、2：さが県産品流通デザイン公社調べ  
指標3、4：流通・通商課調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

スーパー・百貨店等で継続的に取引される県産加工食品数  
加工食品の各品目×スーパー・百貨店等の導入数の合計。

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (7) 流通

### 県産品の輸出促進

【担当課】流通・通商課、国際課、農産課、園芸課、畜産課、水産課

#### 【目指す将来像】

農林水産物や加工食品等の県産品がアジア・北米・欧州などに輸出され、海外の消費者から支持を得て売上げが伸びている。

#### 【課題・対応】

少子高齢化や人口減少に伴う国内市場の縮小に対応するためには、これまで以上に生産者、事業者等による輸出への取組を促進することが必要です。【指標1】

また、新たな販路の拡大（商流の構築）に当たっては、輸出に取り組む事業者が、今後発効の見込まれる TPP や日 EU 経済連携協定などの時機を逃すことなく、ビジネスチャンスをつかむことができるよう支援が必要です。【指標2】

さらに、輸出を一層拡大していくためには、輸出先国・品目に応じた輸出促進策を講じていく必要もあります。【指標3】

海外への県産品の販路開拓・拡大等を図っていくには、新興国の経済成長等に伴うビジネスチャンスの拡大や輸出入自由化の進展などへの対応が重要となっていますが、県内事業者（生産者・加工業者）や県等の支援機関については、流通業界における人的ネットワーク、販売ノウハウなどが不足しています。

このようなことから、県産品の販売拡大、情報発信等の流通対策業務について、外部機関に移管し、その外部機関に専門的知識を擁する人材を雇用するなどして流通販売推進体制を強化する必要があります。

#### 【取組方針】

県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組めます。

ビジネスのキーパーソンとなり得る人との新たなつながりを発掘するなどして、信頼できる輸出ルート構築に取り組めます。

既に商流が構築され、本県ブランドが定着している国に対しては、効果的な営業活動やプロモーションを実施し、一層の販路拡大に取り組めます。

新たに輸出を開始する国に対しては、まずは認知度の向上が必要であることから、国の戦略と連動して「ジャパブランド」での PR 活動に取り組めます。

新たに外部組織を設置し、海外における流通販売の推進体制を強化します。

#### [主な具体的取組]

- ・生産者の海外フェア参加、取扱店への訪問
- ・JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催
- ・事業者等への巡回や相談対応
- ・佐賀県食肉センターの再整備などによる輸出先国が設定した基準等への適合化
- ・国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護
- ・輸出促進体制の強化、整備

- ・ 海外市場開拓調査
- ・ さが県産品流通デザイン公社の設置
- ・ 産地 PR、海外バイヤー招聘
- ・ 海外の輸入卸売業者や海外事務所と連携した海外販売促進活動
- ・ 国が設ける品目別輸出団体との連携
- ・ 事業者が取り組む市場調査、パッケージ開発、見本市等への出展などに対する支援

【指標】

指標 1：生産者（団体）事業者等が輸出に向けて展示会・商談会、海外販促、バイヤー招聘等に取り組む件数について、平成 30 年度までに年間 130 件とすることを目指します。

指標 2：県産品を取り扱う海外輸入業者数について、平成 30 年度までに 40 社とすることを目指します。

指標 3：主要品目別の輸出量等について、平成 30 年度までに牛肉は 7.0%、青果物は 80.0t、加工食品は 30 社、日本酒は 15 社とすることを目指します。（輸出促進協議会事業等の実施による実績値であり、県で把握可能な数値に限る。）

| 指標名                         | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|-----------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                             |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>事業者等の輸出に向けた<br>取組件数 | 件  | 85     | 95     | 105    | 118    | 130    |
| 指標 2<br>県産品を取扱う海外輸入<br>業者数  | 社  | 24     | 27     | 30     | 37     | 40     |
| 指標 3<br>主要品目別の輸出量等          |    |        |        |        |        |        |
| 牛肉<br>(出荷頭数に占める輸<br>出頭数の割合) | %  | 3.9    | 5.1    | 5.7    | 6.3    | 7.0    |
| 青果物<br>(輸出量)                | t  | 11.4   | 13.6   | 15.8   | 70.0   | 80.0   |
| 加工食品<br>(輸出事業者数)            | 社  | 18     | 21     | 24     | 27     | 30     |
| 日本酒<br>(輸出事業者数)             | 社  | 7      | 9      | 11     | 13     | 15     |

さが県産品流通デザイン公社調べ

## 4 豊かさ好循環の産業 さが (8) 情報発信

### 佐賀県の魅力創出・発信

【担当課】広報広聴課

#### 【目指す将来像】

佐賀県の物産、観光、伝統・文化など様々なモノ・コトの魅力が増し、多くの人が佐賀県に興味・関心を持っている。

また、様々なプロモーションが行いやすい環境になっており、地域が活性化している。

#### 【課題・対応】

佐賀県には全国に誇れる資源・素材があり、地域発で新たな価値を創り出す可能性が高いにもかかわらず、その磨き上げが十分でないものがたくさんあります。そこで、佐賀県の魅力の更なる磨き上げを行い、将来につながる佐賀県の魅力創出・発信の成功事例を作り出すとともに、情報発信による佐賀県の地域活性を作り出す必要があります。

#### 【取組方針】

佐賀県の本物、価値ある素材・資源を磨き上げることで、県内外から評価される、“魅力あるプロトタイプ( )”を創出します。【指標1】

創出した“魅力あるプロトタイプ”を、メディア等を通じて全国に発信することで、佐賀県の魅力への評価を獲得します。【指標2】

佐賀県内に、全国での佐賀県の魅力への評価の声や評価獲得方法をメディア等を通じてフィードバックすることで、佐賀県の地域の魅力を更に磨き上げ、佐賀県の今後の地域活性に寄与します。

#### 【指標3】

佐賀県から距離も近く、成長著しい福岡都市圏の活力を取り組むため、福岡都市圏のメディアを通じて佐賀県の良好なイメージを浸透させます。【指標4】

#### [主な具体的取組]

- ・コラボプロジェクト( )等による“魅力あるプロトタイプ”づくり(商品開発、サービス開発など)
- ・世の中への“魅力あるプロトタイプ”の発信と評価の獲得(PRイベント、ショップなど)
- ・メディア等を通じて佐賀県内へのフィードバックによる地域活性への寄与(佐賀県内でのメディア露出、イベント、報告会など)
- ・全国に発信できる在京メディアでの露出を狙った首都圏広報の実施
- ・“残る”“検索される”“拡散される”ためのWEBを活用した広報の実施
- ・福岡都市圏のメディアを有効に活用した情報発信の強化

#### 【指標】

指標1：コラボプロジェクト等における“魅力あるプロトタイプ”について、平成30年度までに毎年度4個以上作り上げることを目指します。

指標2：佐賀県が取り組んだコラボプロジェクトや創出したプロトタイプの広告換算額( )について、平成30年度までに毎年度25億円とすることを目指します。

指標3：コラボプロジェクトに関わった県内企業の数について、平成30年度までに毎年度60社とすることを目指します。



指標4：福岡におけるメディアの取材誘致件数を、平成28年度は70件、29年度は100件、30年度は130件とすることを目指します。

| 指標名  | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|  |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>魅力あるプロトタイプ<br>の数                                | 個  | -     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 指標2<br>佐賀県が取り組んだコ<br>ラボプロジェクトや創<br>出したプロトタイプ<br>の広告換算額 | 億円 | 21    | 21    | 21    | 21    | 25    |
| 指標3<br>コラボプロジェクトに<br>関わった県内企業の数                        | 社  | 55    | 60    | 60    | 60    | 60    |
| 指標4<br>在福メディアの取材誘<br>致件数                               | 件  | -     | -     | 70    | 100   | 130   |

指標1、3、4：広報広聴課調べ

指標2：広告換算額調査会社「日本モニター（株）」調べ

#### プロトタイプ

コラボプロジェクト等により生み出された将来的に地域活性につながる最初のモデル。

#### コラボプロジェクト

佐賀県の本物、本質的に価値のある素材・資源を磨き上げるために、世の中の流行やターゲットとなる生活者の市場状況を熟知する企業・ブランド等の外部視点を入れ、コラボレーション（共同開発）していくプロジェクト。

#### 広告換算額

広報活動の結果、掲載された記事や映像を広告として出稿した場合の経済的価値に換算したものの。

## 5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1)文化

### 多彩な文化芸術の振興

【担当課】文化課、まなび課、障害福祉課、学校教育課、全国高総文祭開催準備室

#### 【目指す将来像】

障害のある人もない人も、また、あらゆる世代の誰もが、日々の暮らしの中で、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、楽しみ、自らも取り組んでいる。

#### 【課題・対応】

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、すべての県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。

文化芸術の分野は多種多様にわたるため、多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くしていくことが必要となっています。【指標1】

障害のある人もない人も、またあらゆる世代の県民が、それぞれの興味・関心に応じて、日々の暮らしの中で普通に文化芸術に接し、体験できるようにしていくことが必要です。【指標2】

また、文化芸術活動の拠点となる県立の博物館、美術館等施設は、老朽化が進んだものも多く、耐震化や良好な展示館の維持に向けた緊急の対応はもとより、博物館等施設に求められる新たな機能に向けた対応も必要となっています。

#### 【取組方針】

文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や、理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組みます。

展覧会の開催や各種コンサートの誘致による“ライブツーリズム( )”を促進します。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、“文化プログラム”を推進します。

小・中学校、高等学校の学校教育や公民館等の社会教育の中で、子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

誰もが、いつでも文化芸術に関する情報が収集できるよう情報発信に努めます。

佐賀県の特色ある歴史や文化への理解を深められるよう、県立博物館等施設の展示運営の充実や来館者サービスの向上などに取り組みます。

気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう県立博物館等施設の在り方や施設整備の方向性について検討します。【指標1】

障害のある人も参加しやすい文化芸術イベントやワークショップの開催を通して、文化芸術に親しむ障害者が増えるよう取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・県立博物館等施設において民間の資金やノウハウを積極的に活用した魅力ある企画展の開催
- ・展覧会等と併せた関連イベントの実施
- ・マンガ、アニメーション、CG アートに代表されるメディア芸術に触れる機会の創出
- ・県内外から多くの来場者を呼べる演奏会、舞台芸術、展覧会の開催又は誘致
- ・県立博物館等施設の学芸員等の人材育成と展示内容の充実、調査・研究及び教育普及
- ・文化芸術の分野において第一線で活躍している佐賀ゆかりの人物に光をあてた情報の発信

- ・第一線で活躍している県出身アーティスト等による音楽イベントや体験型イベント等の開催
- ・プロを目指す若手芸術家の育成支援
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした文化プログラムの推進
- ・地域や学校等において子どもたちを対象とした文化芸術に触れる教室を開催
- ・全国高等学校総合文化祭佐賀大会（平成31年）へ向けた高校生の文化芸術活動の支援
- ・ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を効果的に活用した文化芸術情報の発信
- ・県立博物館等施設の入館料無料を活用した学校利用の促進
- ・耐震化等の課題がある県立博物館等について、求められる機能を踏まえた今後の施設整備の方向性の検討
- ・吉野ヶ里遺跡の展示機能等の在り方の検討
- ・障害のある人が文化芸術に取り組むことができる環境整備の推進（障害者作品展、ワークショップ、支援者ネットワークや相談体制の整備等）

#### 【指標】

指標1：県立博物館等施設の来館者数について、平成30年度までに年間100万人とすることを目指します。

指標2：障害者作品展への出展作品数について、平成30年度までに450作品とすることを目指します。

| 指標名                      | 単位 | 現状      | 目標      |         |         |           |
|--------------------------|----|---------|---------|---------|---------|-----------|
|                          |    | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度     |
| 指標1<br>県立博物館等施設<br>の来館者数 | 人  | 748,265 | 750,000 | 800,000 | 900,000 | 1,000,000 |
| 指標2<br>障害者作品展への<br>出展作品数 | 作品 | 416     | 420     | 430     | 440     | 450       |

文化課調べ

#### ライブツーリズム

芸術鑑賞者や音楽鑑賞者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

#### 文化プログラム

スポーツと文化の祭典である、オリンピック・パラリンピックにおいて、開催国で行うことが義務とされている文化イベントのプログラムの総称。

## 5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (1)文化

### 特色ある地域文化の保存・継承と魅力発信

【担当課】文化課、肥前さが幕末維新博事務局、まなび課、広報広聴課、観光課、学校教育課、文化財課

#### 【目指す将来像】

佐賀県の文化的、歴史的資産が適切に保存、活用されており、それらの魅力が国内外で注目を集めている。

#### 【課題・対応】

県民自らが故郷の歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためには、価値ある歴史的文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。

一方、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が難しくなっていくことが予想されます。

そのため、子どもたちにふるさとの優れた文化的・歴史的遺産に触れる機会をつくるなどの仕組みづくりが必要となっています。

また、佐賀県を舞台・題材にした映画やドラマ、小説等によって、本県の文化的・歴史的魅力を県内外、国外へ発信していく取組も必要です。【指標2】

さらには、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡は、一目でその価値が分かりにくい埋蔵文化財であることから、来訪者の興味・関心、資産への理解や満足度向上につなげる取組が必要であり、併せて来訪者増に向けた情報発信等への取組も必要となっています。【指標1】

平成28年度の有田焼創業400年を契機として、世界的に見て佐賀が最も誇る文化である陶磁文化（有田焼）の素晴らしさを継続して国内外に伝えていく取組が必要です。【指標3】

明治と改元されてから平成30年に150年を迎えることを契機として、佐賀の偉業や偉人を顕彰し、その「志」を礎とした人づくり、地域づくりを行うとともに、世界文化遺産に登録された三重津海軍所跡をはじめとした本県が誇る本物の遺産などの文化的、歴史的な魅力・価値について、県内外に伝えていく取組が必要です。また、このような取組を通して、県民の誰もが佐賀を大切にし、佐賀のことを誇りに思う気持ちを高めていく必要があります。【指標4】

#### 【取組方針】

文化的・歴史的資産の調査・研究、管理・保存及び民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の継承に取り組みます。

伝承芸能を継承する機運を醸成するとともに、担い手不足を解消し、地域に対する愛着の涵養を図るため、各地の担い手が一堂に会して交流する機会を設けます。

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡の内容・価値を分かりやすく紹介し、来訪者の増加及び満足度向上につなげるよう、活用を進めます。

佐賀県を舞台にした映画、ドラマのロケや小説等の制作を誘致します。

海外の著名な博物館等の学芸員や研究員との交流事業を通じて、世界に向けて「佐賀県の本物」をPRするとともに、県民の有田焼に対する理解を深め、郷土への関心、誇りの醸成につなげて

いきます。

明治維新 150 年（平成 30 年）を契機に、佐賀の偉業や偉人を顕彰し、その「志」を礎とした人づくり、地域づくりを行うとともに、世界文化遺産に登録された三重津海軍所跡なども含めた文化的、歴史的な魅力・価値を県内外に伝えていきます。

日本遺産認定制度を活用し、本県の「本物」の地域資源を県民に再認識してもらうとともに、その魅力を国内外に情報発信していきます。

[ 主な具体的取組 ]

- ・文化財の調査・研究及び保存整備等の推進
- ・吉野ヶ里遺跡や名護屋城跡などの特別史跡の調査・研究および保存整備・活用
- ・民俗芸能や伝統工芸等の伝統文化を次世代へつなぐ取組への支援（民俗芸能の意義や迫力・魅力を凝縮した番組を制作・PR、佐賀錦後継者育成のための大学と連携した取組）
- ・県立博物館等施設において、佐賀県ゆかりの優れた美術作品や貴重な歴史的資料、伝統的技法による作品等を調査・研究し、展覧会等を通じて広く紹介
- ・地域の特色ある伝承芸能を次世代へ継承するために佐賀県伝承芸能祭を開催
- ・三重津海軍所跡の PR・誘客対策及び来訪者対策の実施
- ・佐賀県を舞台とした国内外の映画、ドラマの制作、県内ロケを誘致する活動の推進
- ・佐賀県を舞台にした小説等の制作を誘致する活動の推進
- ・国内外において、有田焼の価値を高めるための交流事業の実施、世界で活躍できる専門的な人材の育成・確保
- ・明治維新 150 年（平成 30 年）を契機とした佐賀の偉業・偉人の顕彰やその「志」を礎とした人づくり、地域づくりの取組、及び世界文化遺産に登録された三重津海軍所跡なども含めた文化的、歴史的な魅力・価値を県内外に伝える取組の推進
- ・「肥前陶磁文化」の情報発信、文化観光創出事業の実施

【指標】

指標 1：三重津海軍所跡の来訪者数について、毎年度、10 万人とすることを目指します。

指標 2：佐賀県をロケ地としたドラマや映画の誘致数について、毎年度、4 本以上とすることを目指します。

指標 3：有田焼を共通テーマとした海外の博物館等との交流について、平成 29 年度までに 8 件以上とすることを目指します。

指標 4：佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合について、90%以上とすることを目指します。

| 指標名                       | 単位 | 現状     | 目標      |         |         |         |
|---------------------------|----|--------|---------|---------|---------|---------|
|                           |    | H26 年度 | H27 年度  | H28 年度  | H29 年度  | H30 年度  |
| 指標 1<br>三重津海軍所跡の<br>来訪者数  | 人  | 60,848 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 指標 2<br>ドラマ・映画のロケ<br>誘致件数 | 作品 | 4      | 4       | 4       | 4       | 4       |

| 指標名  | 単位 | 現状    | 目標    |               |       |       |
|--|----|-------|-------|---------------|-------|-------|
|  |    | H26年度 | H27年度 | H28年度         | H29年度 | H30年度 |
| 指標3<br>海外の博物館等との交流件数                             | 件数 | -     | -     | 4             | 6     | 8     |
| 指標4<br>佐賀県の文化的、歴史的な魅力・価値を通して、佐賀のことを誇りに思っている県民の割合 | %  | -     | -     | 64.4<br>(現状値) | 80.0  | 90.0  |

指標1：佐野常民記念館調べ

指標2、3：文化課調べ

指標4：肥前さが幕末維新博事務局調べ

## 5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (2) スポーツ

### 誰もがスポーツを楽しむ環境づくり

【担当課】スポーツ課、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課

#### 【目指す将来像】

年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる。

#### 【課題・対応】

佐賀県では、スポーツの"ちから"を利用して、県民の「健康」「楽しみ・生きがいつくり」「コミュニケーション」を促進し、県民の暮らしを豊かにしていきたいと考えています。

「県民のスポーツ意識に関する調査」によると、健康志向の一層の高まりを背景として 60 代以上を中心に日常的に運動やスポーツを行う層が増える一方、20 代から 50 代を中心に、「忙しい」「きっかけがない」として運動やスポーツを全くしない(しなくなる)層が増えています。

また、障害者は、健常者に比べて日常的にスポーツを楽しむ人の割合が少ない状況です。

今後更に人口が減っていくこと、これまで 20 代から 50 代の世代に対する取組が十分でなかったこと、日常的にスポーツを行う元気な高齢者が増えることなどを踏まえ、県民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応して、これまでとは違ったアプローチや取組を推進する必要があります。【指標 1】【指標 2】【指標 3】【指標 4】

#### 【取組方針】

年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

スポーツを楽しむ"きっかけ"づくりを進めるとともに、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツの推進を図ります。

障害者スポーツについて、障害者がスポーツを楽しむ"きっかけ"の拡充、指導者の育成、支援機能の充実などに取り組みます。

佐賀県で開催する平成 35 年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境づくり」や「スポーツによる地域の活性化」に寄与する大会となるよう、両大会の融合推進に努めます。

スポーツ施設の整備については、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のレガシーとして活かせるよう、スポーツを「する」楽しみだけでなく、「観る」、「支える」など、県民に広く親しまれ、暮らしの中に溶け込む施設となるよう検討を進めます。

#### [主な具体的取組]

- ・トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
- ・スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
- ・事業所や職場単位でのスポーツ参加の推進
- ・障害者がスポーツに親しむ機会の充実
- ・ゲームズメーカー(スポーツボランティア)という参加形態の提案・推進
- ・地域におけるスポーツ活動の活性化(人材育成支援など)
- ・スポーツ施設等のソフト・ハード両面での利便性・機能性の向上

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、2023年（平成35年）国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の佐賀県開催を契機としたスポーツ機運の盛り上げ
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の基本構想及び実施計画に基づいた準備推進
- ・佐賀県総合運動場などのスポーツ施設の整備

【指標】

指標1：「週1日以上」運動やスポーツを行う成人の割合について、平成30年度までに47%以上とすることを目指します。

指標2：運動やスポーツを「全く行わない」成人の割合について、平成30年度までに25%以下とすることを目指します。

指標3：一年間のうちにスポーツに関するボランティア活動に参加したことがある成人の割合について、平成30年度までに18%以上とすることを目指します。

指標4：障害者スポーツ教室の参加者数について、平成30年度までに延べ1,000人とすることを目指します。

| 指標名                               | 単位 | 現状            | 目標    |       |       |       |
|-----------------------------------|----|---------------|-------|-------|-------|-------|
|                                   |    | H26年度         | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>「週1日以上」運動を行う成人の割合          | %  | 37.1<br>(H25) | -     | -     | -     | 47    |
| 指標2<br>運動を全く行わない成人の割合             | %  | 35.2<br>(H25) | -     | -     | -     | 25    |
| 指標3<br>スポーツに関するボランティア活動に参加した成人の割合 | %  | 12.4<br>(H25) | -     | -     | -     | 18    |
| 指標4<br>障害者スポーツ教室の参加者数（延べ）         | 人  | 360           | 700   | 800   | 900   | 1,000 |

スポーツ課調べ



## 5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが (2) スポーツ

### 人と地域が元気になるスポーツの推進

#### 【担当課】スポーツ課

#### 【目指す将来像】

身近なスポーツ大会から世界レベルの国際大会まで様々なスポーツ大会やイベント等が開催され、県内外からの参加者と一体となって地域がにぎわっている。

#### 【課題・対応】

国民の注目度の高いスポーツイベントは、多くの人々のスポーツへの関心を高めるとともに、地域の情報発信やイメージアップ、地域経済の活性化に寄与することから、スポーツを使った交流や誘客を通じて地域の活性化につなげていく「スポーツツーリズム」を推進していく必要があります。

スポーツを通じて地域の人々が交流したり、一体となって盛り上がりたりすることは、希薄化が指摘されている住民同士のコミュニケーションの促進や地域のコミュニティ再生に寄与します。

このため、スポーツを通じた“地域づくり”“人づくり”の取組を推進していく必要があります。【指標1】

また、オリンピック・パラリンピックなど世界の舞台や、国内トップレベルの大会・リーグなど、国民の注目度の高い舞台で佐賀県ゆかりのアスリートやチームが活躍することは、県民に活力を与えます。

今後更に人口が減っていくなかで、スポーツの裾野を広げたり、世界や国内トップレベルで活躍する佐賀県ゆかりのアスリートやチームを増やしていくための取組を推進する必要があります。【指標2】

#### 【取組方針】

県民がトップアスリートやチームのプレーを間近に見たり、トップアスリートと交流することで、県民がスポーツを始めたり、高い目標にチャレンジする“きっかけ”をつくります。

スポーツを通じて、様々なアスリートやたくさんの方が佐賀県を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、佐賀県の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

トップレベルで活躍するスポーツチームを応援する機運を盛り上げるとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化や“人財”の育成を図ります。

たくさんの佐賀県ゆかりのアスリートやチームが、世界や国内トップレベルの舞台で活躍する環境をつくっていきます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・トップレベルスポーツイベント等の誘致・開催支援
- ・スポーツキャンプ・合宿の誘致推進
- ・幅広いスポーツツーリズムの推進
- ・さが桜マラソンなど、参加型スポーツイベントの誘致・開催支援
- ・県外アスリート等の受入体制の整備
- ・プロスポーツを活用した佐賀県の情報発信
- ・指導者の研修会等への派遣・スタッフ専門研修会開催
- ・ゲームズメーカー( )普及啓発
- ・県ゆかりのアスリート等の情報発信
- ・さがんアスリート等( )の支援・育成

- ・アスリート、チーム、指導者を支える様々な関係者の育成、連携強化
- ・効果的なアスリート育成システムの構築、練習環境の充実

【指標】

指標 1：スポーツキャンプ・合宿の参加者数(誘致分)について、平成 30 年度までに年間延 10,000 人以上とすることを目指します。

指標 2：佐賀県スポーツ賞優秀賞（全国大会 3 位以上）の受賞者数について、平成 30 年度までに毎年 65 人・チーム以上とすることを目指します。

| 指標名                      | 単位         | 現状     | 目標     |        |        |        |
|--------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                          |            | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>スポーツキャンプ・合宿の参加者数 | 人<br>(年間延) | 8,253  | 8,500  | 9,000  | 9,500  | 10,000 |
| 指標 2<br>佐賀県スポーツ賞優秀賞の受賞者数 | 人・チーム      | 57     | 59     | 61     | 63     | 65     |

スポーツ課調べ

ゲームズメーカー

競技者や主催者と一緒に大会をつくりあげるボランティア。ロンドンオリンピック・パラリンピックでは、大会を盛り上げる大きな存在となっていた。

さがんアスリート等

オリンピック・パラリンピック・デフリンピックに日本代表として出場を目指す選手を「さがんアスリート」、日本選手権などの国内大会で上位の成績を残し、今後世界大会への出場を目指す選手を「さがんチャレンジアスリート」として県が認定。

## 5 文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが

### (3) 観光

---

#### 観光客の誘致促進

【担当課】観光課、スポーツ課、文化課、農政企画課、国際課、情報課、  
県民協働課、空港課、港湾課、新幹線・地域交通課

---

#### 【目指す将来像】

佐賀らしい「本物」の観光資源を活用した観光が盛んになっており、地域の魅力と利便性が向上し、国内外からの観光客が増加し、地域経済を活性化している。

#### 【課題・対応】

観光客ニーズの多様化に対応するためには、個々の観光資源を観光客にとって魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが必要です。

また、観光客の満足度を高めるために、おもてなし環境の更なる充実を図るとともに、観光情報をターゲットとする層に的確に伝えることで、国内外における佐賀県の認知度向上を図る必要があります。【指標1】【指標2】

#### 【取組方針】

歴史ある佐賀ならではの「本物」の観光資源を発掘・磨き上げ、観光客を呼べる観光企画・商品を作り出す「訪れるべき価値の創出」と、そのために必要となる地域における観光の担い手育成などを図ります。

本県を訪れた観光客のリピー特意向率100%を目指し、多言語対応やWi-Fi環境の整備、宿泊施設等のユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>化、おもてなし気運の醸成など、だれもが県内を観光しやすい「おもてなし環境の充実」を図ります。

佐賀県の認知度を高め誘客につなげるために、各国・地域の特性に応じたプロモーション等を行うとともに、特定のファン層への集中的な発信を行うなど、伝えるべき相手に焦点を絞った「情報発信」に取り組みます。

スポーツツーリズム<sup>( )</sup>、文化・ライブツーリズム<sup>( )</sup>、グリーン・ツーリズム<sup>( )</sup>、国際会議等のMICE<sup>( )</sup>の誘致など、多様な取組を進め、情報を発信していきます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・「食」など観光資源の発掘・磨き上げ支援
- ・地域における「観光の担い手」育成支援
- ・多言語コールセンター、多言語観光アプリの運営・充実化
- ・観光、宿泊施設や飲食店での多言語標記の推進
- ・Wi-Fi整備等、外国人観光客にやさしい通信環境の整備推進
- ・ユニバーサルデザイン対応（支援スキームの検討・支援等）
- ・おもてなし気運の醸成（マナー向上研修、啓発等）
- ・免税店開設支援
- ・コンベンション助成や市町連携等のMICE対応
- ・観光客の移動手段の充実（県外・海外からのアクセス、地域内の二次交通等）
- ・海外プロモーション（ファミトリップ<sup>( )</sup>、旅行会社とのタイアップ、商談会等）
- ・首都圏、関西地方及び九州域内におけるプロモーション

- ・既存コンテンツとのタイアップによるプロモーション
- ・WEB キャンペーン（ネット予約サイト）
- ・佐賀空港を利用した、県内宿泊及びレンタカー利用プランに対する支援
- ・スポーツツーリズム、文化・ライブツーリズム、グリーン・ツーリズム、国際会議等のMICE 等、多様な視点からの取組・情報発信

#### 【指標】

指標 1：外国人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 195 千人泊とすることを目指します。

指標 2：日本人延べ宿泊数（宿泊観光客数）について、平成 30 年までに 2,857 千人泊とすることを目指します。

| 指標名                      | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                          |     | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 |
| 指標 1<br>外国人延べ宿泊数（宿泊観光客数） | 千人泊 | 91    | 140   | 172   | 183   | 195   |
| 指標 2<br>日本人延べ宿泊数（宿泊観光客数） | 千人泊 | 2,747 | 2,774 | 2,801 | 2,829 | 2,857 |

観光庁調べ（宿泊旅行統計調査）

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

#### スポーツツーリズム

スポーツ大会への参加やスポーツ観戦、スポーツキャンプや強化合宿など、スポーツを通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

#### 文化・ライブツーリズム

地域文化体験のほか、芸術・音楽鑑賞等と開催地周辺の観光とを融合させるなど、文化を通じて交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

#### グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

#### MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

#### ファムトリップ

観光地などの誘客促進のため、旅行事業者等を対象に現地視察をしてもらうツアー。

## 6 自発の地域づくり さが

### (1) まちづくり

---

#### 自発の地域づくりの推進

【担当課】さが創生推進課、移住支援室、市町支援課、農政企画課

---

##### 【目指す将来像】

地域における自発的かつ主体的な地域づくりが行われ、県と市町が連携してその取組を支援している。

また、地域資源を活用した、地域・市町・県一体となった取組が進み、県外の方からも共感される魅力ある地域となっている。

##### 【課題・対応】

地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところですが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、厳しい財政状況の下でも、市町と県が問題意識を共有し、地域の実情・実態に沿った支援を行っていく必要があります。

また、離島や過疎地域等の特定条件不利地域においては、特定地域振興のための法令等に基づき行政サービスの格差が是正されるよう市町を引き続き支援していくとともに、新たに設置した「中山間地・離島・県境振興対策本部」において、地域特有の課題解決に向けて全庁横断的に取り組んでいく必要があります。

一方、人口減少社会を迎え、本県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念されることから、県外の方に本県の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうための移住の取組を促進していく必要があります。

##### 【取組方針】

自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を市町と連携して行っていきます。【指標1】

特定地域振興のための法令等に基づき市町を支援し、特定条件不利地域を含む地域間での行政サービスの格差是正を進めるとともに、「中山間地・離島・県境振興対策本部」において、現場の課題を直接吸い上げ、解決に向け取り組んでいきます。

地域の実情・実態に沿った支援が継続的かつ効果的に進められるように、市町の行財政や企画・調整における課題に対し、助言等の支援を行っていきます。

地域の特性等に応じて、様々な形での市町間の連携の推進を支援していきます。

移住希望者が移住の決断をスムーズに行うことができるよう、ワンストップで仕事や住まい等の移住関連情報を提供するとともに、相談者に対する支援を行う体制を整備し、きめ細かな支援を行います。

また、中でも、本県への移住は、隣県である福岡県からが最も多いことから、同県からの移住促進のための対策を強化します。

##### [ 主な具体的取組 ]

- ・調査グループ（有識者、市町職員、県職員）による各地域の課題の洗い出し、事業効果の検証等の実施
- ・地域の課題に対応するための取組の準備又は充実にに対する支援（地域おこし協力隊の活動支援、先進事例視察、ワークショップ開催等）

- ・地域づくりに詳しい有識者による助言
- ・地域外の新たな視点を持つ団体（大学等）と連携した地域づくりの取組の推進
- ・シンポジウムの開催やウェブサイト等での情報発信による地域づくりに対する機運醸成
- ・中山間地・離島・県境地域の集落訪問による現状把握と課題の明確化、課題に応じた解決策の実施
- ・GM21 ミーティング<sup>( )</sup>や市町とのパイプ役となる担当職員の配置等による市町との連携強化
- ・市町の行財政及び企画・調整に関する助言
- ・移住に関するワンストップ相談窓口の設置、移住相談へのきめ細かな対応
- ・市町や関係課と連携した、福岡県からの移住促進のための取組の推進( 同県を意識した情報発信、フェアの開催等 )

**【指標】**

指標 1：地域<sup>( )</sup>づくりの取組を県と市町との連携により支援した地域数について、平成 30 年度までに 50 地域以上とすることを目指します。

指標 2：県外からの移住者数<sup>( )</sup>について、平成 29 年度に 370 名以上を、また平成 30 年度に 380 名以上を目指します。

| 指標名                                    | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>地域づくりの取組を県と市町の連携により支援した地域数（累計） | 地域 |        | 20     | 30     | 40     | 50     |
| 指標 2<br>県外からの移住者数                      | 人  |        |        |        | 370    | 380    |

さが創生推進課調べ

**GM21 ミーティング**

県と市町が、これまで以上に連携を深め、離島や中山間地域、過疎地域などをはじめとした、県内の地域が抱える課題の解決のため、市・町長と知事が本音の意見交換を行う場として開催するもの。G は「Governor（知事）」を、また、M は「Mayor（市町長）」を意味し、21 は佐賀県 10 人の市長と 10 人の町長、それに知事を入れた 21 人の首長を指す。

**地域**

地理的にまとまりがあり、同一の目的を持って活動に取り組む範囲のことを指す。

**移住者数**

さが移住サポートデスク及び県内市町の支援策を利用した移住者数。

## 6 自発の地域づくり さが (1) まちづくり

### 快適に暮らせる「まち」づくり

【担当課】都市計画課、建築住宅課、企画課

#### 【目指す将来像】

適正な土地利用や、道路、公園などの都市施設の整備、良好な都市環境や住環境の整備が進み、誰もが快適に暮らせる「まち」ができつつある。

#### 【課題・対応】

人口減少、少子高齢化、大都市への人口の流出への対策が他の地方都市より遅れると、県内各都市の将来人口が大幅に減少することが懸念されます。

県内から街路や公園、良好な住環境の整備を求める声が高く、暮らしやすいまちづくりのためには、都市計画に基づく都市基盤の整備や、適切な公園施設の更新などが必要です。【指標1】【指標2】【指標3】

また、県内の住宅は量的には充足していますが、質の面では、超高齢化社会へ対応したバリアフリー化の推進、低炭素社会<sup>( )</sup>の実現に向けた省エネルギー化の推進などの社会的な要請に応えることが求められています。

加えて、高齢者等が地域に安心して住み続けられるように、住宅セーフティネット<sup>( )</sup>の確保を図っていくことが求められています。【指標4】

#### 【取組方針】

人口減少社会に対応するため、集約拠点・地域ネットワーク型の都市づくりを進めます。

地域住民が住みやすく、かつ、地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組を行います。【指標5】

住民と一体となり地域資源の魅力づくりに取り組む市町をモデルケースとして、県が客観的な立場より重点的に関与し、助言等を行うことで地域特有のスマールサクセスをつくり、佐賀県の魅力あるまちづくりの先導となる取組を行います。

心地良いまちづくりを進め、まちなか居住を促進する事業の推進に努めます。

- 肥前さが幕末維新博覧会を契機として、佐賀城下の歴史・文化・観光の拠点としての魅力を高め、県内外から多くの方々が集い、にぎわう空間を創出します。

既存都市公園の公園施設の更新やユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>化（段差解消等）に努めます。

豊かな住生活の実現を目指して、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

多様な住宅ニーズを満たす良質な住宅の供給を促進し、選択できる住宅市場の形成を図ります。

#### 【指標6】【指標7】

公営住宅については、高齢者等が安心して生活できるようバリアフリー化を推進していくとともに、適切な維持管理に努めていきます。

誰もが地域に安心して住み続けられるよう、重層的な住宅セーフティネットの構築を進めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・各市町の立地適正化計画<sup>( )</sup>等の策定に向けた助言
- ・地域資源を活かした魅力のあるまちづくりに向けた取組に対する指導、支援
- ・魅力のあるまちづくりに向けた市町との研修会の開催や地元との意見交換会への参加

- ・魅力のあるまちづくりの促進に向けた各種支援事業等の活用のための助言
- ・肥前さが幕末維新博覧会に合わせた佐賀城公園や城内地区の公共施設の一体的なリノベーションの実施
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全で快適に利用できる道路や公園の整備促進
- ・まちなかの生活環境の魅力向上に向けた土地区画整理事業の促進のための助言
- ・個性あるまちづくりの促進に向けた都市再生整備計画事業<sup>( )</sup>等の活用のための助言
- ・街路樹の植栽及び電線類の地中化の実施
- ・都市公園等の拡充に向けた計画的な整備の促進
- ・既設都市公園の公園施設の計画的な更新やユニバーサルデザイン化の実施
- ・平成 35 年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、都市公園の運動施設のユニバーサルデザイン化、耐震化対策の実施。
- ・良質な住宅ストックの形成に向けて、県民の住宅に対する関心を高めるための体制づくりや啓発事業の推進
- ・高齢化の進行に備えた住宅のバリアフリー化の普及啓発と相談体制の充実
- ・各市町が取り組む空き家の除却や有効活用などへの助言
- ・空き家に関する市町からの相談窓口の設置や情報提供の継続支援
- ・佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる県民への無料住宅相談の実施
- ・担い手となる建築士、住宅事業者の技術力の向上のための講習会の実施
- ・公営住宅におけるエレベーター設置などのバリアフリー化の推進
- ・公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な改善や維持管理を実施
- ・高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒否しない住宅の登録促進、住替え情報提供の充実

【指標】

指標 1：事業実施中の区画整理事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 76.5%（31.6ha）とすることを目指します。

指標 2：事業実施中の街路事業箇所における整備済み延長の割合について、平成 30 年度までに 81.7%（2.45km）とすることを目指します。

指標 3：事業実施中の都市公園事業箇所における整備済み面積の割合について、平成 30 年度までに 97.3%（29.13ha）とすることを目指します。

指標 4：公営住宅のバリアフリー化率<sup>( )</sup>について、平成 30 年度までに 75%とすることを目指します。

指標 5：魅力のあるまちづくりに向けた取組事例について、平成 30 年度までに 6 件創出することを目指します。

指標 6：無料住宅相談件数について、平成 30 年度までに年間 400 件とすることを目指します。

指標 7：建築士、住宅事業者の講習会受講者数について、平成 30 年度までに年間 800 人とすることを目指します。

| 指標名                                | 単位        | 現状             | 目標             |                |                |                |
|------------------------------------|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                                    |           | H26 年度         | H27 年度         | H28 年度         | H29 年度         | H30 年度         |
| 指標 1<br>土地区画整理事業<br>の整備済み面積の<br>割合 | %<br>(ha) | 53.8<br>(22.2) | 59.6<br>(24.6) | 71.4<br>(29.5) | 73.8<br>(30.5) | 76.5<br>(31.6) |



| 指標名                        | 単位        | 現状            | 目標             |                 |                 |                 |
|----------------------------|-----------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                            |           | H26年度         | H27年度          | H28年度           | H29年度           | H30年度           |
| 指標2<br>街路整備済み延長の割合         | %<br>(km) | 0.0<br>(0.00) | 4.3<br>(0.13)  | 27.4<br>(0.82)  | 55.4<br>(1.66)  | 81.7<br>(2.45)  |
| 指標3<br>都市公園の整備済み面積の割合      | %<br>(ha) | 0.0<br>(0.00) | 13.7<br>(4.10) | 78.7<br>(27.68) | 97.3<br>(29.13) | 97.3<br>(29.13) |
| 指標4<br>公営住宅のバリアフリー化率       | %         | 64            | 66             | 69              | 72              | 75              |
| 指標5<br>魅力のあるまちづくりに向けた取組事例数 | 件         | 0             | 1              | 2               | 4               | 6               |
| 指標6<br>無料住宅相談件数            | 件         | 72            | 100            | 200             | 300             | 400             |
| 指標7<br>建築士、住宅事業者の講習会受講者数   | 人         | 396           | 500            | 600             | 700             | 800             |

指標1、2、3：都市計画課調べ  
 指標4、6、7：建築住宅課調べ  
 指標5：都市計画課、企画課調べ

#### 低炭素社会

地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減する社会。

#### 住宅セーフティネット

自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組み。

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

#### 都市再生整備計画事業

都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付される事業。

#### 立地適正化計画

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により市町村が策定できるようになった市町村都市計画マスタープランの高度化版。

#### 公営住宅のバリアフリー化率

公営住宅のうち、バリアフリー化(2か所以上の手すりの設置、屋内の段差解消、廊下幅78cm以上や出入口幅75cm以上の確保、いずれかに該当)された住宅の割合。

## 6 自発の地域づくり さが (1) まちづくり

### 美しい景観づくり

【担当課】都市計画課、建築住宅課、庁内各課（室）

#### 【目指す将来像】

地域の自然や歴史的なまちの景観、建造物が保存、活用され、佐賀県らしい美しい景観が守り育てられており、県民が地域に誇りと愛着を持ちながら暮らしている。

#### 【課題・対応】

景観に関する意識の醸成は図られつつあるものの、景観づくりによる交流人口拡大や地域活性化等の効果は即効的でなく顕在化に時間を要するため、地域によっては優先順位が低くならざるを得ず、景観づくりが進んでいません。また、人口減少に伴う担い手不足や経済情勢の変化などにより、佐賀県らしい美しい景観が損なわれる場合も考えられます。

このような中、「地域の営みの姿」そのものである景観を次世代に引き継ぐためには、県民、事業者、市町、県それぞれが責務を認識したうえで、各地域が主体的に自らの資源に磨きをかけていくことが求められています。

屋外広告物の規制についても、関係者の理解促進とともに、許可申請や違反是正が図られるよう取り組む必要があります。【指標3】

#### 【取組方針】

県民、事業者、市町と連携、役割分担を図りながら、永続的に心地良い佐賀の景観づくりを推進します。

市町の景観行政及び地域の景観づくりに対し適切な支援を行うことにより、地域の特色を活かした魅力のある景観づくりを進めます。【指標1】

県、市町が実施する公共事業において、良好な景観形成を推進します。

地域のシンボルである建造物や美しい地区をはじめとした個性ある町の姿が次世代に継承されるよう、地域や市町との連携のもと、歴史や文化等を継承したまちなみづくりや、地域の景観資源を保全し、磨き上げて活用する取組を推進します。【指標2】

景観の主要な構成要素となる屋外広告物を適切に規制・誘導します。【指標3 - 】

#### [主な具体的取組]

- ・県民、事業者、市町、県それぞれに責務があり、一人ひとりが景観づくりの主役であるという意識の啓発
- ・市町の景観行政団体への移行、市町景観計画策定等の景観法を活用した取組への支援
- ・CSO（ ）や地域住民等による主体的な景観づくり活動の推進、支援
- ・佐賀県公共事業景観形成指針（ ）に基づいた公共事業の設計検討
- ・佐賀県遺産制度（ ）を活用した景観資源の保全・活用の推進
- ・街なみ環境整備事業によるまちなみ修景の推進（市町事業）
- ・屋外広告物条例に基づく申請促進、違反是正策の強化
- ・良好な景観の形成に積極的に取り組む市町が行う無電柱化事業に対する支援

【指標】

指標 1：市町の景観法を活用した取組（ ）数について、平成 30 年度までに 22 件とすることを目指します。

指標 2：「22 世紀佐賀県遺産」の認定件数について、平成 30 年度までに 50 件とすることを目指します。

指標 3：禁止広告物のない重要交差点の割合について、平成 30 年度までに 95%とすることを目指します。

指標 3 - ：是正勧告、氏名公表等の対応措置を実施した重要交差点禁止広告物（指導困難物件を除く）の割合について、平成 30 年度までに 100%とすることを目指します。

| 指標名                              | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|----------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                  |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>市町の景観法を活用した取組数（累計）       | 件  | 17     | 18     | 19     | 20     | 22     |
| 指標 2<br>佐賀県遺産認定件数（累計）            | 件  | 43     | 45     | 47     | 49     | 50     |
| 指標 3<br>禁止広告物のない重要交差点の割合         | %  | 84     | 88     | 90     | 92     | 95     |
| 指標 3 -<br>対応措置を実施した重要交差点禁止広告物の割合 | %  | -      | 70     | 80     | 90     | 100    |

都市計画課調べ

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

佐賀県公共事業景観形成指針

公共事業による良好な景観形成のため、美しい景観づくり条例に基づき県が定めた指針。

佐賀県遺産制度

美しい景観を呈する地区または地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを、「佐賀県遺産」として認定する制度。

市町の景観法を活用した取組

景観行政を司る地方自治体（景観行政団体）への移行、景観計画の策定及び改訂、景観協定・景観整備機構・景観重要建造物・景観重要公共施設等の指定をいう。

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### 地域における身近な移動手段の確保

【担当課】新幹線・地域交通課、さが創生推進課

#### 【目指す将来像】

路線バスや地域鉄道、デマンド交通<sup>( )</sup>など地域の实情に応じた移動手段が確保され、住民や観光客などの移動がしやすくなっており、地域が活性化されている。

#### 【課題・対応】

平成 25 年に交通政策基本法が制定され、地方自治体の責務が明記されるなど、地域の移動手段確保に関する地方自治体の役割が大きくなってきています。

現状では人口減少や、高齢者の免許保有の増加などにより、鉄道、バス、タクシー、離島航路などの地域公共交通は利用者が減少しており、このまま公共交通の利用が低迷すれば、公共交通サービスが提供されなくなる恐れがあります。

また、高齢化が進んだことにより、車の運転ができない人や経済的に車を持っていない人などが今後も見込まれるため、そのような移動制約者にとっても利用しやすい持続可能な移動手段の維持確保は地域にとって重要な課題となっています。

公共交通を持続可能なものとして確保していくためには、移動制約者だけでなく、観光客等の新たな公共交通利用者を掘り起こし、まちづくりや健康増進等の関連分野の施策も絡めて、公共交通の利用促進を図る必要があります。

#### 【取組方針】

地域の实情（移動の実態等）に合わせた、移動手段確保の検討・見直しに取り組む市町等を支援します。【指標 1】

地域交通施策を、住民の外出促進や歩行促進など、まちづくり・健康増進等の観点も含めて推進します。

必要な地域公共交通については、地域の实情に応じて適切なかたちで維持確保し、移動制約者以外の人（観光客や自家用車利用者等）を含めて利用促進を図ります。【指標 2】

持続可能な地域の移動手段確保のために、地域公共交通全体の総合的な取組を計画的に進めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・市町等による移動手段確保の検討・見直し（実態調査等）への支援
- ・デマンド交通等新たな移動手段確保の推進
- ・地域公共交通の利用促進策の検討・推進
- ・路線バスや離島航路の維持確保
- ・公共交通機関のユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>化の推進
- ・松浦鉄道の施設整備計画の推進
- ・交通系電子マネー等の導入
- ・「上下分離」方式<sup>( )</sup>等の研究
- ・地域公共交通網形成計画<sup>( )</sup>の策定

【指標】

指標 1：地域交通の見直しに取り組む市町の数について、平成 30 年度までに 10 市町とすることを目指します。

（なお、ここでいう「見直し」とは、地域公共交通網形成計画の策定や、ニーズ調査等を踏まえた交通手段の分析・検討などを指し、単にダイヤやルートの変更は含まれないものとします。）

指標 2：人口 10 万人あたりの路線バスの年間利用者数について、平成 30 年度までに現状（H26 年度）より増加させることを目指します。

| 指標名                             | 単位 | 現状     | 目標        |           |           |           |
|---------------------------------|----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                                 |    | H26 年度 | H27 年度    | H28 年度    | H29 年度    | H30 年度    |
| 指標 1<br>地域交通の見直しに取り組む市町の数（累計）   | 市町 | 2      | 4         | 6         | 8         | 10        |
| 指標 2<br>人口 10 万人あたりの路線バスの年間利用者数 | 千人 | 973    | H26 からの増加 | H26 からの増加 | H26 からの増加 | H26 からの増加 |

指標 1：さが創生推進課調べ

指標 2：新幹線・地域交通課調べ

デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態システム。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

「上下分離」方式

公的主体等が線路等のインフラ（下部）を所有し、運行（車両等所有）は別の運行事業者等（上部）が行うこと。

地域公共交通網形成計画

地域における公共交通網を再構築するため、地方公共団体が交通事業者等の地域の関係者と連携し、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにすることを目的に策定する基本計画のこと

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### くらしに身近な道路の整備

【担当課】道路課、まちづくり推進課、交通規制課

#### 【目指す将来像】

くらしに身近な道路の改良や歩道の設置、ユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>化が進み、自動車、自転車、歩行者などすべての利用者が便利で安全に安心して移動できるエリアが広がっている。

#### 【課題・対応】

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。

また、高齢者の方がつまずく、車いすやベビーカーなどがスムーズに利用できないなどの意見に対応するため、歩道段差のスロープ化に取り組んでおり、今後もすべての利用者が安心・安全に通行できるようなユニバーサルデザインを考慮した歩道整備に取り組んでいく必要があります。【指標1】

#### 【指標2】

道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。県内の暮らしに身近な道路は着実に整備を進めていますが、今後も利用者が多く危険な箇所における交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和に取り組んでいく必要があります。【指標3】

#### 【取組方針】

小学校1km圏内の歩道整備や、通学路合同点検に係る要対策箇所の整備に重点的に取り組みます。

自転車ネットワーク計画を策定している佐賀市や警察と協議しながら、通学路などにおける自動車、自転車、歩行者の分離などによる交通安全対策について取り組みます。

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路など主要な生活関連経路を中心に歩道のユニバーサルデザイン化を進め、使いやすい道路づくりに取り組みます。

交通安全総点検を実施し、利用者等の意見などからニーズを把握し、歩道等の改善とともに、職員や市町のユニバーサルデザインへの意識向上に取り組めます。

国際化の推進、外国人観光客誘致など関係施策と連携し、誰にでもわかりやすい道路標識の整備に取り組めます。

生活圏における安全な道路環境の整備に取り組めます。

#### [主な具体的取組]

- ・通学路などにおける歩道等の整備（歩道整備、路肩のカラー舗装化、自転車との分離など）
- ・歩道のユニバーサルデザイン化
- ・交通安全総点検による市町道のユニバーサルデザイン化の支援
- ・誰にでもわかりやすい道路標識の整備
- ・生活圏内道路の整備

#### 【指標】

指標1：交安法<sup>( )</sup>指定通学路（H29.3.13指定の県管理道路506.2km）の整備率（簡易な整備を含む。）について、平成30年度までに80.2%（406km）とすることを目指します。

指標 2 :交通安全総点検について、平成 30 年度までに全 20 市町、50 箇所を実施するとともに、各市町での 2 回以上実施率を 85%とすることを目指します。

指標 3 :県道の改良率( )について、平成 30 年度までに 69%とすることを目指します。

| 指標名                                | 単位                            | 現状                          | 目標                          |                             |                           |                         |
|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------------|
|                                    |                               | H26 年度                      | H27 年度                      | H28 年度                      | H29 年度                    | H30 年度                  |
| 指標 1<br>交安法指定通<br>学路の整備率<br>( )    | %<br>【%】<br>( km )            | 78.8<br>【78.6】<br>( 397.9 ) | 79.3<br>【79.0】<br>( 400.0 ) | 79.7<br>【79.4】<br>( 402.0 ) | 【79.8】<br>( 404.0 )       | 【80.2】<br>( 406.0 )     |
| 指標 2<br>交通安全総点<br>検の実施箇所・率<br>(累計) | 箇所<br>%<br>(実施回<br>数/市町<br>数) | 42<br>70<br>( 14.0/20 )     | 44<br>75<br>( 15.0/20 )     | 46<br>80<br>( 16.0/20 )     | 48<br>82.5<br>( 16.5/20 ) | 50<br>85<br>( 17.0/20 ) |
| 指標 3<br>県道の改良率                     | %                             | 67.0                        | 67.5                        | 68.0                        | 68.5                      | 69.0                    |

指標 1 :道路課調べ(交通安全施設現況調査)

指標 2 :道路課調べ

指標 3 :道路課調べ(道路現況表)

#### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方。

#### 交安法

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の略称。

#### 県道の改良率

国道等との重用区間を除く供用中の県道延長(H26.4.1 現在:1,262km)に対する改良済道路延長の割合。

#### 交安法指定通学路の整備率

H29.3.13 指定により更新された公安法指定通学路の県管理道路 506.2km に対する整備率。中段【 】書き

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### 佐賀空港の使いやすさの向上

【担当課】空港課

#### 【目指す将来像】

国内外の路線が充実し、九州における LCC<sup>( )</sup>の拠点空港としての機能が高まっており、佐賀空港を起点とした人や物の交流が活発になっている。

#### 【課題・対応】

国内外の LCC が積極的に路線展開を図っており、新たな路線誘致のチャンスを迎えています。

このような中、新たな路線誘致を進めるためには、国内外の LCC 等への積極的な誘致活動とともに、既存路線の定着・更なる利便性の向上を図り、佐賀空港の潜在力を示していく必要があります。

#### 【指標 1】【指標 2】

また、九州で唯一の夜間貨物便については、恒常的に荷物を確保し、路線の安定化を図る必要があります。

さらに、ビジネスジェット<sup>( )</sup>が運航できる空港としての認知度向上が必要です。

今後は、国内外の観光客やビジネスユーザーを取り込むために、新たな路線誘致や基幹路線である東京便をはじめとする既存路線の増便に積極的かつ計画的に取り組んでいく必要があります、そのためには航空会社が希望する時間帯で安全で安定した運航が確保できるような空港の機能強化が必要です。

このような LCC の拠点空港化を進めることで、九州におけるゲートウェイ空港としての地位を確立し、全国他地域との競争の中で、将来的に急増する訪日外国人客を九州・佐賀に強力に誘致し、国内外との交流を拡大させることにより、地域の飛躍につなげていく必要があります。

#### 【取組方針】

佐賀空港の愛称変更に取り組めます。

東アジア及び国内の新たな路線誘致に取り組めます。

既存路線（東京便・成田便・上海便・ソウル便）の増便に取り組めます。

国内外からの誘客に取り組めます。

夜間貨物便の利用促進に取り組めます。

ビジネスジェットの誘致に取り組めます。

快適で使いやすい空港づくりに向けた機能強化に取り組めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・「九州佐賀国際空港」という愛称使用の検討
- ・台湾をはじめとした東アジア地域の LCC 等への誘致活動
- ・関西圏路線の開設に向けた国内の LCC 等への誘致活動
- ・データ利活用による効果的な営業・広報活動及びリムジンタクシー・レンタカーキャンペーン等のアクセス対策の充実
- ・夜間貨物便の運航会社と連携した運送事業者や荷主への営業活動
- ・ビジネスジェットの受入体制の更なる充実及び国内外での営業・広報活動並びに誘致活動
- ・旅客ビル、駐機場の機能強化の内容検討及び整備
- ・将来の就航先の拡大（東南アジア等）を見据えた滑走路の延長（2,500m 化）に向けた検討の開始



【指標】

指標1：国内線の路線・便数について、平成30年度までに3路線・10便/週に増やすことを目指します。

指標2：国際線の路線・便数について、平成30年度までに4路線・13便/日に増やすことを目指します。

| 指標名               | 単位  | 現状    | 目標    |       |       |       |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |     | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 指標1<br>国内線の路線数・便数 | 路線  | 2     | 2     | 2     | 3     | 3     |
|                   | 便/日 | 6     | 6     | 7     | 9     | 10    |
| 指標2<br>国際線の路線数・便数 | 路線  | 2     | 3     | 4     | 4     | 4     |
|                   | 便/週 | 6     | 8     | 11    | 12    | 13    |

空港課調べ

LCC（ローコストキャリア）

格安航空会社のこと、同一機種での運航などによる効率化の向上によって低い運航費用を実現し、低価格かつサービスが簡素化された航空輸送サービスを提供する航空会社のこと。

ビジネスジェット

国内外を問わずグローバルに、かつ、個人の都合に合わせて目的地まで飛ぶことができる飛行機のこと。

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### 九州新幹線の整備・活用

【担当課】新幹線・地域交通課、庁内各課（室）

#### 【目指す将来像】

九州新幹線西九州ルートが開業し、県内全域で他地域との交流が広がっているととも、県内各分野において経済の活性化をもたらしている。

#### 【課題・対応】

関係 6 者の合意により平成 34 年度に開業が決定した西九州ルートの整備については、肥前山口～武雄温泉間の複線化や新鳥栖駅及び武雄温泉駅における狭軌の在来線と標準軌の新幹線を結ぶアプローチ線の整備に加え、標準軌新線区間の整備も着実に進める必要があります。【指標 1】

また、フリーゲージトレイン<sup>( )</sup>の開発や平成 34 年度の開業に向けて着実に整備を進めるなど合意事項の確実な実現に関して、国に対し継続した要望活動及び国の動向把握に努めるとともに、県内においては、西九州ルートの開業後の姿について住民への周知が必要です。

新幹線の活用については、新幹線開業を地域経済の活性化につなげていくことが重要であり、地域の魅力づくりや魅力向上に向けた取組を推進していく必要があります。

そのため、「佐賀県新幹線活用基本戦略<sup>( )</sup>」（以下「基本戦略」という。）に基づく今後の具体的取組（内容）を検討・整理して取り組むことにより、開業に向けた更なる機運醸成を図り、取組事例の創出に取り組んでいく必要があります。【指標 2】

#### 【取組方針】

平成 34 年度の開業を目指し、肥前山口～武雄温泉間の複線化や新鳥栖駅のアプローチ線に関する整備とともに、引き続き標準軌新線区間の整備も着実に進めます。

フリーゲージトレインの開発や合意事項の確実な実現については、国に対して継続した要望活動を行うことや国の動向の情報収集に努め、県内では西九州ルートの開業後の姿について住民への周知に努めます。

- 西九州ルート開業までの残された期間が約 7 年となり、これまでの取組における成果や課題も踏まえ、充実・強化すべきこと、新たに実施すべきことなどを検討・整理しながら着実に取り組みます。

新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促進に取り組みます。

西九州ルートの開業に向け、新幹線をはじめとする公共交通を活かした各地域の魅力づくりや魅力向上の取組に対する支援及び情報発信の強化を図ります。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・ 肥前山口～武雄温泉間の複線化や新鳥栖駅のアプローチ線を含む西九州ルートの整備促進
- ・ 政策提案等による要請活動、国の整備新幹線に係る情報収集及び住民への新幹線開業後の姿の周知
- ・ 新幹線を利用して佐賀県に来てもらう「きっかけ」づくりなど、「基本戦略」に基づく今後の具体的取組（内容）の検討・整理
- ・ 新幹線停車予定駅からの人の流れを拡大させるような広域的な観点による誘客促進の取組の実施

- ・県内産品を使った新たな商品開発など、地域経済への波及効果が期待できる取組の実施
- ・「さが交通デザイン協議会( )」による情報発信の強化

#### 【指標】

指標1：西九州ルート(武雄温泉～長崎間)の事業進捗度( )について、平成30年度までに67%にすることを目指します。

指標2：「基本戦略」に基づく今後の具体的取組(内容)について、平成28年度末ごろまでに検討・整理を行い、その取組の実施を目指します。

| 指標名                                    | 単位 | 現状    | 目標                 |       |                 |       |
|--|----|-------|--------------------|-------|-----------------|-------|
|  |    | H26年度 | H27年度              | H28年度 | H29年度           | H30年度 |
| 指標1<br>西九州ルート(武雄温泉～長崎間)の事業進捗度          | %  | 28    | 36                 | 46    | 55              | 67    |
| 指標2<br>「基本戦略」に基づく今後の具体的取組(内容)の検討・整理と実施 |    | -     | 今後の具体的取組(内容)の検討・整理 |       | 今後の具体的取組(内容)の実施 |       |

新幹線・地域交通課調べ

#### フリーゲージトレイン

車輪の幅を変えることで、幅の異なる線路を自由に行き来することができる車両。

#### 佐賀県新幹線活用基本戦略(基本戦略)

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの2つの新幹線が県内を通るというチャンスを最大限に活かすため、平成21年2月にまとめた新幹線活用の方向性等を示したもの。

#### さが交通デザイン協議会(旧名称 新幹線さが未来づくり協議会)

九州新幹線鹿児島ルート及び西九州ルートの開業効果を佐賀県内の広い範囲に拡大させるため、県全体の新幹線を活用する機運醸成を図るために、県内の経済、農水、観光、交通、報道関連の民間団体と県内の全市町及び県で構成。

#### 西九州ルート(武雄温泉～長崎間)の事業進捗度

県負担金ベースでの事業進捗度。

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### 幹線道路ネットワークの整備

【担当課】道路課

#### 【目指す将来像】

広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進み、地域間の移動時間や距離が短縮されるとともに、予定した時間どおりに移動・輸送ができるようになっており、地域や産業の活性化をもたらしている。

#### 【課題・対応】

小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県にとって、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保は重要な意味を持っており、地域にとって、将来の発展のベースとなる広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が課題となっています。【指標 1】

また、人口減少により、地域や産業の停滞が予想される中であって、自動車交通に依存していることから、現状においては主要な幹線道路で発生している交通渋滞を解消し、時間短縮や定時性の確保に努めること、将来においては地域間の連携強化や交流促進のための従来よりも効率的に広範囲の移動・輸送が求められています。

特に、平成 35 年の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向けて、選手や観客のスムーズな移動のため、幹線道路交通網の整備を計画的に進めることが求められています。

#### 【取組方針】

幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組みます。

国道 3 号や国道 34 号などの幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

#### [ 主な具体的取組 ]

- ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号の重点的な整備促進
- ・国道 3 号、国道 34 号などの整備促進

#### 【指標】

指標 1：広域幹線道路を含む幹線道路ネットワークについて、目標年度までに供用させることを目指します。

| 指標名                        | 単位 | 現状     | 目標                          |        |  |                      |
|----------------------------|----|--------|-----------------------------|--------|--|----------------------|
|                            |    | H26 年度 | H27 年度                      | H28 年度 | H29 年度   | H30 年度               |
| 指標 1<br>広域幹線道路ネットワーク等の供用状況 | -  | -      | 【有明海沿岸道路】<br>芦刈 IC ~ 芦刈南 IC |        | 【西九州自動車道】<br>南波多谷口 IC ~ 伊万里東府招 IC<br>【国道 34 号】<br>武雄バイパス | 【国道 498 号】<br>若木バイパス |

道路課調べ

## 6 自発の地域づくり さが (2) 交通ネットワーク

### 港湾の利活用及び整備・保全の推進

#### 【担当課】港湾課

#### 【目指す将来像】

地域の特性を活かした物流や観光・交流の港湾機能が充実するとともに、物や人の流れが活発化しており、対アジア貿易及び観光・交流の拠点として、地域の幅広い産業や人々の生活を支えている。

#### 【課題・対応】

伊万里港においては、近隣港との競争の中、取扱貨物量の増加や航路数の増加を図る必要があります。【指標1】【指標2】

また、船舶の大型化への対応、コンテナヤードの老朽化や荷役効率化への対応、港周辺の交通混雑解消等、港湾機能を向上させ、競争力強化を図ることが必要です。

さらには、背後地に新たな物流を発生させるための産業を誘致する取組が必要です。

唐津港においては、平成28年度の東港地区の耐震強化岸壁の供用開始に向け、クルーズ船の誘致、貨物の集荷を進める必要があります。【指標3】【指標4】

東港地区岸壁整備の着実な推進、航路・泊地とヤードの整備を進めることが必要です。

呼子港では、狭隘な港内で船舶の輻輳による混雑、離島航路発着時の送迎車両による道路渋滞などを解消するために離島航路の移転集約が必要です。

県内の港湾施設、港湾海岸保全施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備されており、老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全対策を行う必要があります。

#### 【取組方針】

##### 伊万里港

官民一体となったポートセールス( )を推進し、取扱貨物量の増加を図ります。

コンテナ貨物の輸出入バランスの改善を図ります。

台湾やASEAN等既存航路では十分なサービスが提供できない地域における航路の拡大を目指します。

直轄事業である航路・泊地と臨港道路の整備が促進されるよう関係者へ働きかけます。

施設設備の更新に際し、荷役の効率化や安全性等の向上、コンテナの蔵置能力を高めるため、官民連携してコンテナヤードの整備に取り組みます。

工業用地等として、背後地に新たな産業を誘致するため、浦ノ崎地区廃棄物処理用地の埋立整備促進に取り組みます。

##### 唐津港

クルーズ船、高速船の寄港回数の増加を図ります。

妙見地区においては、外国貿易の中継基地としての活用を図ります。

直轄事業である東港地区の耐震強化岸壁と航路・泊地の整備が促進されるよう関係者へ働きかけます。

耐震強化岸壁整備にあわせ、新たな貨物の取扱いに必要となるヤードを整備して港勢の拡大を図るとともに、クルーズ船の寄港による観光拠点の形成や震災等の災害時における緊急物資輸送の機能確保等を図るため、東港地区の整備に取り組みます。

## 呼子港

現在、呼子湾奥に寄港している離島4航路を先方地区に移転・集約するための検討を行います。

## 保全

港湾施設については、平成26年度策定した長寿命化計画に基づき、計画的に保全対策に取り組みます。【指標5】

港湾海岸保全施設（堤防、護岸等）については、点検を行い、健全度を把握し、予防保全計画の策定に取り組みます。

## [主な具体的取組]

### 伊万里港

- ・ポートセミナー（ ）、出前講座の実施
- ・輸出入バランス改善のための取組  
（インセンティブ（ ）の活用、県内輸出企業への働きかけの強化）
- ・新規航路の誘致や既存航路の複数便化のための取組  
（インセンティブの活用、貨物調査、船社へのセールス）
- ・七ツ島北航路・泊地、臨港道路七ツ島線の整備（国）
- ・トランスファークレーン（ ）対応のヤード整備
- ・浦ノ崎地区の整備

### 唐津港

- ・国内外のクルーズ船社へのセールス、船社キーマンの招聘
- ・グアム向け輸出、輸入貨物の検討、現地ゼネコンへのセールス
- ・耐震強化岸壁、航路泊地の整備推進（国）
- ・需要を踏まえたふ頭用地、上屋の整備

### 呼子港

- ・先方地区に整備離島4航路を集約するための護岸、浮き栈橋等の検討

### 港湾施設

- ・係留施設、外郭施設（防波堤）、臨港交通施設（橋梁）の点検・補修

### 港湾海岸施設

- ・堤防・護岸・樋門・陸閘の点検
- ・長寿命化計画の策定

## 【指標】

指標1：伊万里港のコンテナ貨物取扱量について、平成30年までに20フィートコンテナ換算で40,000個とすることを目指します。（暦年）

指標2：伊万里港の国際定期コンテナ航路について、平成30年度までに増便（週5便化）することを目指します。

指標3：唐津港のクルーズ船の寄港回数について、平成30年度までに6隻（1,500人）とすることを目指します。

指標4：唐津港妙見ふ頭及び東港ふ頭の貨物取扱量について、平成30年までに510千トンとすることを目指します。（暦年）

指標5：長寿命化計画を策定した港湾施設の改修割合について、平成30年度までに80%とすることを目指します。

| 指標名  | 単位          | 現状           | 目標           |              |              |              |
|--|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|  |             | H26 年度       | H27 年度       | H28 年度       | H29 年度       | H30 年度       |
| 指標 1<br>伊万里港コンテナ貨物<br>取扱量(20 フィートコ<br>ンテナ換算)(暦年) | 個数          | 31,651       | 33,000       | 35,000       | 37,000       | 40,000       |
| 指標 2<br>伊万里港国際定期コン<br>テナ航路数(便数)                  | 航路数<br>(便数) | 4<br>(4)     | 4<br>(4)     | 4<br>(4)     | 4<br>(4)     | 5<br>(5)     |
| 指標 3<br>唐津港クルーズ船の寄<br>港回数(クルーズ観光<br>客数)          | 隻<br>(人)    | 3<br>(1,021) | 3<br>(1,050) | 4<br>(1,100) | 5<br>(1,350) | 6<br>(1,500) |
| 指標 4<br>唐津港妙見ふ頭及び東<br>港ふ頭の貨物取扱量<br>(暦年)          | 千トン         | 399          | 430          | 460          | 500          | 510          |
| 指標 5<br>港湾施設の改修割合                                | %           | 64           | 68           | 72           | 76           | 80           |

港湾課調べ

#### ポートセールス

佐賀県が管理・運営する港湾の利用促進を通じて地域経済の活性化を図るため、船会社や荷主企業等を対象に、航路の誘致や貿易貨物の集荷等、港湾の利用を働きかけるセールス活動のこと。

#### ポートセミナー

伊万里港のインフラの整備状況、利用状況及び特徴等を船社や荷主、物流企業等に広く紹介することにより、伊万里港の認知度を向上させ、利用を働きかけるためのセミナー。

#### インセンティブ

県内港湾の利用を動機づけるための補助制度。

#### トランスファークレーン

コンテナヤードにおいてコンテナの荷役作業に使用される門型(橋形)のクレーン。

## 6 自発の地域づくり さが (3) 県民協働

### CSO活動の活発化と県民協働の推進

【担当課】県民協働課

#### 【目指す将来像】

自助、共助、公助のバランスがとれた社会づくりに向けて、県民一人ひとりが暮らしの満足度を高めていく主体となり、公益的活動に参加しており、県民、CSO<sup>( )</sup>、企業、行政等の多様な主体が公共を担っている。

#### 【課題・対応】

地域の課題解決を図り、暮らしの満足度を向上させていくためには、行政のみがサービスを提供するのではなく、CSO、県民、企業等の多様な主体が公共サービスを担う、行政とCSO等との協働を更に進めていくことが重要です。

そのためには、行政側にはCSO等との協働に対する行政職員の意識改革や県内CSO支援の中核的な役割を担う公益財団法人との連携、CSO側には更なる課題解決力などの向上を図る必要があります。

また、個々のCSOを支援する中間支援組織<sup>( )</sup>についても、自らの組織を維持・運営していくため、様々な事業に活動の幅を広げる一方、結果として、中間支援活動に必要なスキルの蓄積が不十分となっています。

加えて、寄附やボランティアという形でCSO活動に参加する県民がまだまだ少ないことなどから、県民ファンドを運営する公益財団法人や中間支援組織と協働し、県民の一層の公益的活動への参加を推進する必要があります。

#### 【取組方針】

行政職員の意識改革や公共サービスの担い手としてのCSOの課題解決力の向上、及び中間支援組織スタッフのスキルの向上に取り組みます。【指標1】【指標2】

県民ファンド<sup>( )</sup>を運営する公益財団法人と連携し、CSOと市町等との協働を更に促すことで、CSO活動基盤の強化とともに県民協働の一層の推進を図ります。【指標1】

県民等からの寄附を基にCSO活動への助成等を行う県民ファンドの一層の取組の推進を図ります。

県外で活躍するCSO(NPO、NGO<sup>( )</sup>)の誘致による県内CSOへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出で、更なる地域の課題解決につなげます。【指標2】

支援メニューの更なる活用促進や普及啓発活動の推進によりCSO活動を一層支援します。

#### [主な具体的取組]

- ・CSO提案型協働創出事業<sup>( )</sup>の実施による公益財団法人、CSO、市町等の協働促進
- ・県民等からの寄附を基にCSO活動に助成等を行う県民ファンドに対する支援
- ・CSOの活動基盤強化を図るための活動資金確保及び人材育成等の研修等
- ・県内CSOへのノウハウ提供、人材の流入と雇用創出を目的とした、県外CSO(NPO、NGO)の誘致
- ・ふるさと納税のCSO指定寄附の推進
- ・CSOポータル等を活用したプラスワン運動<sup>( )</sup>(寄附を含む。)の推進

#### 【指標】

指標1：県とCSOの協働事業数について、平成30年度までに280件とすることを目指します。



指標 2 : 県外で活躍する CSO (NPO、NGO) の誘致件数について、平成 30 年度までに 4 件とすることを目指します。

| 指標名                                   | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |  |
|---------------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|                                       |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |  |
| 指標 1<br>県と CSO の協働事業数                 | 件  | 247    | 250    | 260    | 270    | 280    |  |
| 指標 2<br>県外 CSO (NPO、NGO) 誘致件数<br>(累計) | 件  | 0      | 1      | 2      | 3      | 4      |  |

県民協働課調べ

#### CSO

Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。

#### 中間支援組織

個々の CSO を支援することを目的に活動する CSO のこと。

#### 県民ファンド

CSO 自らが運営し、県民等からの寄附を基に CSO 活動に助成するための基金のこと。

#### NGO

Non-governmental organizations (非政府組織) の略で、貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずに取り組む団体のこと。

#### CSO 提案型協働創出事業

協働に係る提案を募集し、行政(県、市町)と CSO とが協議を重ね、公共サービスの質の向上、県民満足度の向上、ひいては CSO の活性化、住民自治の実現を図っていく仕組みのこと。

#### プラスワン運動

県民が仕事や家庭での役割にプラスして社会貢献活動に参加することをすすめる運動のこと。

## 6 自発の地域づくり さが

### (4) 国際化

---

#### 世界とともに発展する佐賀

【担当課】国際課、庁内各課（室）

---

#### 【目指す将来像】

県民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解し、外国人住民等と共生できる「多文化共生」を実現する地域となっている。

#### 【課題・対応】

近年、我が国は、少子高齢化や人口・労働力の減少が続いており、他方で経済をはじめとする様々な分野において、グローバル化が急速に進展し、地域が国境を越え、直接、世界の諸地域と交流・連携する時代を迎えています。

こうした中、本県が活力ある地域として持続的に発展していくためには、経済成長や人口増加が期待される世界の国々と、経済や文化、人など多様な分野においてつながりを強化し、海外活力を取り込むとともに、多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

#### 【取組方針】

国際戦略に基づき、様々な分野の国際関連施策を総合的に推進します。

市町等と連携し、外国人住民等が住みやすい環境整備を推進します。【指標1】【指標2】

海外との交流を深めることにより、県民の豊かな国際感覚の醸成とグローバル人材の育成を推進します。【指標3】【指標4】

#### [主な具体的取組]

- ・国際関連施策の総合調整、新たに取り組むべき地域の検討
- ・観光地や県産品など、佐賀県を総合的にアピールするプロモーションの実施
- ・海外からのクリエイター受入と創作活動支援による交流促進
- ・市町等と連携した外国人相談体制のネットワーク構築
- ・防災や外国人相談など多文化共生分野のボランティアの育成等
- ・市町等との多文化共生のモデル施策の検討
- ・国際協力事業の推進
- ・県の友好交流先との自治体間、学校間等の地域間交流の推進
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたホストタウン交流国との交流の推進
- ・地域等での国際理解講座の実施等
- ・大学、短大、専門学校、日本語学校等における外国人留学生受入拡大支援
- ・佐賀県国際戦略本部会議の設置・運営
- ・外部有識者等による国際関連施策のアイデアの具体化の検討
- ・市町、民間団体の地域間交流の支援
- ・語学指導等を行う外国青年の招致事業（JETプログラム）の推進

#### 【指標】

指標1：国際交流ボランティアの登録者について、平成28年度までに410人とすることを目指します。

- 指標2：現に活動する国際交流ボランティアの登録者について、平成30年度までに290人とすることを目指します。

指標3：学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数について、平成30年度までに52件とすることを目指します。

指標4：外国人留学生数（大学、短大、専門学校、日本語学校）について、平成30年度までに880人とすることを目指します。

| 指標名                              | 単位 | 現状    | 目標    |       |       |       |  |
|----------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|--|
|                                  |    | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |  |
| 指標1<br>国際交流ボランティアの登録者数           | 人  | 350   | 380   | 410   |       |       |  |
| 指標2<br>現に活動する国際交流ボランティアの登録者数     | 人  | 184   |       |       | 260   | 290   |  |
| 指標3<br>学校の海外との姉妹協定等に基づく新規交流件数    | 件  | 40    | 43    | 46    | 49    | 52    |  |
| 指標4<br>外国人留学生数（大学、短大、専門学校、日本語学校） | 人  | 446   | 563   | 668   | 774   | 880   |  |

国際課調べ

## 6 自発の地域づくり さが (5) 情報通信

### 県民のICT利活用の促進

#### 【担当課】情報課

#### 【目指す将来像】

県民のICT<sup>( )</sup>利活用が当たり前になっており、誰もが安全・安心にICTの恩恵を受けることができる。

#### 【課題・対応】

県内では、行政・民間により光ファイバー網やケーブル・インターネットの超高速化、超高速通信のモバイル通信網の整備が進んだことで、超高速ブロードバンド<sup>( )</sup>(有線・無線)が活用可能な世帯のカバー率は100%<sup>( )</sup>となりました。

また、近年では、スマートフォンやタブレットが急速に普及したことで県民のインターネット利用がより身近なものになり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)<sup>( )</sup>やネットショッピングの利活用、動画の視聴、モバイルワークの普及など、ICTの進展は、県民の暮らしや働き方など幅広い場面において大きな変化をもたらしています。

一方で、ICTに関する初心者が高齢者層を中心に存することから、あらゆる年齢層の方々が身近にインターネットを利活用し、ICTの恩恵を享受できるようにしていくために、特に初心者向けのICTリテラシー<sup>( )</sup>の向上が必要となっています。

さらに、情報通信基盤であるインターネット環境の整備が進む中で、不正ソフトウェアや不正アクセス等に対する普及啓発や防御スキルの習得及び情報モラルの向上、インターネットを介したいじめや犯罪や経済的被害などから県民を守るというソフト面の対策を講じることが喫緊の課題となっています。

このようなことから、インターネット利活用が一層進むよう環境づくりや普及を進めるとともに、より安全に、かつ、安心してICTを利活用できるよう情報セキュリティやモラルの啓発を推進します。

#### 【指標1】【指標2】

また、我が国では「オープンデータ<sup>( )</sup>」の取組が始まっており、今後、その活用について一層の推進を図るため、普及啓発及び環境整備を進めていきます。

#### 【取組方針】

地域で教え学び合う仕組みや環境づくりを進めます。

子どもや高齢者等が安全に安心してICTを利用できるよう、関係機関・関係団体と連携して情報セキュリティ・リテラシーの普及啓発に取り組みます。

事業者やCSO<sup>( )</sup>、県民等に対するオープンデータの普及啓発等に取り組みます。

#### [主な具体的取組]

- ・地域で教え学び合う仕組みや環境づくりのために、地域できめ細やかにICT初心者教育を行える団体の設立や活動の支援
- ・関係機関、関係団体との連携による情報セキュリティやモラルの普及啓発の推進
- ・オープンデータ利活用団体等との連携によるオープンデータの普及啓発等の取組

【指標】

指標 1 :地域 ICT 推進団体が主催する講習会等への参加人数について、平成 30 年度までに、1,100 人とすることを目指します。

指標 2 :携帯電話などの通信機器に関するルール作りに取り組んだ市町数について、平成 30 年度までに 10 市町とすることを目指します。

| 指標名                                   | 単位 | 現状     | 目標     |        |        |        |
|---------------------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                       |    | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
| 指標 1<br>地域 ICT 推進団体が主催する講習会等への参加人数    | 人  | 1,000  | 1,025  | 1,050  | 1,075  | 1,100  |
| 指標 2<br>携帯電話などの通信機器に関するルール作りに取り組んだ市町数 | 市町 | -      | 1      | 3      | 5      | 10     |

情報課調べ

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

超高速ブロードバンド

下り通信速度でおおむね 30Mbps 以上をいう。

世帯のカバー率 100%

総務省公表資料（2014 年 3 月末時点）より。住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定のもとに推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの（小数点以下第二位を四捨五入）。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

Social Networking Service（Site）の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

ICT リテラシー

情報機器やインターネットを活用して、情報を自己の目的に合うように利用できる能力のこと。

オープンデータ

行政機関が保有するデータで公開可能なものについては、可能な限り機械的・自動的にデータを再利用（加工、編集等）できる形式で公開すること。

CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称。